

ごあいさつ

町田市では、協働による地域社会づくりを推進する「町田市地域経営ビジョン 2030」と、地域における高齢者、障がい者、子ども等の福祉を推進する「第3次町田市地域福祉計画」の両計画のもと、地域課題解決の取組を、地域の皆様とともに進めてまいりました。



しかし、人口減少に伴う人口構造の変化だけでなく、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい生活様式への転換等を受け、人々のライフスタイルや価値観は大きく変わろうとしています。また、地域ではコミュニティの希薄化が進んでいることで、従来の取組だけでは、課題の発見や解決が困難な問題に直面する機会が増えてきております。そのため、これまで以上に人と人とのつながりや支え合いの必要性が高まっています。

このような時代の変化を捉え、新たな町田市の基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン 2040」の実現に向け、この度「町田市地域経営ビジョン 2030」と「第3次町田市地域福祉計画」の両計画の統合に踏み切りました。それが「町田市地域ホッとプラン」です。

本プランの第1部「みんなの計画」では、地域課題を自分ごとと感じて地域で活動する人を増やし、市民や地域活動団体、事業者の皆様と連携・協働しながら、困りごとの解決を図ってまいります。また、第2部には、地域の「やりたい」思いを詰め込んだ「わたしの地区の未来ビジョン」を、地域の皆様とともに作成します。これら地域の思いを力に変え、その力を活かして困りごとをなくしていく地域づくりを目指してまいります。

地域の多様な主体が生み出すアイデアをともに実現し、新しい価値を創っていくことが持続可能な地域づくりに必要です。ぜひ、一緒により良い地域をつくっていきましょう。

最後に、本プランの策定に御尽力いただきました町田市地域福祉計画審議会委員の皆様をはじめ、ご意見やご提案をお寄せいただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

2022年3月

町田市長 **石坂 丈一**

目 次

第1部	みんなの計画.....	7
第1章	計画の策定にあたって	9
1	計画の背景と目的.....	9
2	計画の位置づけ	13
3	計画の期間.....	14
4	計画の策定体制	16
第2章	町田市の現状と課題.....	17
1	統計データからみる現状	17
2	各種調査から見る現状.....	21
3	地区別懇談会*の結果.....	30
4	町田市地域経営ビジョン 2030・第3次町田市地域福祉計画の振り返り..	33
5	現状のまとめ.....	36
6	計画策定にあたっての課題	37
第3章	計画の基本的考え方.....	39
1	基本理念.....	39
2	基本目標.....	40
3	基本施策.....	42
4	計画における「地域」の考え方.....	43
5	施策の体系.....	44
6	持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の実現..	45
第4章	リーディングプロジェクト	46
1	地域の「やりたい」をかなえつつけるプロジェクト	47
2	困りごとをなくそうプロジェクト	51
第5章	目標達成に向けた施策.....	55
基本目標Ⅰ	今を生きる自分に合ったつながりをつくる	56
基本目標Ⅱ	つながりで地域の活力を生み出す	65
基本目標Ⅲ	必要な人に必要な支援が届く仕組みをつくる	71
第6章	プランの推進に向けて	100

資料編.....	101
1 検討体制.....	103
2 検討経緯.....	105
3 用語集	110

※第2部「わたしの地区の未来ビジョン」について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、第2部の策定に係る地区別懇談会の開催時期を、2022年度に延期しました。そのため、第2部の策定は2023年3月頃を予定しています。

「*」表記について

文章の中で「*」印がついている用語は、資料編「3 用語集」に、詳しい説明を掲載しています。なお「*」印は、最初に出てくる用語についています。

本プランにおける「地域」と「地区」の表現について

「地域」とは、対象とする問題により変化する可変的なものです。本プランにおいては、町内会・自治会*地区連合会を基本単位とした10の地域のことを特に「地区」と表現し、その集合体又は抽象的に表現する際に「地域」と呼ぶこととします。

第1部

みんなの計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と目的

(1) 計画策定の背景と目的

町田市では、協働による地域社会づくりを推進する「町田市地域経営ビジョン2030」と、互いに支え合い、自分らしく暮らし続けていくことができるまちの実現を目指す「第3次町田市地域福祉計画」を策定し、地域課題の解決に努めてきました。

両計画に共通する地域の取組として、市内10地区の地区協議会*において、地域の課題解決や魅力発信を行ってきました。地区協議会が地域のネットワークとなって、地域で活動する団体間の連携が深まり、各団体が個別に行ってきた地域課題の解決に向けた活動の幅が広がるなど、協働による地域社会づくりの成果が実感できるようになってきました。

また、本市を取り巻く動向として、2018年には市制施行以来、初めて人口が減少に転じました。これに加え、テクノロジーの急速な進展によるコミュニケーション方法の変容、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい生活様式への転換等を受け、私たちのライフスタイル・価値観は、大きく変わろうとしています。

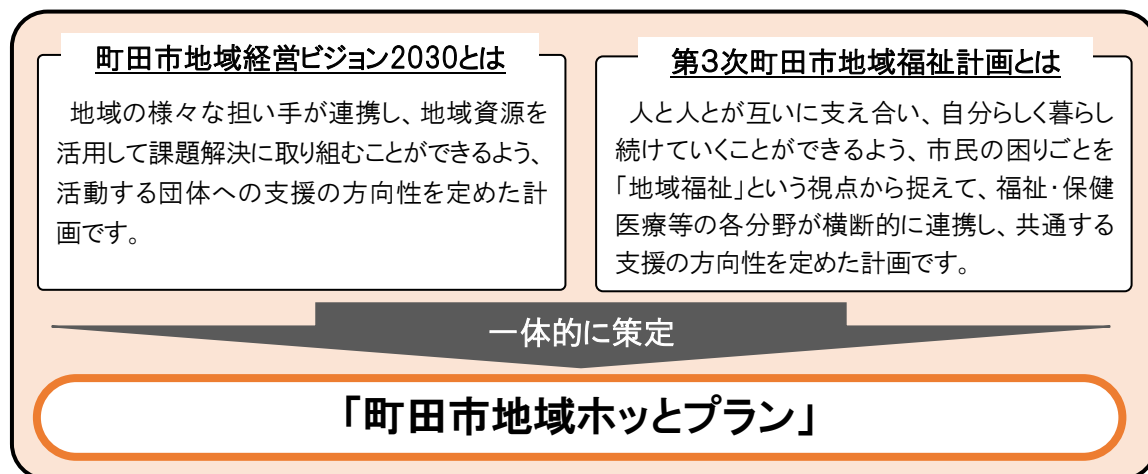
このような様々な変化は、地域における助け合いの仕組みに影響を与えるだけでなく、8050問題*やダブルケア*等の新たな課題を浮き彫りにしました。

一方、国においては、2018年と2020年に社会福祉法の一部が改正されました。2018年の改正では市町村が地域生活課題を解決できる体制整備づくりに努めること、地域福祉計画を各福祉分野の個別計画の上位計画として位置づけることが示されました。また、2020年の改正では、市町村において地域住民等の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築することが求められています。

このような背景を踏まえ、人と人とながかり、多様な価値を尊重し合うことで、誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会の実現を目指します。

(2) 計画の統合について

本プランは、本市の協働による地域社会づくりを推進するために策定した「町田市地域経営ビジョン2030」と、地域や個人への支援の方向性を定める「第3次町田市地域福祉計画」の各後継計画を一体的に策定するものです。



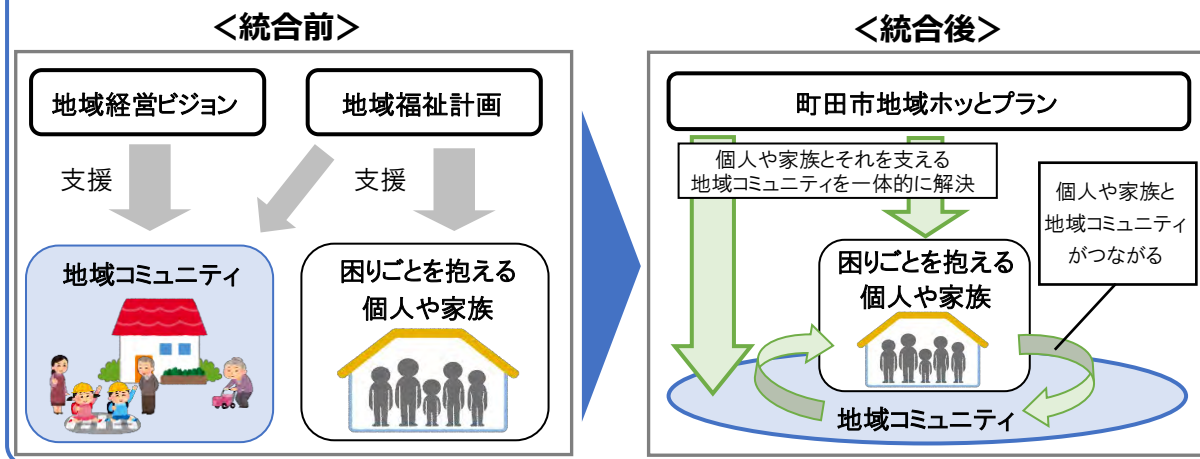
計画統合のねらい

① 地域コミュニティの希薄化と暮らしの困りごとをみんなで解決します！

近年では、人々の価値観が多様化しており、町内会・自治会では、会員の減少や役員のなり手不足により、活動が縮小するなど、地域コミュニティの希薄化が問題となっています。これと相まって、8050問題やダブルケア、ひきこもり*者、DV*被害者等、困りごとを抱える人が、誰にも相談できずに孤立し、問題の早期発見が難しくなっています。

例えば、隣近所から頻繁に怒鳴り声や子どもの泣き声が聞こえたり、ポストに郵便物がたまりっぱなしになっているなどのようなサインが、見過ごされてしまう恐れがあります。また、災害発生時に一人ひとりの命を守るためには、日頃からの顔の見える地域の支え合いが重要であることが、過去の災害から明らかになっています。

今こそ、地域における人と人とのつながりが必要となっています。私たちの暮らしは地域コミュニティに支えられており、地域コミュニティは人と人とのつながりで成り立っています。両計画を統合することで、地域コミュニティの希薄化と個人や家族の暮らしの困りごとを一体的に捉え、みんなで解決していくことを目指します。

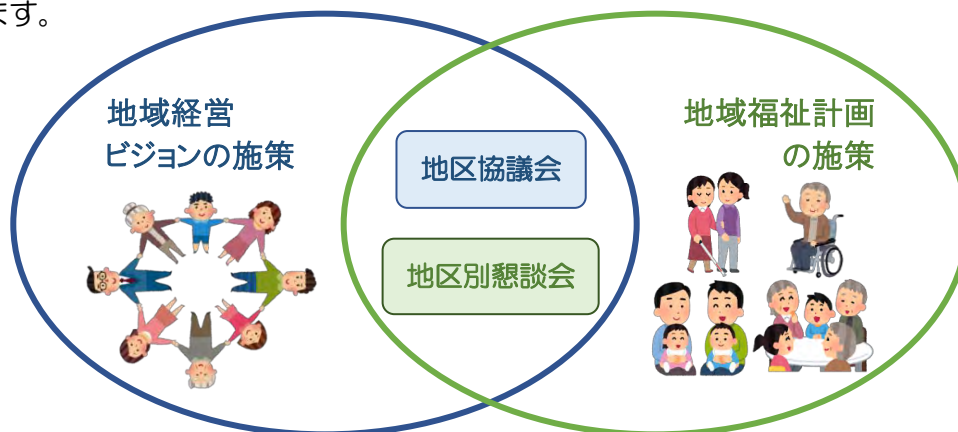


② 地域活動に参加しやすくなります！

地域で活動する人は、様々な役割を担っています。例えば、地域での見守り活動*等の地域課題解決に向けた話し合いをする場合、これまでは「地区協議会」や「地区別懇談会」といった、それぞれの計画に基づき行われる話し合いの場に、それぞれの立場で参加しなければなりません。しかし、地域をよりよくするという目的は同じであり、同じような内容の会議に複数参加しなければならないのは、地域活動をする人にとって負担を感じさせるものです。

そこで両計画を統合することで、「地区協議会」や「地区別懇談会」など内容が重複している会議等は一本化し、内容の充実を図ることで、これまで活動していた人だけでなく、負担感から関わりづらいつ感じていた人でも地域活動に参加しやすくなるようにします。

さらに、地域、企業、行政等が地域課題を自分ゴトとして共感し、話し合い、行動につなげる手法を福祉分野にも用いることで、新たな視点による地域課題の解決を図っていきます。



(3) 計画の統合による変更点

次の6つの要素を新たに加えることで、本プランの策定を行いました。

① 多くの意見を反映しました（⇒16ページ等）

本プランの策定にあたり、多様な市民が参加するワークショップ、市民へのアンケート調査、市内 NPO 法人*・市民活動団体へのアンケート調査、相談支援機関等へのアンケート調査、地区協議会へのヒアリング等、これまで以上に多様な機会を通して、広く市民や地域活動団体、事業者からご意見をいただき、本プランに反映しています。

② 地域みんなの役割を整理しました（⇒55ページ等（第5章））

本プランは、市民、地域活動団体、事業者、社会福祉協議会、及び市の協働で進める計画です。そのため、「取組施策」ごとに、新たにそれぞれの立場の主な役割を示しています。

③ 「わたしの地区の未来ビジョン」をみんなで作ります

第3次町田市地域福祉計画では、第2部に地区別の基本データ、資源マップ、地区の課題とその解決のための方向性等を掲載した「地区活動計画」を作成しました。本プランでは、名称を「地区活動計画」から新たに「わたしの地区の未来ビジョン」に変更し、地区活動計画の内容を継承しつつ、「地区の将来像」や「10年後の目指す地区の姿」を描き、その実現に向けた具体的な取組やその方向性を、地区協議会を中心に、市民や地域活動団体等とともに定めます。

④ 2つのリーディングプロジェクトを設定しました（⇒46ページ（第4章））

計画統合のねらいの一つでもある、地域コミュニティの希薄化と個人や家族の暮らしの困りごとを一体的に解決するため、本プランの先導的な役割を果たす取組を、新たに「リーディングプロジェクト」として設定しています。

⑤ 本プランの進捗を測る指標を設定しました（⇒55ページ等（第5章））

本プランは取組の方向性を定める計画ですが、その実効性をより一層高めるため、「基本施策」ごとに、新たに指標を設定しています。

⑥ 困りごとを抱える人を包括的に捉えた計画としました

地域における市民の困りごとは複雑化・複合化していることから、困りごとを抱える人を、高齢者、障がい者、子ども等の属性に捉われず、また個人だけでなくその家族も含め、包括的に捉え、計画を策定しています。

2 計画の位置づけ

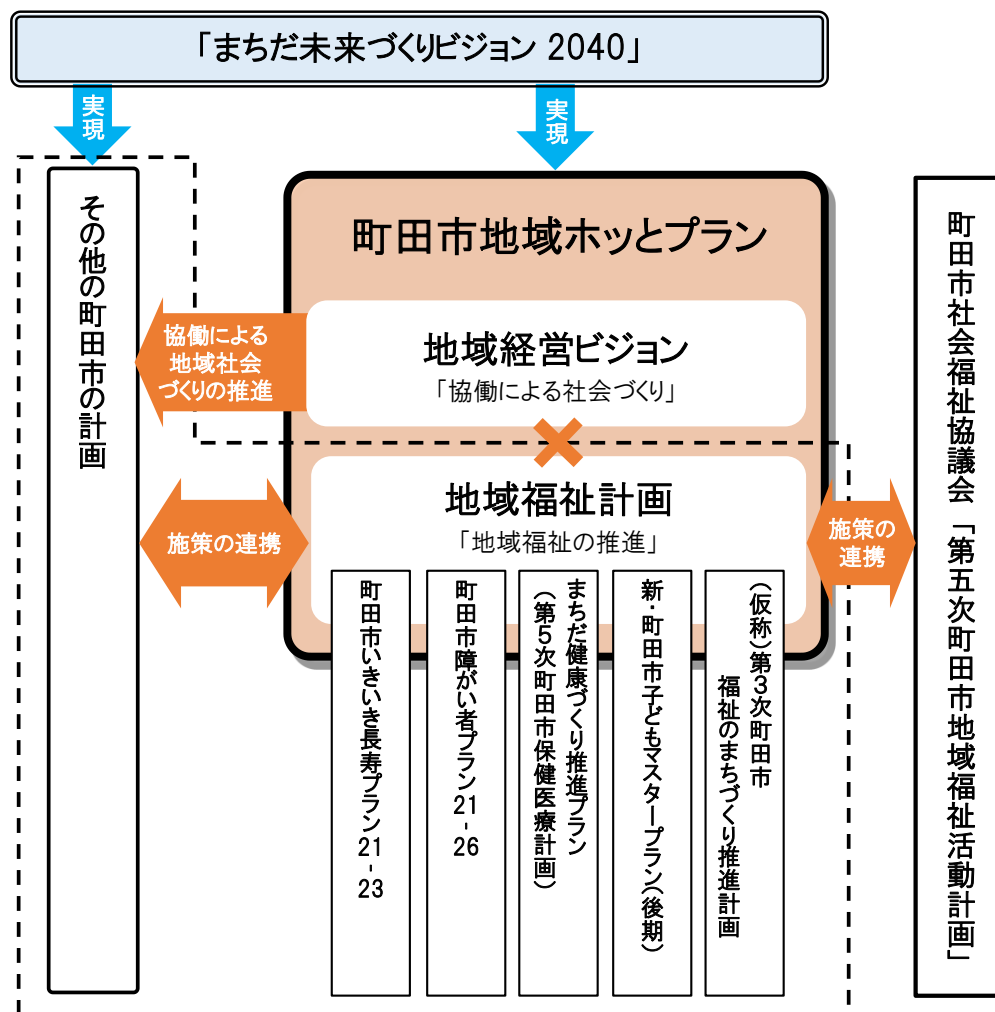
(1) 計画の位置づけ

本プランは、本市の協働による地域社会づくりを推進するために策定した「町田市地域経営ビジョン2030」と、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の推進に関する事項を定めた「第3次町田市地域福祉計画」の各後継計画を一体的に策定するものです。

また、本プランは町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」を上位計画とするとともに、本市の高齢者、障がい者、子ども、保健・医療等の各分野の個別計画の上位に位置づけ、共通する事項を定めます。更に、その他の計画とも施策の連携を図りながら、協働による地域社会づくりと地域福祉を一体的に推進します。

一方、町田市社会福祉協議会では「地域福祉活動計画」を策定しています。これは、市民や地域団体等と連携して定める、地域における活動・行動計画であり、地域福祉の推進という点で、目的を本プランと同じくしているため、本プランと地域福祉活動計画は相互に連携・協働していきます。

図表 計画の位置付け

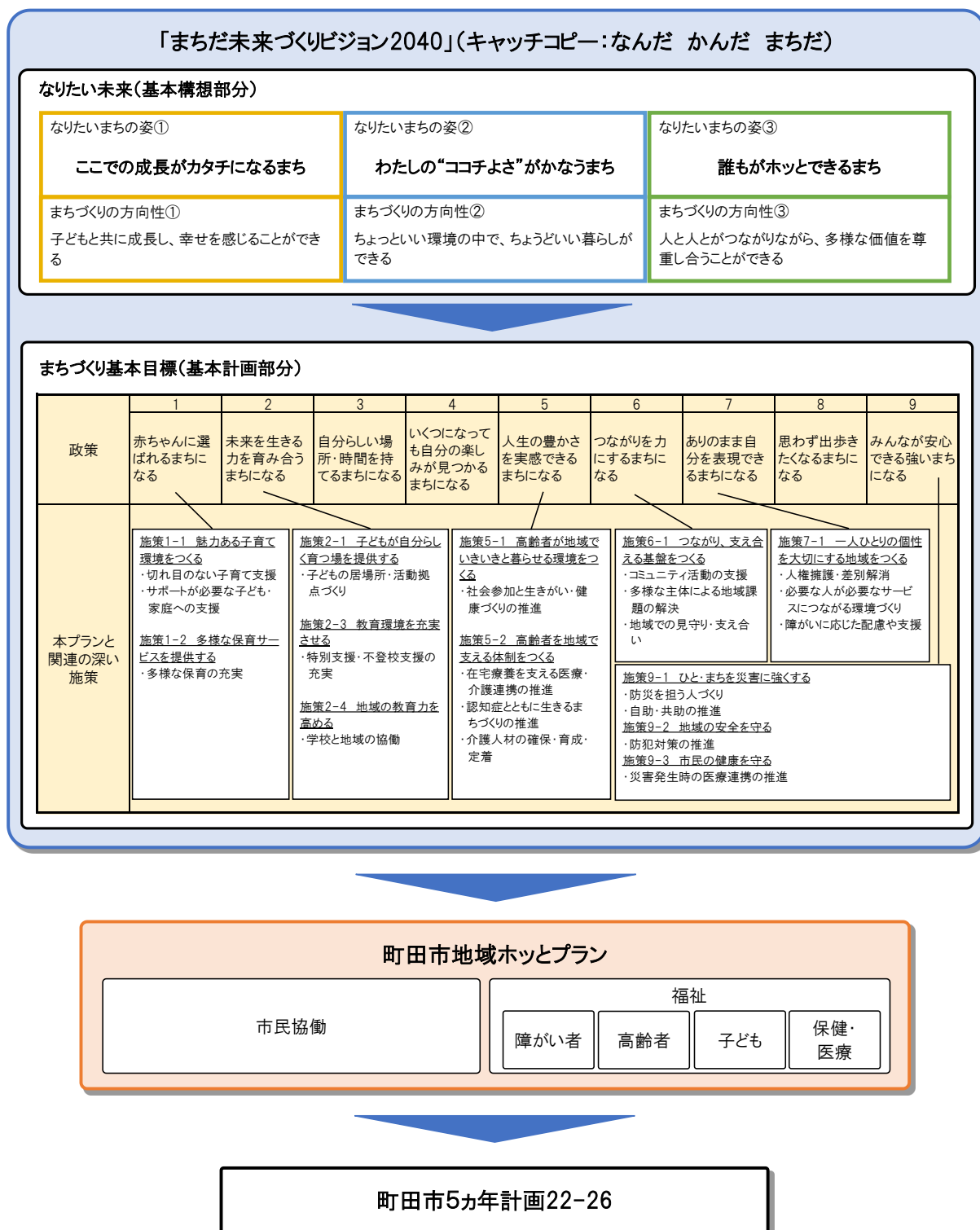


※本プランは、成年後見制度*利用促進法第14条に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、及び再犯防止推進法第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

(2) 基本構想・基本計画との関係性

町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」との整合を図るため、同ビジョンの政策と本プランの施策を連動させながら、本プランの推進を図ります。

図表 まちだ未来づくりビジョン2040と本プランの関係図



3 計画の期間

本プランの計画期間は、「まちだ未来づくりビジョン2040」の「まちづくり基本目標」と合わせ、2022年度から2031年度までの10年間とします。

ただし、地域や福祉を取り巻く環境変化に対応するため、2026年度に中間見直しを実施し、2027年度からの計画に反映します。

図表 関連計画の計画期間

計画名 \ 年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
まちだ未来づくりビジョン2040	2040年りたい未来(2022-2039)【基本構想部分】									
	まちづくり基本目標、経営基本方針【基本計画部分】									
本プラン	町田市地域ホッとプラン									
福祉の分野別計画	町田市いきいき長寿プラン(2021-2023)	次期計画								
	町田市障がい者プラン(2021-2026)	次期計画								
	まちだ健康づくり推進プラン(2018-2023)	次期計画								
	新・町田市子どもマスタープラン(後期)(2015-2024)	次期計画								
	(仮称)第3次町田市福祉のまちづくり推進計画	次期計画								

※「まちだ未来づくりビジョン2040」は、基本構想相当部分と基本計画相当部分が分かれており、基本計画相当部分を担う「まちづくり基本目標」の計画期間は、前半期を2022年度から2031年度までの10年間としています。

4 計画の策定体制

(1) 町田市地域福祉計画審議会

本プランでは、市長の諮問機関として、学識経験者と市民団体等の代表で構成される「町田市地域福祉計画審議会」を設置し、策定に関する事項について調査、及び審議を行いました。

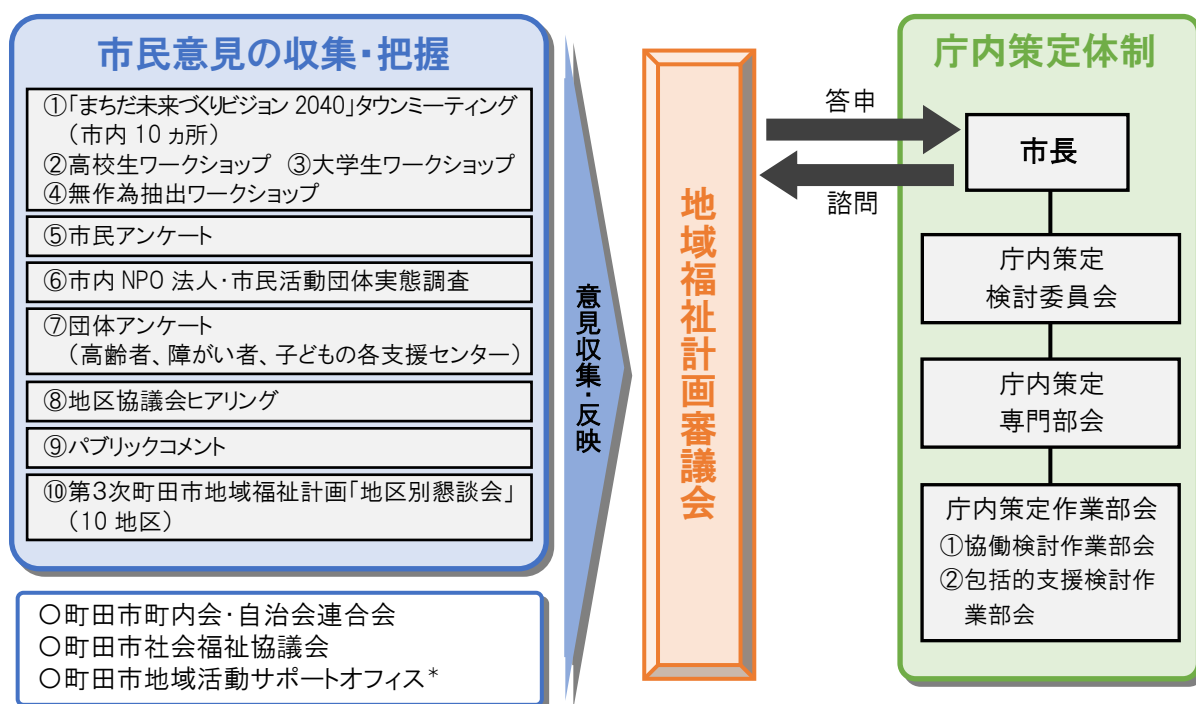
(2) 市民意見の収集・把握

策定にあたり、広く市民や地域活動団体、事業者からの意見を収集するため、町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」の策定に係るタウンミーティングや各種ワークショップでのご意見を踏まえた検討を行いました。また、「市民アンケート」や、「市内NPO法人・市民活動団体実態調査」、高齢者支援センターをはじめとした「団体アンケート」、「地区協議会」へのヒアリング、地区別懇談会等で意見収集・把握を行いました。これらに加え、2021年9月15日（水）から10月14日（木）にかけて、計画素案についてパブリックコメントを実施しました。

(3) 庁内策定体制

庁内においては、町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」と整合を図るため、同基本構想・基本計画の庁内策定検討委員会にて、本プランの検討を行うとともに、各種部会を設置し、検討を行いました。

図表 町田市地域福祉プラン策定体制図

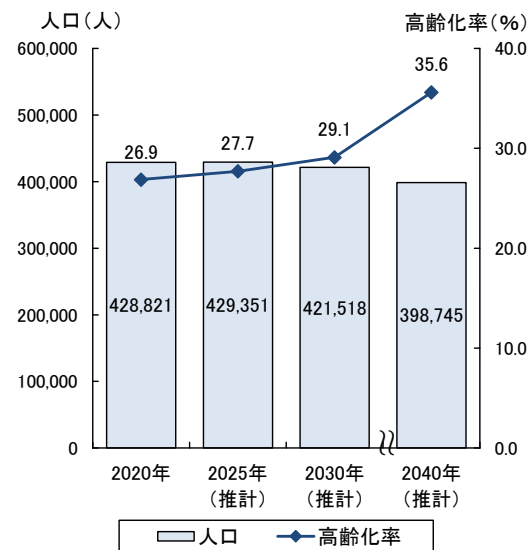


第2章 町田市の現状と課題

1 統計データからみる現状

人口と高齢化率

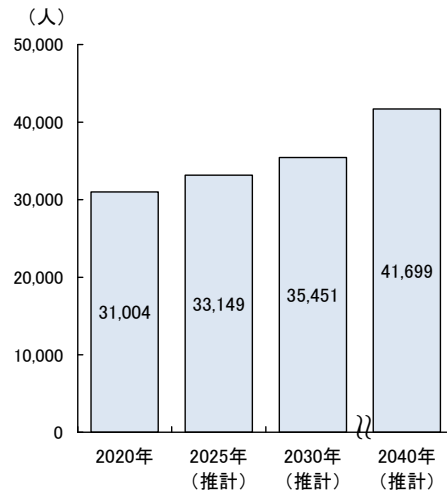
2025年以降は人口が減少し、2040年には3人に1人以上が高齢者になることが予測されています。



出典：町田市住民基本台帳（1月1日現在）
推計は「町田市将来人口推計報告書（2021年10月）」

一人暮らし高齢者数

一人暮らし高齢者数は、増加する見込みであり、2040年には4万人を超える見込みです。

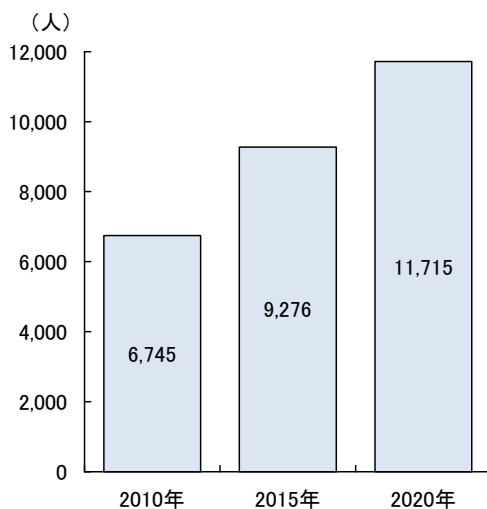


出典：国勢調査（10月1日現在）

推計は「町田市将来人口推計報告書（2019年3月）」をもとに算出した各年10月1日時点推計人口に、国立社会保障人口問題研究所の「世帯主の男女年齢5歳階級別家族類型別世帯主率」を乗じることで推計

認知症高齢者数

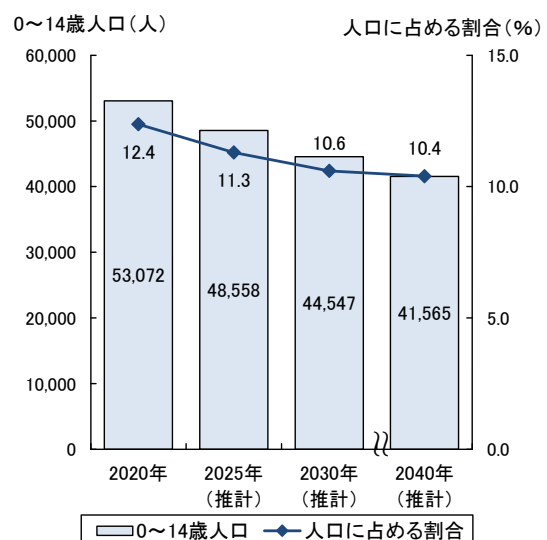
認知症高齢者数は増加傾向にあり、2020年には1万人を超えています。



出典：町田市介護保険課（各年3月末現在）

少子化

0～14歳人口は減少し、人口に占める割合は2040年に10.4%になると予測されています。

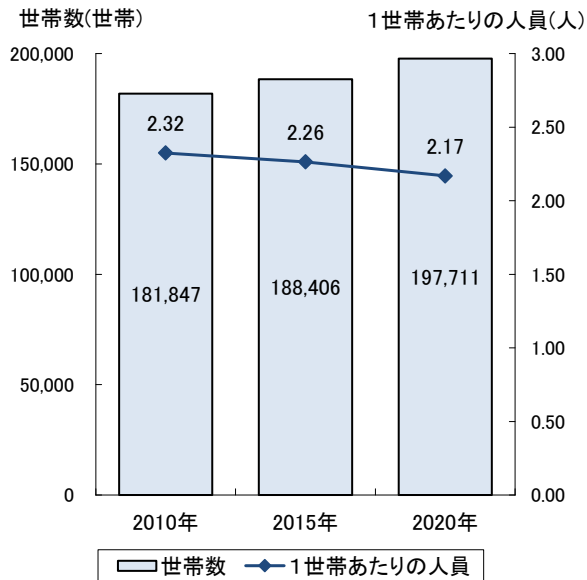


出典：町田市住民基本台帳（1月1日現在）

推計は「町田市将来人口推計報告書（2021年10月）」

世帯数と1世帯あたりの人員

世帯数は増加していますが、1世帯あたりの人数は減少しています。



出典：町田市住民基本台帳(各年1月1日現在)

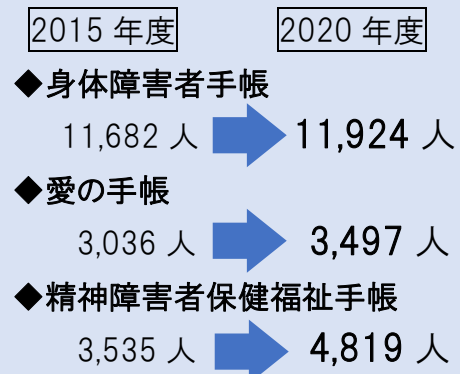
要介護認定者、障害者手帳所持者数

要支援・要介護認定者数、障害者手帳所持者数はいずれも増加しています。

要支援・要介護認定者数



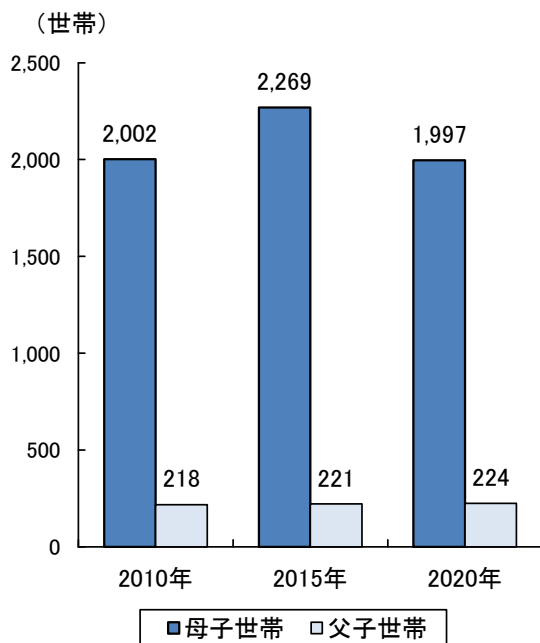
障害者手帳所持者数



出典：要支援・要介護認定者数は町田市統計書、障害者手帳所持者数は町田市障がい福祉課(各年度末現在)

母子世帯・父子世帯数

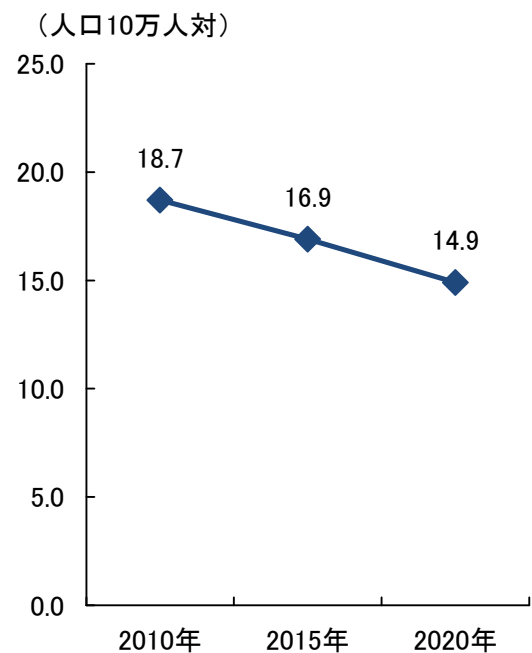
母子世帯数は減少、父子世帯数横ばいです。



出典：国勢調査(各年10月1日現在)

自殺死亡率

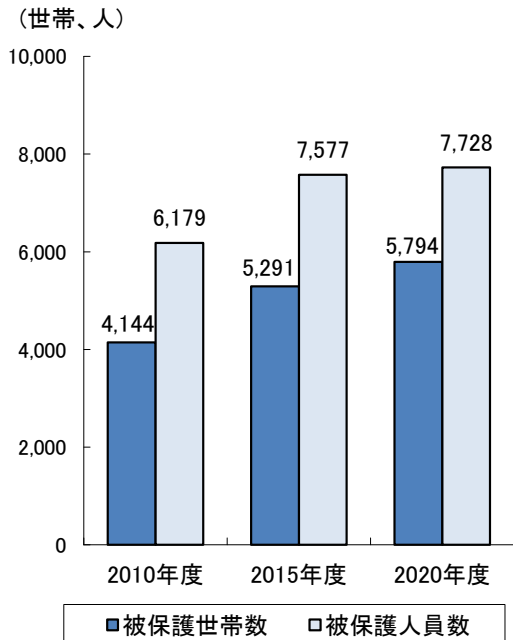
自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)は低下しています。



出典：町田市健康推進課

生活保護世帯数・人員数

生活保護世帯数・人員数はいずれも増加傾向にあります。



出典：町田市統計書(月平均)

虐待件数

高齢者虐待件数、児童虐待相談件数は増加、障がい者虐待通報人数は減少しています。

高齢者虐待件数



児童虐待新規相談件数



障がい者虐待通報人数

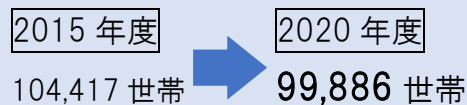


出典：町田市高齢者福祉課、町田市子ども家庭支援センター、町田市障がい福祉課

地域活動団体等の状況

町内会・自治会加入世帯数、老人クラブ*会員数、ボランティア団体登録人数はいずれも減少しています。

町内会・自治会加入世帯数



老人クラブ会員数



ボランティア団体登録人数

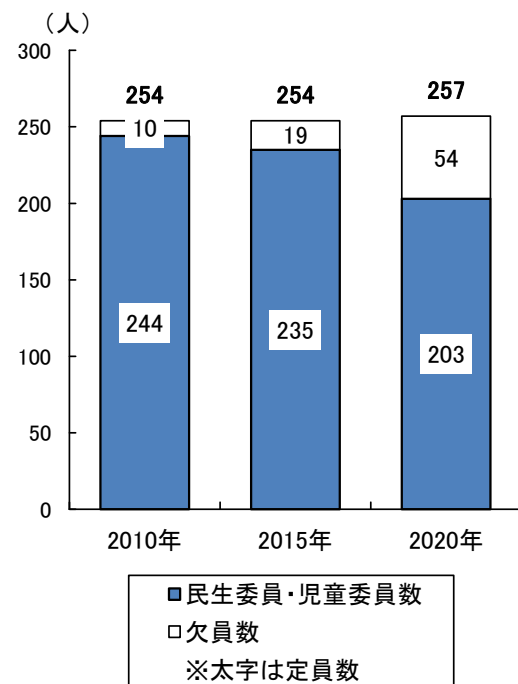


※ボランティアセンター登録団体の登録人数

出典：町内会・自治会は町田市市民協働推進課
老人クラブ、ボランティア団体は町田市統計書

民生委員・児童委員*数

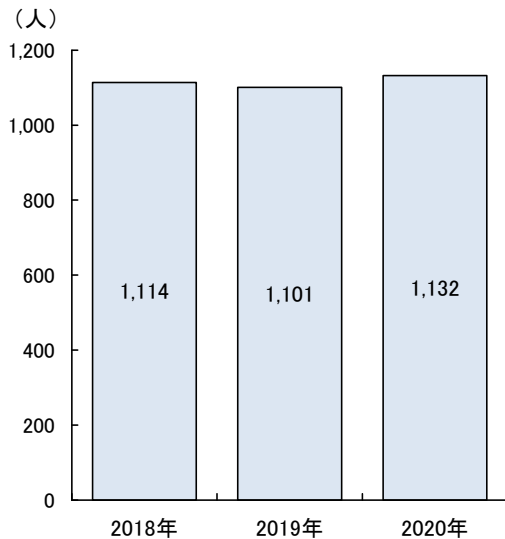
民生委員・児童委員は欠員が多くなっています。



出典：町田市福祉総務課(各年4月1日現在)

成年後見制度利用者数

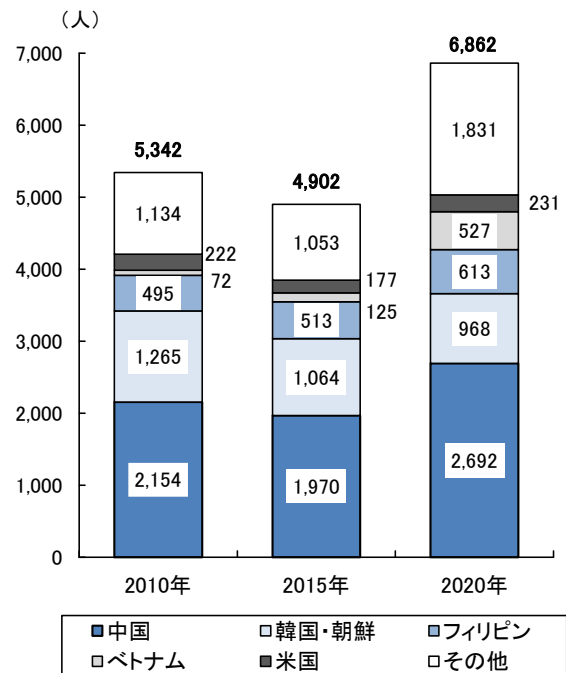
成年後見制度利用者数は横ばいです。



出典:町田市福祉総務課(各年12月末現在)

外国人住民数

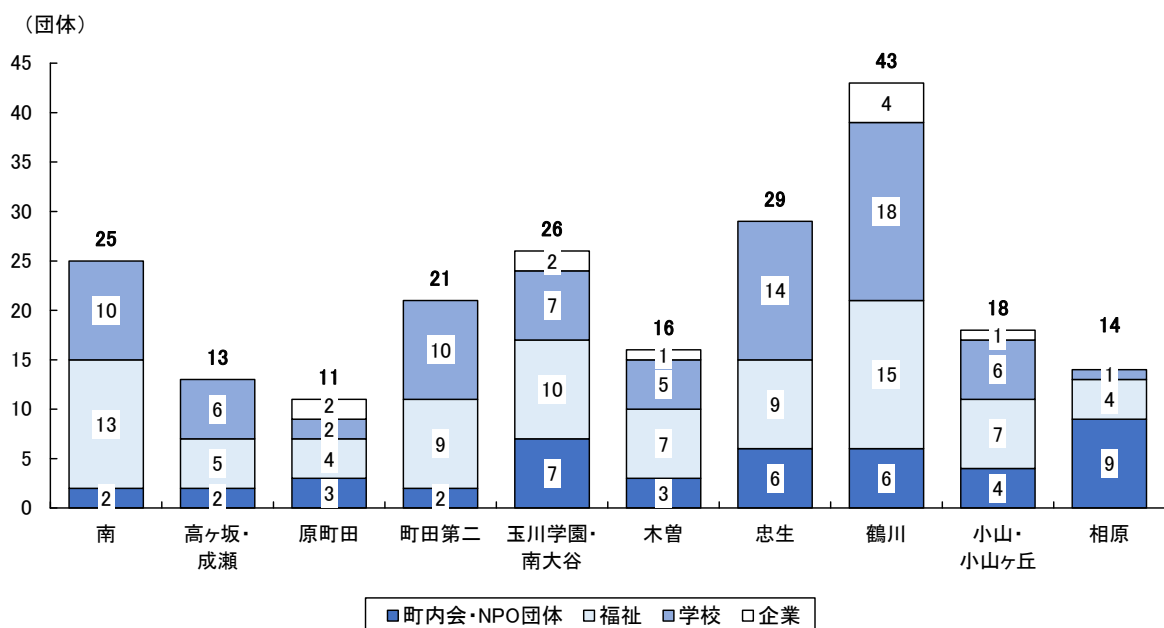
外国人住民数は増加しています。



出典:町田市統計書(各年1月1日現在)

地区協議会の構成団体

地区協議会の構成団体は福祉関係と学校関係が多くなっています。10地区のうち5地区で企業が参加しています。



出典:町田市市民協働推進課(2021年4月1日現在)

2 各種調査から見る現状

(1) 市民アンケート調査結果

18歳以上の市民を対象に、地域福祉に関する生活実態やご意見等を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

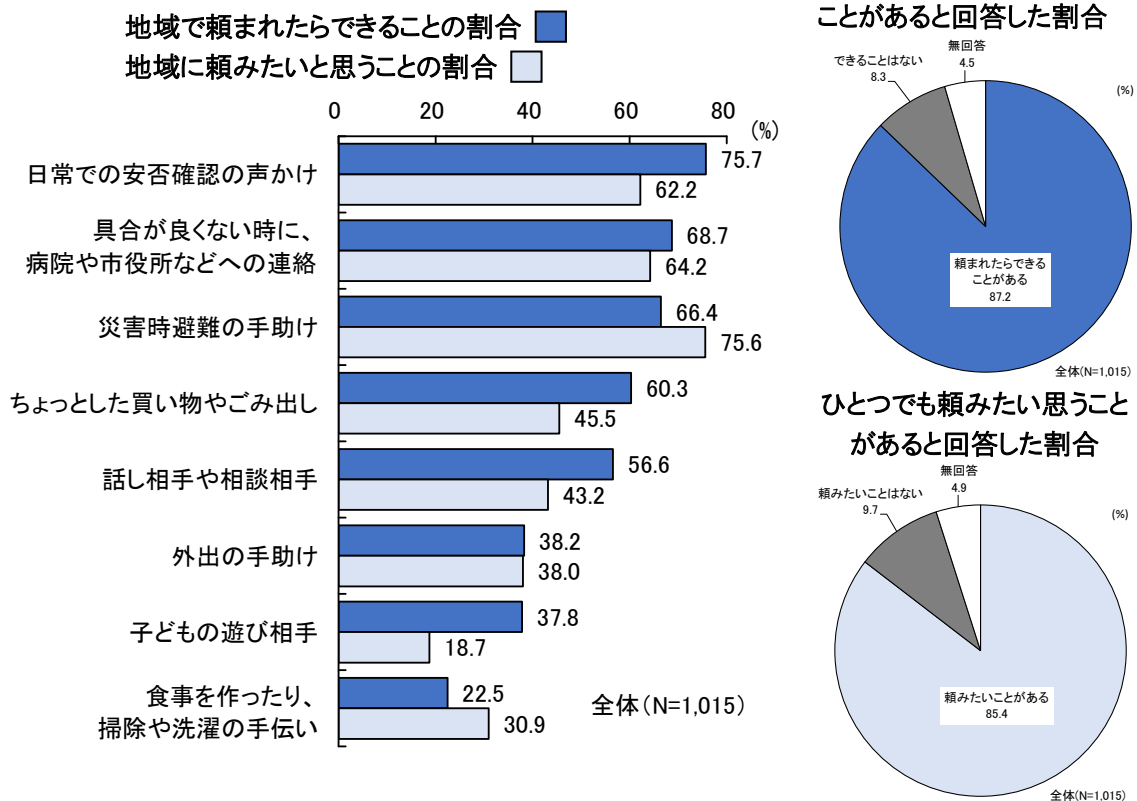
① 調査概要

調査対象	18歳以上の町田市内在住者 2,000人
調査方法	郵送配布・郵送回収(督促礼状1回送付)
調査時期	2020年2月13日(木)～3月5日(木)
発送・配布数	2,000
回収数(率)	1,015(50.8%)

② 主な調査結果

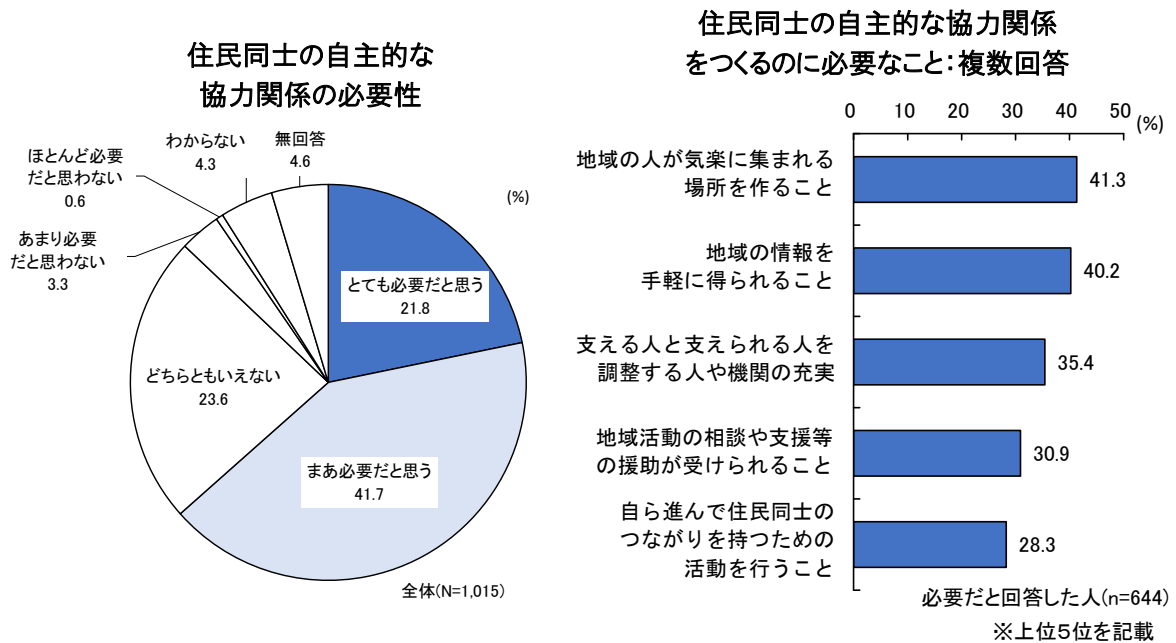
地域で頼まれたらできること・地域に頼みたいこと

自分が困ったときに地域に頼みたいことがある人の割合は 85.4%と高いうえに、地域のためにできることがある人の割合も 87.2%と高いことから、地域における助け合い・支え合いの意向は高いと考えられます。



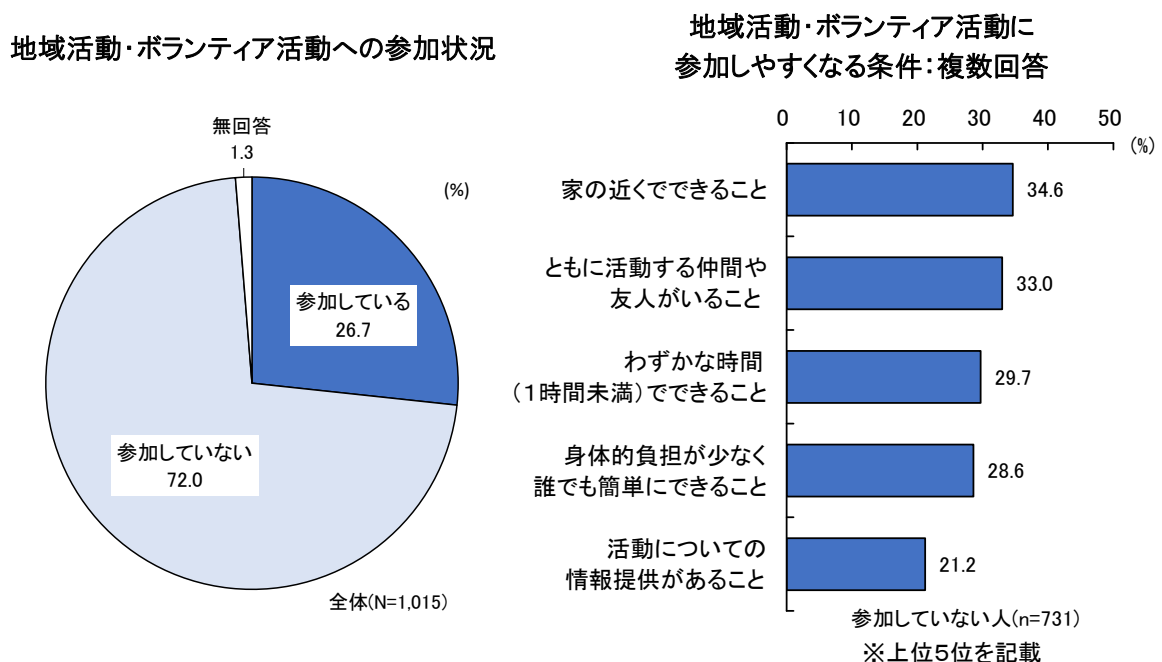
住民同士の自主的な協力関係の必要性・必要なこと

住民同士の協力関係は過半数の人が必要と感じており、そのために必要なことは「気楽に集まれる場所」「地域情報を手軽に得られること」が多くなっています。



地域活動・ボランティア活動への参加状況・参加しやすくなる条件

地域活動やボランティアに参加している人は4人に1人程度となっており、参加していない人に参加しやすくなる条件をたずねたところ、「家の近く」、「ともに活動する仲間や友人がいる」、「わずかな時間でできる」が多くなっています。

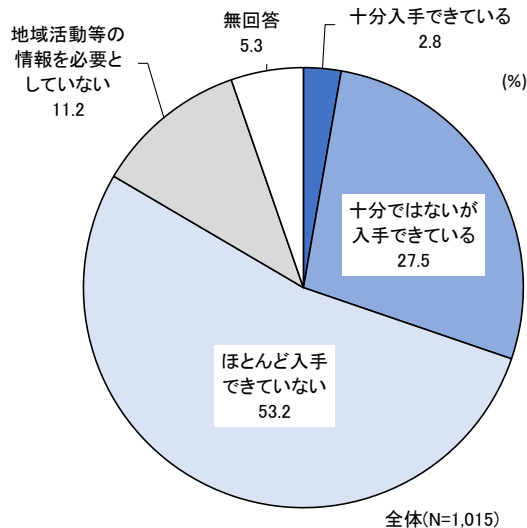


地域活動・ボランティア活動、及び福祉サービス・制度の情報の入手の程度

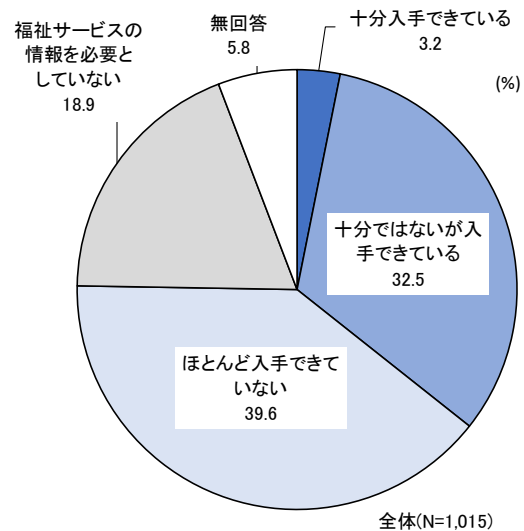
地域活動・ボランティア活動の情報は半数がほとんど入手できていません。

また、福祉サービスや福祉の制度、仕組みの情報の入手程度は、4割弱がほとんど入手できていません。

地域活動・ボランティア活動
の情報の入手程度



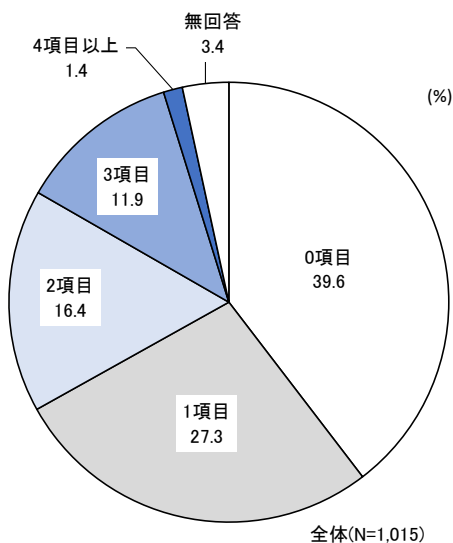
福祉サービスや福祉の制度、
仕組みの情報の入手程度



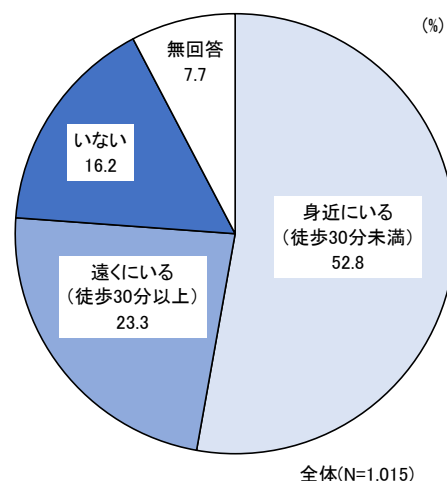
困りごとの項目数・相談相手

健康、子育て、介護、経済、住まいのうち、困りごとが2項目以上ある人が 29.7% となっています。また、困りごとを相談できる人がいないと回答した人は 16.2% となっています。

困りごとの項目数

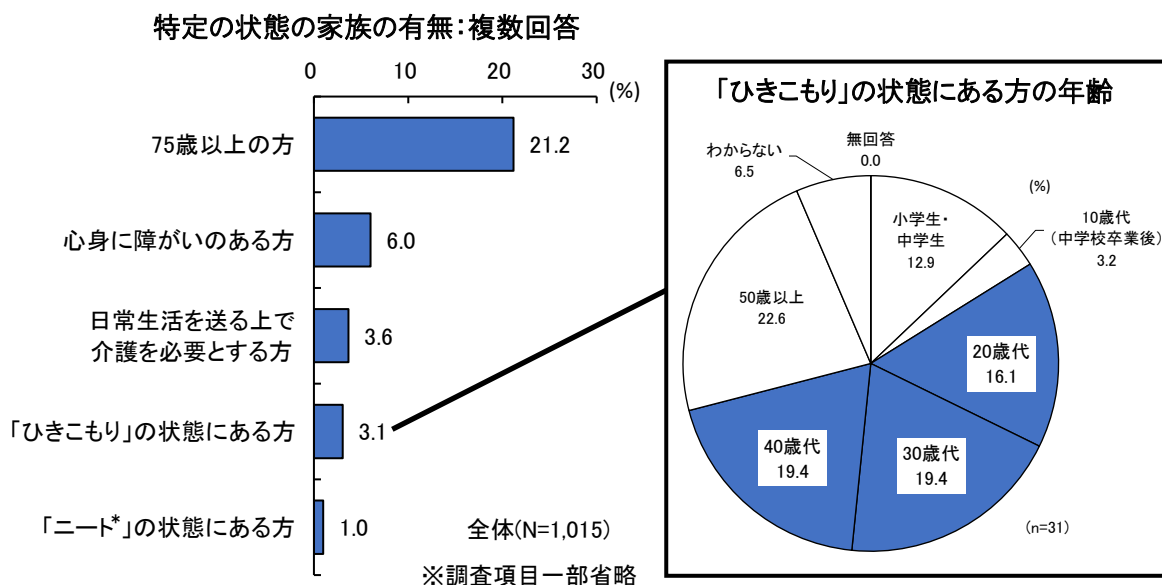


困りごとの相談相手の有無



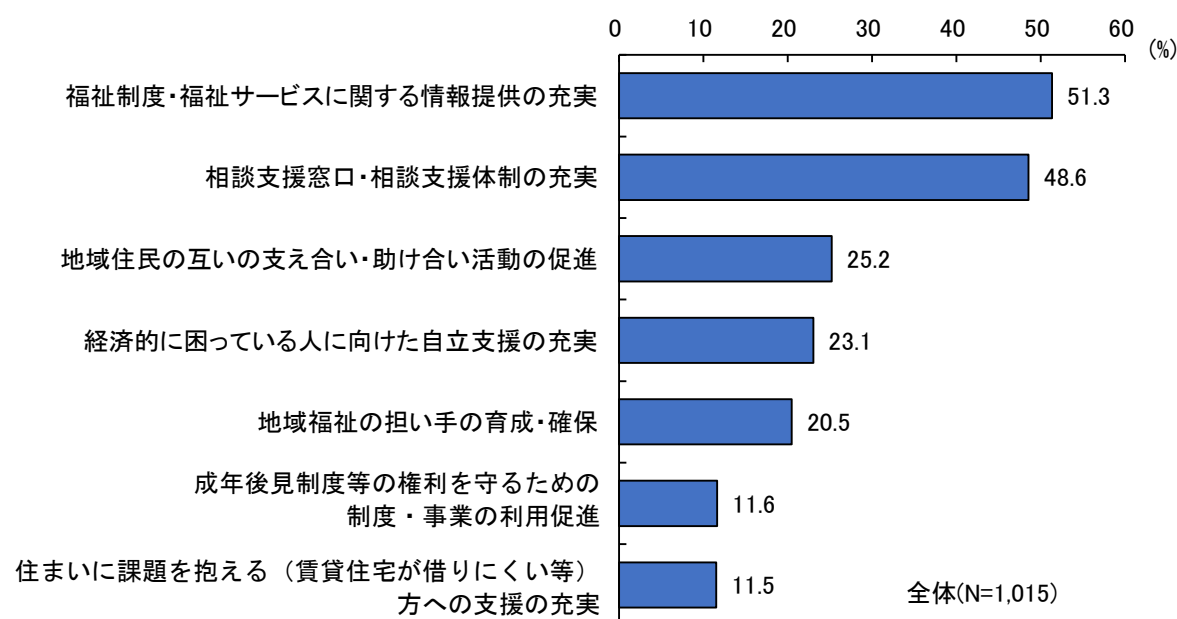
特定の状態の家族の有無・「ひきこもり」状態にある方の年齢

「ひきこもり」の状態にある方が家族にいると回答した人は3.1%となっており、20～40歳代が多くなっています。



地域福祉に関する施策で今後重要だと思うこと

地域福祉に関する施策で今後重要だと思うことは、「福祉制度・福祉サービスに関する情報提供の充実」と「相談支援窓口・相談支援体制の充実」が多くなっています。



※「その他」、「特にない」、「無回答」をのぞく
【複数回答】

(2) 市内 NPO 法人・市民活動団体実態調査

市内のNPO法人をはじめとする市民活動の活性化に向けて、NPO法人の現状と課題を整理し、必要な支援策を明らかにすることを目的に、アンケートを実施しました。

① 調査概要

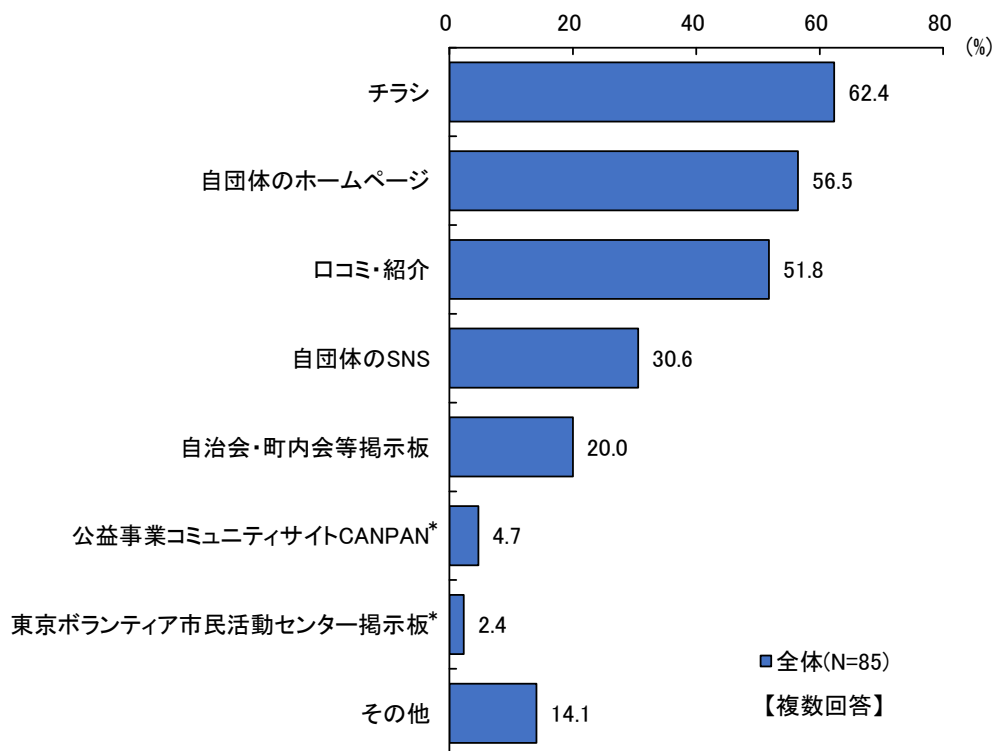
調査対象	NPO法人とまちカフェ！*に出展している市民活動団体のうち住所の分かる団体 196団体
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	2020年1月8日(水)～2月12日(水)
発送・配布数	196
回収数(率)	85(44.9%)

② 主な調査結果

団体周知やイベント等の広報活動で実施しているもの

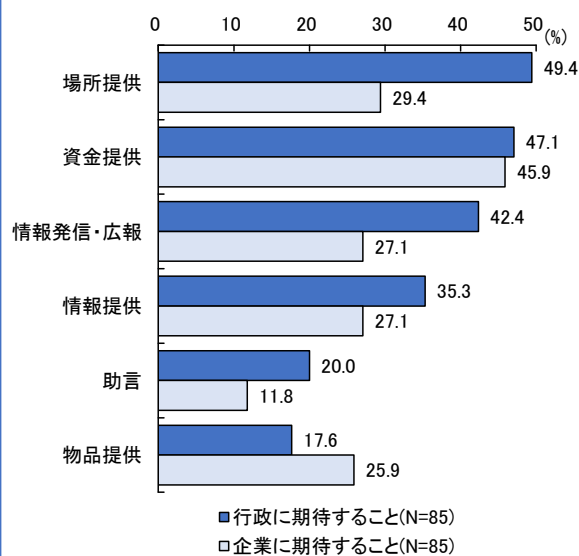
広報活動で実施しているものは、「チラシ」が最も多くなっています。

SNS*を活用している団体は30.6%と「口コミ・紹介」よりも少なく、まだ活用が進んでいません。



行政、企業に期待すること

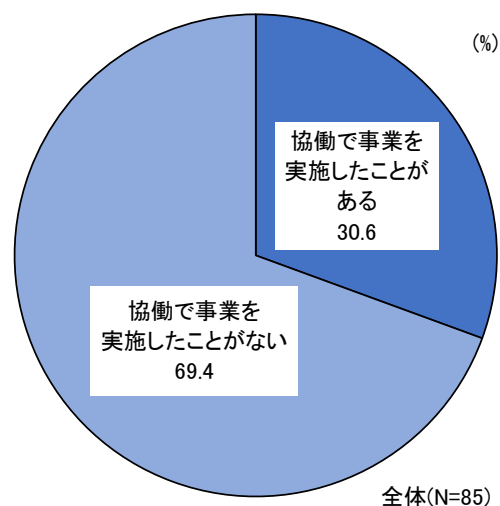
行政、企業に期待することについて、行政に対しては場所の提供が、企業に対しては資金提供が最も多くなっています。



【複数回答】 ※上位6項目のみ記載

他組織との協働について

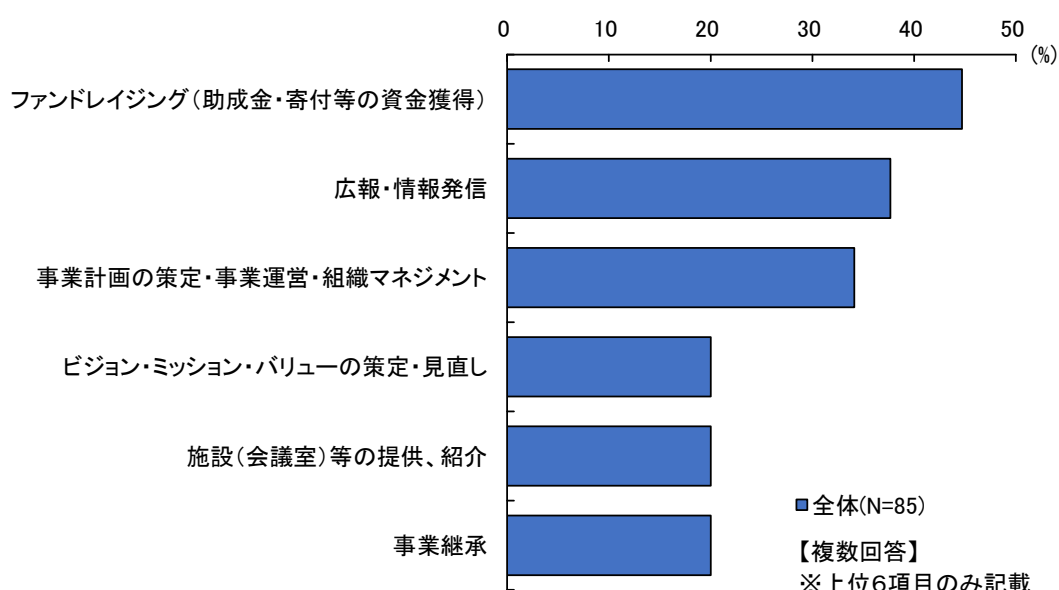
NPO 法人や行政等、他組織と協働して事業を実施したことがある団体は30.6%（26 団体）となっています。



全体(N=85)

活動するうえで必要と感じている支援

活動するうえで必要と感じている支援は、ファンドレイジング（助成金・寄付等の資金獲得）が最も多く、次いで「広報・情報発信」となっています。



■全体(N=85)

【複数回答】
※上位6項目のみ記載

(3) 団体アンケート

2020年5月に、福祉の各分野の相談支援を実施している高齢者支援センター、障がい者支援センター、地域子育て相談センターを対象に、相談の現状と今後の課題を把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。以下は、主な設問、及び回答を抜粋しています。

福祉サービスの利用に結びついていない人

地域において支援が必要であるにもかかわらず、福祉サービスの利用に結びついていない人たちについてたずねたところ、次のような回答をいただきました。

専門機関への相談の必要性を自覚していない人

本人だけでなく、家族も何かしらの課題を抱えている人

人との関わりを避けて、地域から孤立している人

情報を入手できていない、相談先が分からない人

複数の課題を抱えて、どこに相談したらよいか分からない人

福祉サービスの利用に結びついていない人への対応・支援の仕方

福祉サービスの利用に結びついていない人たちへの対応・支援の仕方について、日頃気づいたり思ったりしていることをたずねたところ、次のような回答をいただきました。

高齢者、障がい者、子ども、保健・医療等、各分野の機関の連携が必要

市民が困ったときに相談する機関が身近にあるという周知が必要

町内会・自治会や自主活動グループ等の高齢化問題があり、継続のためには若い世代の参加が必要と考える

多世代の交流の場が増えるとよいと考える

（４）地区協議会へのヒアリング

2020年9月9日から11月30日の間に、全10地区の地区協議会の役員会等において、これまでの地区協議会の活動を振り返って感じる事、これからの活動をどう考えているかについてヒアリングを行いました。その結果は次のとおりです。

活動の実情

各構成団体の事業報告や情報共有に終始し、どのように課題解決を図るか、地域をどうしていきたいかを話し合うことが少なく、事業に新規性もない。常に同じ人、同じ団体が活動を行っている。

活動の困難性とデジタル化

地区協議会の活動以外に、自分が直接所属する団体の活動もあるうえに、仕事を持っている方もおり、非常に忙しい。地区協議会の活動に参加しやすくするために、デジタル化、IT化を様々な面で進めるべき。

協力者不足、情報発信の工夫

地域に関心を持つ人が少なくなっている中、地域への地区協議会に関する情報の周知も不足しており、活動への協力者や事業への参加者が少ない。情報発信の方法を工夫すべき。自分たちが楽しく活動しなければ、楽しさは伝わりにくい。

活動のあり方

地区協議会がすべての課題を解決できるはずはないので、どれだけ解決に向けたお手伝いができるかが重要。

地域には様々な課題や困りごとがあるので、まだ活動にならないような小さな芽を拾い上げ、バックアップすることも大切。

補助金のあり方

地区協議会に対する補助金があるからこそ事業が行える。一方で、補助金を活用しイベントを実施することが、必ずしも地域課題を解決するものでもない。お金だけに頼らず、知恵を出し合い課題解決を図る取組も行うべき。

構成団体間の連携、行政内部の連携

地区協議会のネットワークには構成団体の多様性があり、テーマも幅広く扱うことができる。その多様性を活かし地域課題の解決を図るには、団体間の連携をより強めていくことが必要。行政内部も連携して、地域課題の解決が図られるようにすべき。

(5) タウンミーティング等での主な市民意見

「まちだ未来づくりビジョン2040」の策定にあたって実施された「地区別意見交換会（タウンミーティング）」や「大学生とのワークショップ」、「高校生とのワークショップ」、「無作為抽出型市民ワークショップ」を活用して、ご意見をいただきました。なりたいまちの姿を話し合った結果、特に「つながり」、「多世代交流」、「安心」、「居場所」の充実したまちの姿が求められていることが分かりました。

【タウンミーティング等の概要】

タウンミーティング等	開催回数	話し合いの内容
地区別意見交換会(タウンミーティング)	10地区ごとに1回	住みたい(なりたい)まちの未来
大学生とのワークショップ	全1回	住みたい(なりたい)まちの未来
高校生とのワークショップ	全8回	目指すまちの姿(なりたいまちの姿)
無作為抽出型市民ワークショップ	全6回	参加者各々が考える「2040なりたい未来」

【地区別意見交換会(タウンミーティング)の主な意見】

	主な「住みたい(なりたい)まちの未来」に関する意見
つながりづくり・交流	●緑の中で人と人がつながるまち(鶴川) ●地域の「輪」を強めて皆で子育てできるまち(高ヶ坂・成瀬) ●顔が見える、つながりと交流のまち(木曽) ●町田のよさを活かした、人と人がつながれるまち(玉川学園・南大谷)
多世代	●多様な世代がマッチングできて関わり合えるまち全体が大家族(町田第一) ●世代も地域もボーダレスなまち(小山) ●多世代が応援するワイルドな子育てができるまち(南)
安心	●何でもありでなく、子どもが安心して出かけられるまち(町田第一) ●安心できるつながりのある帰ってきたくなるまち(忠生)
居場所	●大人も子どもも居場所があるまち(小山) ●子どもが活動できる場所が多いまち(忠生)

【大学生とのワークショップの主な意見】

	主な「住みたい(なりたい)まちの未来」に関する意見
つながりづくり・交流	●人と人、場所と場所のつながりが濃いまち
安心	●町田のほこり3A(あんしん、あんぜん、あったかい)

【高校生とのワークショップの主な意見】

	主な「目指すまちの姿(なりたいまちの姿)」に関する意見
つながりづくり・交流	●いろいろな学べる場所、人との触れ合いの機会があるまち
安心	●地域の見守りと、やりたいことができる環境／知識に触れられる環境があるまち
居場所	●いろいろな学べる場所、人との触れ合いの機会があるまち

【無作為抽出型市民ワークショップの主な意見】

	主な「参加者各々が考える「2040なりたい未来」に関する意見
つながりづくり・交流	●つながりが家族を越える、多様性と笑顔にあふれたまち ●家族をこえたつながりがつくるみんなにやさしいまち ●集まれ つながれ 育むまちだ ●つながりがたのしいまちだ
多世代	●スポーツ、文化、芸術全世代参加型「遊好都市」町田

3 地区別懇談会の結果

町田市と町田市社会福祉協議会は、「第3次町田市地域福祉計画」、「第四次町田市地域福祉活動計画」に沿って、2017年度から地区別懇談会を開催してきました。開催にあたっては、市民や地域活動団体等が顔を合わせ、自身の地域の福祉課題を認識し話し合えるよう、毎年度1回、町内会・自治会連合会10地区ごとに実施しました。

また、地区別懇談会の結果を受けて、地区ごとの地域の課題を解決するための「今後の方向性」、「具体的取組」をまとめた「地区活動計画」を策定しています。

参加者数の推移

2019年度終了時点の地区別懇談会の参加者数は、「町田市5ヵ年計画17-21」の2021年度末の目標としている1,000人を超えた1,119人となりました。

(人)

地区名	2017年度	2018年度	2019年度
南地区	46	27	44
高ヶ坂・成瀬地区	47	42	52
町田第一地区	22	20	23
町田第二地区	40	36	38
玉川学園・南大谷地区	23	27	27
木曽地区	36	45	33
忠生地区	43	48	43
鶴川地区	49	56	63
小山地区	22	19	25
相原地区	47	42	34
合計	375	362	382

※2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により地区別懇談会を中止し、次年度以降の活動につながるよう、アンケートを実施しました。



【2018年度 町田第二地区】



【2019年度 玉川学園・南大谷地区】

3年間のテーマの変遷

地区別懇談会では、地区ごとの課題を踏まえて、独自の話し合いのテーマを決め、話し合いが行われてきました。子ども・子育て、高齢者、交流、支え合い、地域の居場所、安全等について、回を重ねながら話し合いを深めました。

地区名	2017年度のテーマ	2018年度のテーマ	2019年度のテーマ
南地区	地域でできる子育て支援について	地域でできる子育て支援について	いくつになっても活躍できるまち・南
高ヶ坂・成瀬地区	ご近所とつながりが持てない高齢者を、できるところから支える仕組みづくり	地域のつながりから住民同士の助け合い活動へ	高ヶ坂・成瀬を元気にする多世代交流の場づくり
町田第一地区	安心安全のまちづくりに向けた住民同士のつながりづくり	安心安全のまちづくりに向けた住民同士のつながりづくり ～防災をきっかけとしたつながりづくり～	安心安全のまちづくりに向けた住民同士のつながりづくり ～防災マップ*づくりに向けたまち歩き～
町田第二地区	安心安全のまちづくりに向けた住民同士のつながりづくり	若い世代や男性が地域活動に興味を持ち、活動に参加できるきっかけづくり	お父さんが活躍できる場づくり
玉川学園・南大谷地区	近隣とのつながりから、地域の「たすけあい」「支え合い」活動へ	ふるさと玉川学園・南大谷～隣近所とのつながりと支え合いを考える～	ふるさと玉川学園・南大谷～ご近所同士でできる支え合い～
木曽地区	安心して暮らせるまちづくり ～見守り、声かけできる地域づくりを目指して～	安心して暮らせるまちづくり ～見守り、声かけできる地域づくりを目指して～	安心して暮らせるまちづくり ～木曽地区を“夢”のあるまちに～ できることしたいことを語ろう
忠生地区	誰もが気軽に集える地域の居場所づくりについて	誰もが気軽に集える地域の居場所づくりについて	誰もが気軽に集える地域の居場所づくりについて ～わがまち知ろうマップ・作っちゃいました～
鶴川地区	大好き鶴川！みんなが交流できるまちづくり	大好き鶴川！みんなが交流できるまちづくり	大好き鶴川！みんなが交流できるまちづくり ～みんな集まれ！地域のイベント情報大集合～
小山地区	多世代交流の場づくり ～子どもが輝けるまちづくり～	多世代交流の場づくり ～子どもが輝けるまちづくり～	多世代交流の場づくり ～子どもが輝けるまちづくり～
相原地区	高齢者の方が地域で暮らし続けられるまちづくり	高齢者の方が地域で暮らし続けられるまちづくり ～地域住民が得意なことを持ち寄り、支え合うしくみづくり～ (相原人材 BANK の設立に向けて)	地域住民が支え合うしくみづくり ～相原人材 BANK の設立に向けて～

地区別懇談会を通じて生まれた活動等

地区別懇談会を通じて、住民・地域団体の新たな交流やつながりが進むとともに、新たに活動等が生まれています。

玉川学園・南大谷地区では、地域住民同士の支え合いの仕組みづくりとして、「玉ちゃんサービス・みいちゃんサービス」が設立されました。

また、地域の福祉を担う団体として、鶴川地区、及び相原地区では、地区社会福祉協議会*が設立されました。

忠生地区では、地区別懇談会の意見から生まれた忠生地区の居場所や地域資源をまとめた「わがまち知ろうマップ」が作成されています。

コロナ禍での地域活動と市や社会福祉協議会の取組

【地域活動団体へのアンケート調査の結果】

2020年度の地区別懇談会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、すべての地区で開催を中止する代わりに、地域活動団体を対象にアンケート調査を実施し、コロナ禍での地域活動等でどのような心配ごとがあったか、またそれに対して工夫していることをたずねました。

【活動での心配ごと（主な意見）】

- ・ コミュニケーション不足になること。
- ・ 一人暮らしの人の訪問ができず、様子が分からない。
- ・ 高齢者の活動低下による心身の低下が懸念される。
- ・ 担い手の募集をしても、コロナ禍で応募があるのか不安。
- ・ 会員のボランティアに対する意欲が下がるのではないかと心配。
- ・ 利用者の減少が運営資金に影響している。

【活動で工夫していること（主な意見）】

- ・ オンライン会議の実施。
- ・ 自治会役員内はグループLINEを組み、情報交換等、日々の連絡網として活用。
- ・ 回覧のかわりに掲示板に貼り出す。
- ・ 会員向けのおたよりを増やした。
- ・ 気になる方に訪問や電話で連絡。
- ・ できるだけ、地域との連絡を絶やさないようにしている。
- ・ 大勢の人が密にならないようにプログラムの見直しや環境を整えている。

【コロナ禍の心配ごとに対する市や社会福祉協議会の取組】

上記であげられた地域での心配ごとの解決のために、市や社会福祉協議会では次のような取組を行っています。

【デジタルデバインド（情報格差）の解消】

- ・ スマートフォンやタブレット端末の使用方法を学ぶ講座を実施します。
- ・ 生涯学習センター内でタブレット端末の貸出を行います。
- ・ オンラインツールの使用方法等の相談拠点を高齢者支援センター等に設置します。
- ・ 市民向けのオンライン活動サポーター養成のための講座を実施しています。

【地域活動の支援】

- ・ オンラインで活動ができるグループを新規に育成するため連続講座を実施しています。
- ・ 社会福祉協議会では、クラウドファンディング*により「町田@みんなでコロナを乗り越えるぞ基金」を集め、「新型コロナウイルス感染拡大に伴い影響を受けている方への支援」を重視し、地域活動団体に助成しました。

【オンラインによる交流の促進】

- ・ 社会福祉協議会では、コロナ禍においてもつながりを絶やさない取組としてオンラインでの傾聴活動を支援しています。
- ・ 市民協働フェスティバル「まちカフェ！」をオンラインで開催しました。
- ・ 認知症カフェ『Dカフェ*』をオンラインで開催しました。

【オンライン講座・相談等の実施】

- ・ 高齢者が安心して暮らしていくことができるようにするための市民向け講座をオンライン配信しています。
- ・ 生涯学習センターでは、オンライン学習支援コンテンツを配信しています。
- ・ 社会福祉協議会では、成年後見制度のオンライン相談や、ボランティアセンター登録団体に対するオンライン講座を実施しています。

4 町田市地域経営ビジョン2030

・第3次町田市地域福祉計画の振り返り

(1) 町田市地域経営ビジョン2030の振り返り

ア 地域団体への支援体制の創設

取組

- 2019年4月に一般財団法人町田市地域活動サポートオフィスを設立し、市内で地域課題に取り組む団体が、効果的・効率的な活動を展開できるよう支援する体制を整備しました。
- 相談受付や講座・ワークショップ等の開催を通じて、市内の団体が有する現状として以下の3点があることが分かりました。
 - ①活動に対する地域からの共感や活動そのものが広がらないこと
 - ②団体同士の横のつながりや市民、企業、大学等との関わりが少ないこと
 - ③地域のために何かしたいという市民や企業が、団体の活動に参加する機会が少ないこと

課題

- これらの現状に即した専門的支援を継続し、関わる活動団体を増やしなが、地域における課題解決が進むよう取り組む必要があります。

イ 地区協議会の活動支援の充実

取組

- 2019年3月に高ヶ坂・成瀬地区協議会が立ち上がり、市内全10地区に地区協議会が設立されました。多くの地区協議会が設立から5～6年経過し、地域の課題解決の取組が進められています。
- 「地区協議会活動報告会」を開催することで、地区協議会の横のつながりを確保するとともに、ホームページ、広報まちだ等で活動の紹介を行いました。

課題

- 様々な地域の課題に対応していくためには、より多様な主体が自分ごととして参画できるような新たな手法が求められています。

ウ 行政部署間の連携の促進

取組

- 協働について市職員の理解と意識の共有を図るため、毎年、主任職・係長職・管理職を対象として、地区協議会で活躍されている方々を講師としてお招きし、地域の現状や課題についてお話しいただく協働研修を実施しました。
- 地域との協働事業や庁内連携を行う各課の担当者による情報交換会を開催し、事業実施にあたっての課題やその解決策等について共有を図るとともに、連携を促進する意識の醸成を図りました。

課題

- 「まちだ〇ごと大作戦18-20*」が実施され、市民の「やってみたい夢」の実現に寄り添い、庁内各課が連携協力する組織風土への転換が進みつつあります。「まちだ〇ごと大作戦18-20」は終了しましたが、このような状況を継続し発展させていくために、より一層、行政部署間の連携を促進する必要があります。

(2) 第3次町田市地域福祉計画の振返り

ア 地域福祉活動の活性化

取組

- 町田市と町田市社会福祉協議会は、地域の福祉課題の把握や解決に向けて取り組むための多様な主体の連携体制づくりを目的とし、2017年度から市内10地区で地区別懇談会を実施しました。
- この結果、地域において新たなつながりが生まれ、2019年度に鶴川地区社会福祉協議会が設立されました。また、相原地区においても地区社会福祉協議会が設立されるとともに、人材バンクの立ち上げが見込まれています。

課題

- 地区別懇談会に幅広い世代の参加を促進し、多世代によるつながりを創出することと、懇談会で提案された具体的な取組を実現する仕組みの構築が求められています。

イ 相談支援の充実

取組

- 市では、様々な課題解決に向けた支援を行うため、地域に身近な相談窓口として、市内12カ所に高齢者支援センター、市内5カ所に障がい者支援センター、市内5カ所に地域子育て相談センターを設置しています。各センターでの相談受任件数は以下のとおり増加しました。

相談受任件数

	2015 年度		2020 年度
高齢者支援センター	59,214 件	→	84,063 件
障がい者支援センター	8,786 件	→	11,288 件
地域子育て相談センター	7,167 件	→	12,252 件

課題

- 必要に応じて、地域の様々な機関との協働により課題の解決を図る仕組みを構築する必要があります。
- 困りごとを抱える人の社会的な孤立を防ぐため、潜在的な相談者を把握するアウトリーチ*の仕組みを構築する必要があります。

ウ 災害時に備えた避難体制の構築

取組

- 防災マップ、洪水ハザードマップ*、及び土砂災害ハザードマップ*を作成・配布することで、平常時から地域の災害リスクや避難に関する情報を把握し、発災時の避難等に備える自助・共助の取組を後押ししています。
- 要配慮者*のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者*名簿）を、平常時から関係機関等と共有することで、災害時の避難行動要支援者の支援体制を構築しています。

課題

- 過去の災害教訓から、災害発生直後の一刻を争う場面では公助だけでは限りがあり、自助・共助の重要性が改めて認識される中、地域防災力を強化していく必要があります。
- 避難行動要支援者名簿の共有先を拡充することによる避難支援体制の構築や、関係機関等との連携の強化等により、さらなる避難行動要支援者の避難支援の取組を促進していくことが求められています。

5 現状のまとめ

これまでの統計データ、各種調査、地区別懇談会の結果、町田市地域経営ビジョン2030・第3次町田市地域福祉計画の振返りをまとめて、以下の3つに整理しました。

○地域への関心が希薄化している

町内会・自治会の加入率は年々低下しており、加入者数も減少しています。人々は身近な地域のつながりを求める一方、町内会・自治会活動や役員の負担感もあり、町内会・自治会離れが進んでいます。また、オンラインサロン*等デジタル上のコミュニティ活動が活発になっていることと相まって、身近な地域への関心が薄まりつつあります。その結果、地域活動の担い手が不足し、活動内容が縮小しつつあります。

○地域のネットワークが広がっていない

様々な主体が集まって設立された各地区の地区協議会は、地域の魅力発信や課題解決に向けた様々な事業を実施してきました。設立から数年が経ちましたが、活動内容や活動に携わる人は十分に広がっておらず、一部の人の負担が大きくなる傾向が見られるとともに、新たな主体との連携も多くは進んでいません。

また、町田市地域活動サポートオフィスが、地域活動団体の基盤強化を図る支援や団体と団体をつなぐ支援を行っていますが、団体同士あるいは団体と事業者等がつながることで新たな活動が生まれる事例は多くなく、地域活動のネットワークが十分に広がっている状況ではありません。

○必要な人に必要な情報や支援が届いていない

支援を必要としているにも関わらず必要な支援を受けることができていない人には、複数の問題を抱えているが、行政の相談窓口も高齢者、障がい者、子ども、保健・医療等の多岐にわたっているためにどこに相談したらよいか分からない人や、人との関わりを避けて地域から孤立している人がいます。また、災害時において地域に手助けを求める声や、日常的な安否確認を求める声が多くあがっていることから、地域のつながりを求める人が多く見られます。

しかし、地域のつながりの希薄化により、近所づきあいの中で日常的に把握できていた地域の困りごとが見えづらくなり、支援の手が行き届きにくくなっています。

6 計画策定にあたっての課題

計画の振り返り、統計データやアンケート調査等の結果を踏まえ、本プラン策定にあたっての課題を以下の5つに整理しました。

(1) 「自分ゴト」として地域活動に参加する人を増やす

○2014年4月に市内最初の地区協議会が小山・小山ヶ丘地区に設立され、現在全10地区で様々な活動が行われています。各地区で地域交流のイベントや見守り活動等が行われ、地域の課題解決や魅力発信のための取組を行ってきました。近年は、活動に携わる人や団体が固定化する傾向もあり、新たな担い手の発掘が求められています。

○多様なライフスタイル・価値観が存在する現代においては、地域との関わり方、つながりの強弱についての考えも人それぞれです。その中で、「自分ゴト」としての地域活動への参加をいかに増やしていくかが課題となっています。

(2) 時代の変化に対応した新しいつながりづくり

○AIやICT*等のテクノロジーの急速な発展により、リモートワーク等の働き方の多様化等、日々の暮らしや仕事のあり方が今後大きく変化することが予想されます。それに伴い、人々が地域で過ごす時間が増加し、地域に目を向ける機会が増えることが考えられます。これを地域活動への関心が高まる絶好の機会と捉え、様々な主体が関われるきっかけづくりを行う必要があります。

○プロボノワーカー*等との協働や、AIを用いたマッチングシステム、SNS等のオンラインコミュニティを活用し、個人の「やりたいこと」「できること」と、地域のニーズとをマッチングすることで、より多くのつながりを創出していくことが求められます。

(3) 多様な主体による地域課題解決のためのプラットフォーム*づくり

- 少子高齢化の急速な進展やライフスタイル・価値観の変容に伴い、地域の課題はより一層複雑化・複合化しています。このような課題を解決するためには、行政を含む地域の様々な主体が対話し、共通のビジョンを持って取り組むことが必要です。
- これまで顕在化していなかった課題や新たな解決方法を発見していくためには、地域、企業、行政が一体となるプラットフォームの構築や、地域課題を自分ごととして共感した人が話し合い、行動につなげる場を設ける等、新たな仲間を招き入れることが求められています。

(4) 必要な人に必要なサービスをつなげるための体制づくり

- 複合的な課題を有している方が公的なサービスへつながることができず、生活に困窮する方の社会的孤立が問題となっています。このような方が必要なサービスにつながるには、市が身近な地域の助け合い・支え合い活動と協働し、早期に支援へつなげるとともに、中長期的に見守る必要があります。
- 地域との協働にあたっては、地域活動と公的支援機関を迅速かつ適切につなぐコーディネーターの導入や、身近な地域で誰もが困りごとを相談できる相談支援体制を構築する必要があります。

(5) 災害時における命を守る地域づくり

- 近年多発する自然災害や、今後発生すると予想されている首都直下地震等の災害発生時に命を守るには、個人での備えに加え、日頃からの顔の見える地域のつながりが重要であることが、過去の災害から明らかになっています。
- 大規模災害では犠牲者の多くが迅速に避難することが困難な高齢者や障がい者であり、地域とともに避難行動要支援者をサポートする体制づくりが喫緊の課題です。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ

近年では、人口減少に伴う人口構造の変化だけでなく、テクノロジーの急速な進展による人と人とのコミュニケーション方法の変容、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい生活様式への転換等を受け、市民のライフスタイル・価値観は大きく変わろうとしています。また、地域ではコミュニティの希薄化が進むとともに、従来の公的支援では課題の発見や解決が困難な問題に直面する機会が増えてきており、これまでに以上にと人と人とのつながりや支え合いの必要性が高まっています。

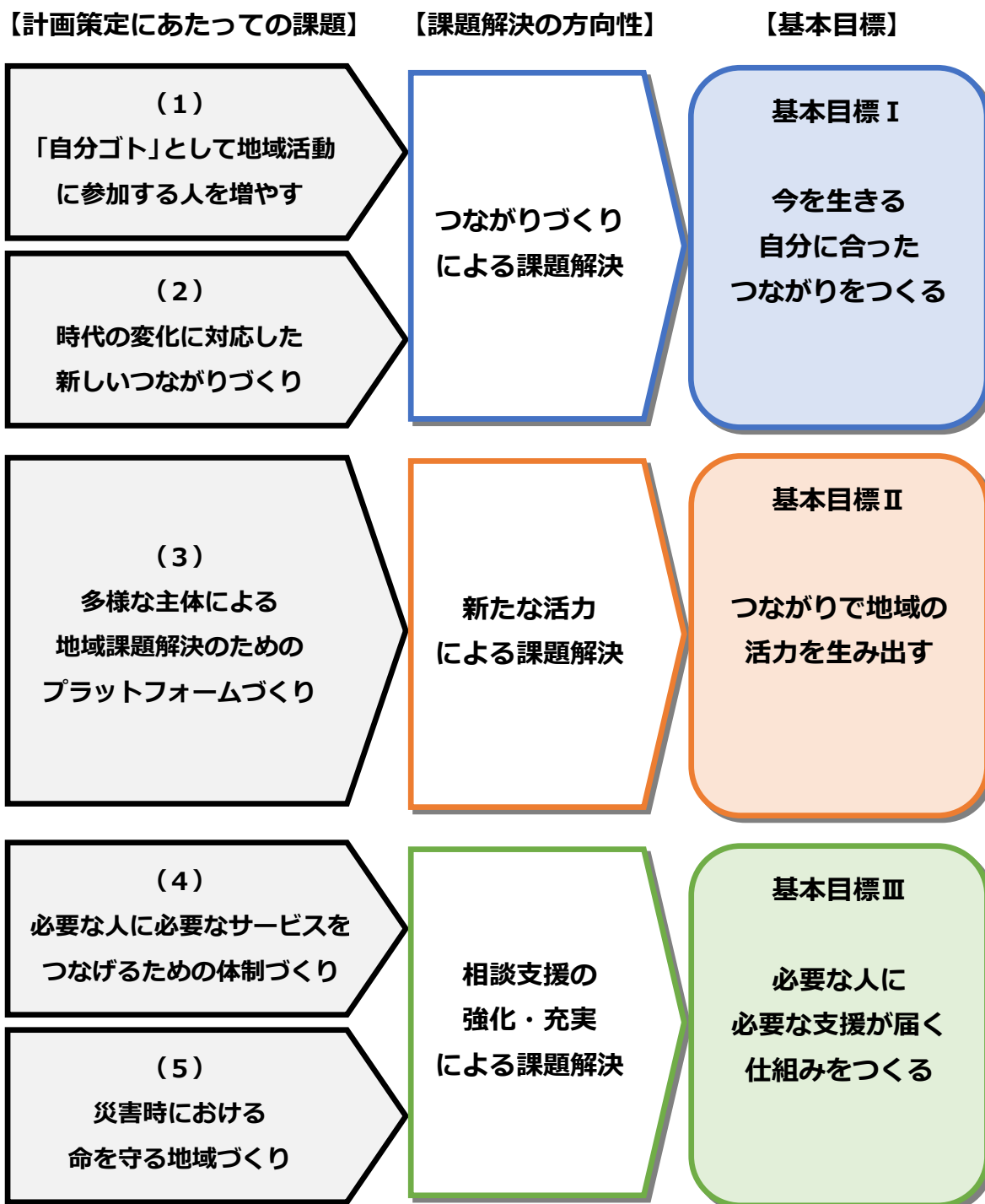
そのため、本プランの基本理念を「地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ」とし、市全体、地区等の様々な範囲で、様々な主体がそれぞれに合った形でつながり、そこで生み出された活力をもとに、地域課題の解決に取り組みます。そして、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分の役割や活躍の機会を得られ、自分らしく暮らすことができる、そんなまちの実現を目指します。

本プランでは第1部に、市民、地域活動団体、事業者、社会福祉協議会、及び市が協働し、市全体で取り組む事項を掲げた「みんなの計画」を策定しています。また第2部では、地域が主体的に取り組む事項等を、地域が作成し、市と社会福祉協議会が支援を行う地区別の「わたしの地区の未来ビジョン」を策定します。それぞれを連動させながら推進することで、基本理念の実現を目指します。



2 基本目標

計画策定にあたっての5つの課題を「つながりづくりによる課題解決」、「新たな活力による課題解決」、「相談支援の強化・充実による課題解決」に分類し、そこから3つの本プランの基本目標「今を生きる自分に合ったつながりをつくる」、「つながりで地域の活力を生み出す」、「必要な人に必要な支援が届く仕組みをつくる」を立てています。



ホッとできる
つながりを作ります

基本目標Ⅰ 今を生きる自分に合ったつながりをつくる

多様なライフスタイル・価値観が存在する現代においては、人と人との関わり方、つながり方についての考えも人それぞれです。近隣の協力関係等、地域でのつながりについて必要と感じている方は多いものの、「自分ゴト」としての地域活動への参加率は低くなっています。時とともに変化するつながりの中で、多様化する市民の価値観に合った地域活動への参加のきっかけづくりを行います。

つながりがホッと
力を発揮します

基本目標Ⅱ つながりで地域の活力を生み出す

行政や地域で活動する団体が単独では解決できない課題に対応するためには、地域・企業・行政等の様々な主体が連携し、共通のビジョンを持って取り組むことが必要です。様々な主体が強みや特性を相互に理解したうえで、新たな解決手法を生み出せるよう、連携体制の構築や持続可能な地域づくりを進めます。

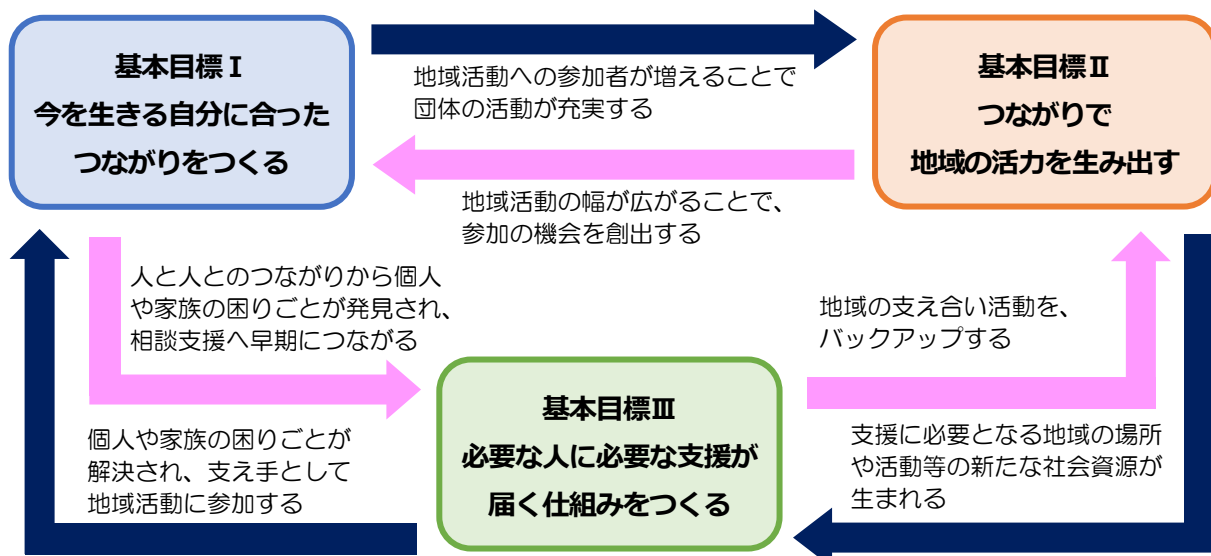
困っている人を
ホッとさせません

基本目標Ⅲ 必要な人に必要な支援が届く仕組みをつくる

「8050問題」や「ダブルケア」等、個人や家族が抱える課題が複雑化・複合化している中で、必要な支援につながることでできない人に対する取組が求められています。

困りごとを抱える人を必要な支援につなげられるよう、行政の各分野が横断的に連携し、相談支援機能の強化を図ります。また、地域とともに、困りごとを抱える人を早期に発見し、必要な支援を行います。

図表「基本目標」の関係



3 基本施策

基本目標を実現するための7つの基本施策は次のとおりです。

基本目標Ⅰ

基本施策1 地域への意識・関心が高まる

隣近所の人間関係が疎遠になり、町内会・自治会をはじめとした地域活動に参加する人が減少しています。また、地域活動の担い手が高齢化、固定化しており、若い世代を中心とした新たな担い手が必要となっています。

これまで地域への関心が薄かった方々の目が地域に向くように効果的にプロモーションをすることで、つながりを創出していくことが求められています。

基本施策2 「やりたいこと」と地域ニーズをマッチングする

市では、地域活動団体の活動支援や地域の団体と団体をつなぐ支援を行っていますが、地域活動のネットワークが十分に広がっている状況ではありません。一方、市民アンケート調査では、地域のためにできることがある人は高い割合でいることが分かりました。

個人や企業の持つ経験や能力と、地域のニーズとをマッチングし、地域活動を拡充していくことが求められています。

基本目標Ⅱ

基本施策1 多様な主体のつながりが活性化

これまで10地区で地区協議会を設立し、地域の課題解決に取り組んできましたが、活動内容や活動に携わる人々が固定化しつつあり、一部の人の負担が大きくなっています。

地域・企業・行政といった多様な主体が一体となり、幅広い世代、多くの関係者とともに課題解決に取り組むことが重要です。

基本施策2 地域でイノベーションを起こす

地域資源の組み合わせ、コーディネートといった従来の手法だけでは、地域課題の解決が難しくなってきました。これまでも地区別懇談会で地域課題について話し合われてきましたが、解決策の実施には至っていません。

未来思考で議論し、新しいアイデアや手法を用いて検討していくことが重要です。

基本目標Ⅲ

基本施策1 支援の輪につながる、つなげる

8050問題やダブルケア等の複合化した問題や制度の狭間の問題*を抱え、社会的に孤立している個人や家族が見られます。このような方々に対し、これまで市では、高齢者、障がい者、子ども、保健・医療等の各分野がその属性の範囲内で相談対応してきましたが、十分な支援につなげられていない事例が見られます。

そのため、各分野の縦割りを解消し、垣根を越えた連携を行うとともに、地域における人と人とのつながりが生み出す力を借りながら、困りごとを抱える人が早期に支援の輪につながる、つなげられるような地域社会を形成していく必要があります。

基本施策2 支援が必要な人に寄り添い、支える

複合化した問題や制度の狭間の問題を抱える方が相談支援機関につながったにも関わらず、これらの問題に対応した十分なサービスが整っていないため、根本的な問題の解決には至っていない事例が見られます。

このような状況に対応するため、高齢者、障がい者、子ども、保健・医療等の各分野において、サービス内容の充実を図るだけでなく、制度と制度の間に対応した支援を行う等、支援が必要な人に寄り添い、一人ひとりの状況に応じた支援を行う必要があります。

基本施策3 支援の質を確保する

高齢者、障がい者、子ども、保健・医療等の各分野を跨ぐ問題に対応した施策の検討体制の構築や、福祉の現場における専門人材の確保が課題となっています。

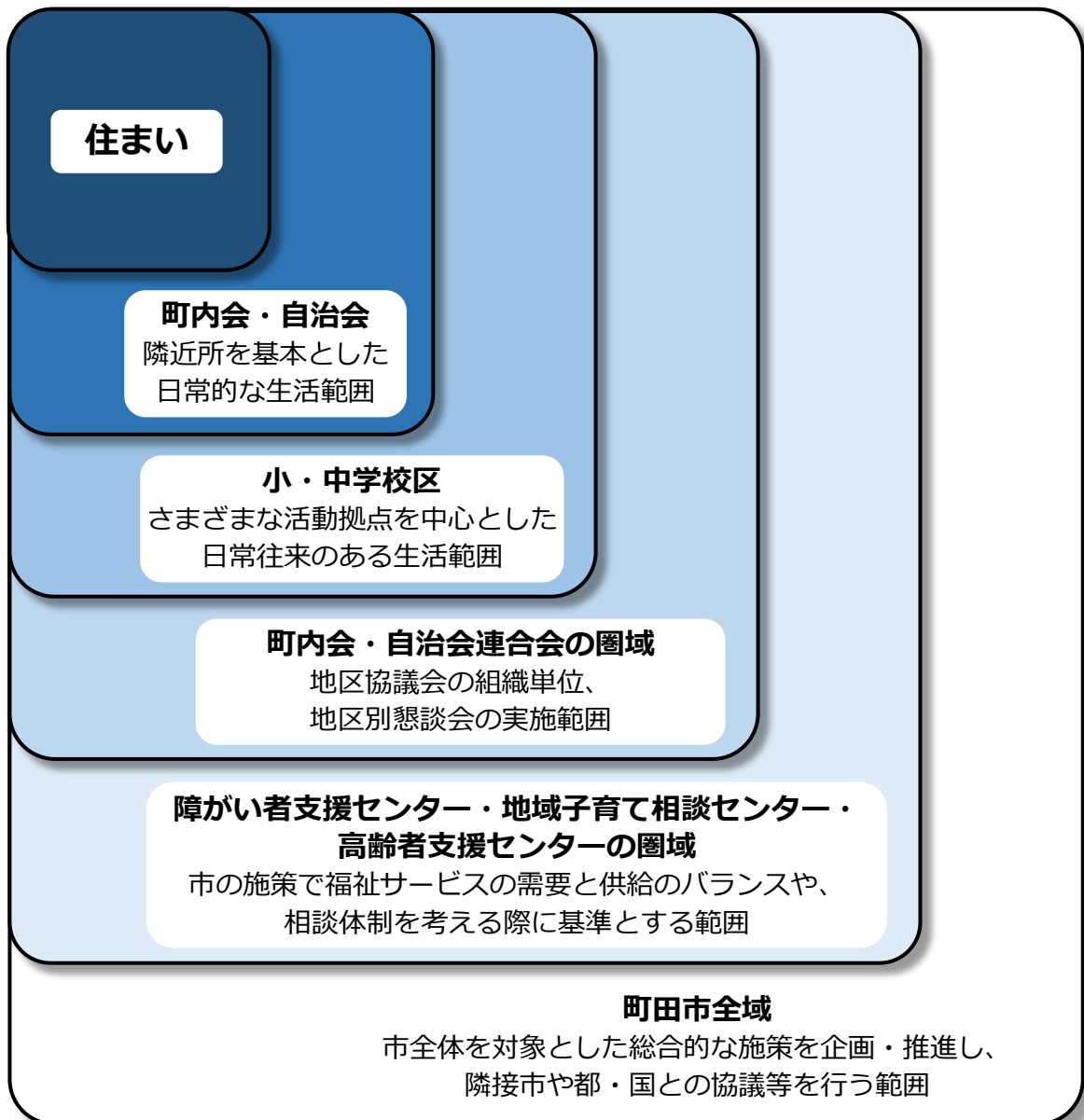
このような課題に対応し、支援の質を確保するための仕組みを構築する必要があります。

4 計画における「地域」の考え方

町田市は東西に広く、地域により環境の違いが大きいことが特徴です。それにより課題やニーズは地域ごとに多様であり、地域の活動も様々な範囲で行われています。

地域住民が互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、段階的に地域を捉え、構成される様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくことが重要です。

図表 「地域」の考え方



5 施策の体系

基本理念

地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ

基本目標	基本施策	取組施策
Ⅰ 今を生きる 自分に合った つながりをつくる	1 地域への意識・関心が高まる	(1) 地域活動に関する情報発信 (2) コミュニケーションが生まれるきっかけづくり
	2 「やりたいこと」と地域ニーズをマッチングする	(1) 「やりたいこと」と地域ニーズのマッチング (2) 地域活動の継続と新たな活動の創出に向けた支援
Ⅱ つながりで 地域の活力を生み出す	1 多様な主体のつながりが活性化する	(1) 持続可能なプラットフォームの構築 (2) 多様な主体がつながるネットワークの充実
	2 地域でイノベーションを起こす	(1) 新たなプラットフォームから生まれた取組の推進 (2) 地域課題の解決や魅力向上に向けた取組の推進
Ⅲ 必要な人に 必要な支援が 届く仕組みをつくる	1 支援の輪につながる、つなげる	(1) 当事者や家族等の気づきと周囲の人の理解の促進 (2) 地域における見守り・支え合い活動の充実 (3) 当事者や家族等が相談しやすい体制づくり
	2 支援が必要な人に寄り添い、支える	(1) 社会とのつながりに向けた支援 (2) 生活困窮者等への支援 (3) 住宅確保要配慮者*への支援 (4) 自殺対策の推進 (5) 暴力・虐待の防止 (6) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画） (7) 再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画） (8) 災害時に備えた支援体制の構築 (9) ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進
	3 支援の質を確保する	(1) 福祉サービスの質の向上 (2) 福祉専門人材の育成・確保 (3) 地域福祉の包括的支援機能の構築

6 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の実現

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界の実現のために2030年までに世界中で取り組む国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、未来を見据えたバックカスティング*の発想を活用し「誰一人取り残さない」ために、先進国を含めたすべての国で取組が進められています。

市がこれまでに進めてきた取組は、多くの点でSDGsの理念や目標と合致することから、引き続き本プランにおける取組の推進を通してSDGsの実現に貢献していきます。

本プランでは、SDGsの関係を分かりやすく示すため、第5章において「基本施策」ごとにSDGsとの結びつきを記載しています。

SDGsの17の目標

 【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	 【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	 【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費形態を確保する。
 【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	 【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	 【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
 【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	 【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
 【教育】 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	 【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	 【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
 【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	 【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する。	 【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
 【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	 【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	

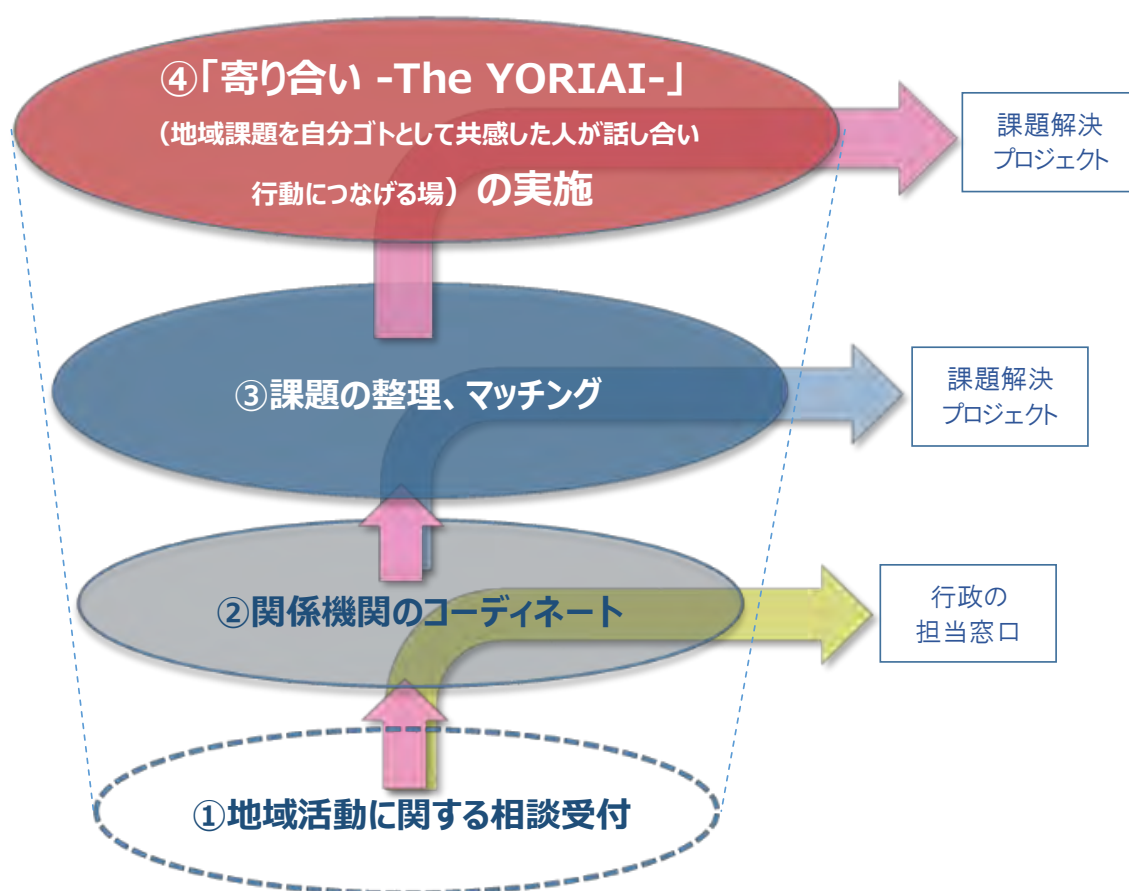
1 地域の「やりたい」をかなえつづけるプロジェクト

プロジェクトのねらい

少子高齢化の進行やテクノロジーの急速な進展によるコミュニケーション方法の変容、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい生活様式への転換等により、市民のライフスタイルや価値観は多様化しています。市では、これまでも地域の「やりたい」「できる」をマッチングし、協働により地域課題の解決を行ってきましたが、地域活動に携わる人は十分に広がっていません。

そこで、今後より一層地域に関わる人のつながりを広げ、地域の「やりたい」をかなえ続けるために、「寄り合い-The YORIAI-」を実施します。まちの未来に関心を持つ様々な立場の人が、地域課題を自分ゴトとして共感し、一人ひとりに何ができるのかを考え行動し続けることで、地域づくりの輪を広げ、持続可能な地域づくりを目指します。

プロジェクトイメージ



プロジェクトイメージの内容

①地域活動に関する相談受付	市民協働推進課窓口や地域市民相談室、町田市地域活動サポートオフィスを中心に、地域活動団体や企業、ボランティアの方等から地域活動に関する相談を受け付けます。
②関係機関のコーディネート	受け付けた相談内容を精査し、行政の担当窓口へ引き継ぎます。行政で解決しきれない課題は、地域との協働で解決できないか検討します。
③課題の整理、マッチング	地区協議会や地区別懇談会を通じ、地域で協働することによって課題解決する方法を検討します。地域ニーズと担い手をマッチングし、課題解決プロジェクト*として具体的な解決策を実施します。
④「寄り合い-The YORIAI-」の実施	③で生まれた課題解決プロジェクトの共感者を増やし、更に広げるために、多様な主体を招いた対話「寄り合い-The YORIAI-」を行います。ありたい未来がどうしたら実現するかという思考をもとにアイデアを出し合い、参加者自身が自分に何ができるかを考え行動します。それにより、自分ゴトとして地域課題を捉え活動する人を増やしていきます。

コラム

なぜ「寄り合い-The YORIAI-」か？
「持続可能な地域づくりのために」

例えば、「高齢者が外出困難で買い物に行けない」という相談を受けたとする。それを介護保険の移動支援サービスの申請として解決する手法は、②の関係機関のコーディネートである。一方、行政だけでは解決しきれず、地域との協働で解決していくのが③のマッチングである。地域にある福祉事業所等の送迎車の空き時間を活用して、外出支援のニーズとマッチングすることなどが考えられる。

地域との協働で解決できないような課題、特に担い手不足を解消する切り札となるのが、「寄り合い-The YORIAI-」である。「寄り合い-The YORIAI-」では多様な主体を参加者として迎え、提起された問題を様々な角度から見つめ、ありたい未来がどうしたら実現するかという思考をもとに対話する。高齢者の外出困難の事例でいえば、「高齢者が外出したくなるまちには何が必要か」と投げかけることで、化粧品メーカーや服飾メーカーから気分が晴れやかになるアイデアが出されるかもしれない。また、靴メーカーから歩き方に関する提案がされたり、次世代交通システムに関する検討が行われるかもしれない。

このように、多様な主体が自分ゴトとして関わり多角的に検討することで、新しい関係性や価値を生み出し、それを持続可能な地域づくりに活かしていくことが、「寄り合い-The YORIAI-」の目的である。

プロジェクトの推進方法

地域活動に関する相談や、まちづくりに関するアイデア等を受け付け、関係機関のコーディネートやニーズのマッチングを進め、課題解決プロジェクトとして実施します。更に、プロジェクトの共感者を増やし活動を広げるために、「寄り合いーThe YORIAIー」を実施します。

プロジェクト達成に関連する施策

1 地域の多様な主体とともに地域課題解決に取り組みます	
内容	市内全10地区に設立された地区協議会＊が、それぞれの地区の課題解決や魅力の向上を図るため、様々な取組を行っています。 また、2018年から2021年に実施された「まちだ〇ごと大作戦18-20」には、多くの方が参画していただき、300を超える作戦が生まれました。そこで築かれたつながりや地域への思いを次の世代に引き継いでいけるよう、地域活動に関する相談や、まちづくりに関するアイデア等を受け付け、関係機関をコーディネートし、ニーズのマッチングを進めます。 その過程で、多くの人の検討を必要とする案件を抽出し、地域課題を自分ごととして共感した人が話し合い、行動につなげる場「寄り合いーThe YORIAIー」を開催します。地区協議会の構成団体のほか、企業、NPO法人、大学、庁内等から参加者を集め、対話を通じて新たな関係性やアイデアを生み出し、アイデアをプロジェクト化していきます。更に、一緒に取り組んでもらいたい関係者を継続して招き入れ、活動の輪を広げ続けることで、地域課題を持続的に解決していきます。
関連取組	Ⅱ-1-(1)-① 地域・企業・行政による課題解決の仕組みの構築 Ⅱ-2-(1)-① 地域・企業・行政による課題解決プロジェクトの推進
2 デジタルとマッチングで、つながり、担い手、支援を充実させます	
内容	若年世代は地域活動への参加が他の世代と比べて少ないですが、自由な発想やネットワークの軽さを持っています。そのような世代の方々が地域とつながることで、持続的な地域課題解決の取組や新たな解決策が生まれることが期待されます。SNSやオンラインサロン等デジタルを活用し、新たなつながりを創出していきます。 また、個人や企業の持つ経験や能力と、地域のニーズとをマッチングすることで、これまでのつながりを更に広げていきます。そして、NPO法人等の活動団体と地域ニーズとのマッチングも進め、多種多様なつながりづくりに取り組みます。 更に、既存の福祉サービスでは解決が図れない複雑化・複合化した課題と、地域の社会資源とのマッチングをすることで、本人やその家族のニーズに合った支援を行っています。
関連取組	I-1-(2)-① デジタルの場の活用 I-2-(1)-① マッチングの促進 Ⅲ-2-(1)-③ 地域の多様な主体と連携した参加支援

3 「わたしの地区の未来ビジョン」の実現に向けた活動に取り組みます	
内容	地区協議会を中心に地区の目指すべき姿や、その実現のために「できる」「やりたい」取組をまとめた「わたしの地区の未来ビジョン」を、10地区で作成します。 そして、地区ごとに、市民、事業者、NPO法人等が参加する地区別懇談会を毎年開催し、取組の進捗状況を確認していきます。開催にあたっては多くの幅広い世代の参加を促し、次の世代に引き継がれる「新しい価値」を創り出すとともに市民活動・地域活動を盛り上げていきます。
関連取組	Ⅱ-1-(2)-② 地区別の懇談機会の充実 Ⅱ-2-(2)-② 「わたしの地区の未来ビジョン」実現の支援

各主体の主な役割

市民・地域活動団体	・やりたいこと、できることがある人はスキル等を提供する ・困りごとがある人は課題を相談する
事業者	・課題解決のアイデア、資源を提供する
行政・社会福祉協議会	・「寄り合い-The YORIAI-」を普及させる ・課題解決プロジェクトの推進を支援する

関連する指標

- Ⅱ-1 地区協議会・地区別懇談会・「寄り合い-The YORIAI-」から生まれた課題解決プロジェクトの参加人数
- Ⅱ-2 地区協議会・地区別懇談会・「寄り合い-The YORIAI-」から生まれた課題解決プロジェクトの実施件数
- Ⅲ-1 困ったときに助けてもらえる人や相談支援機関があると感じる市民の割合

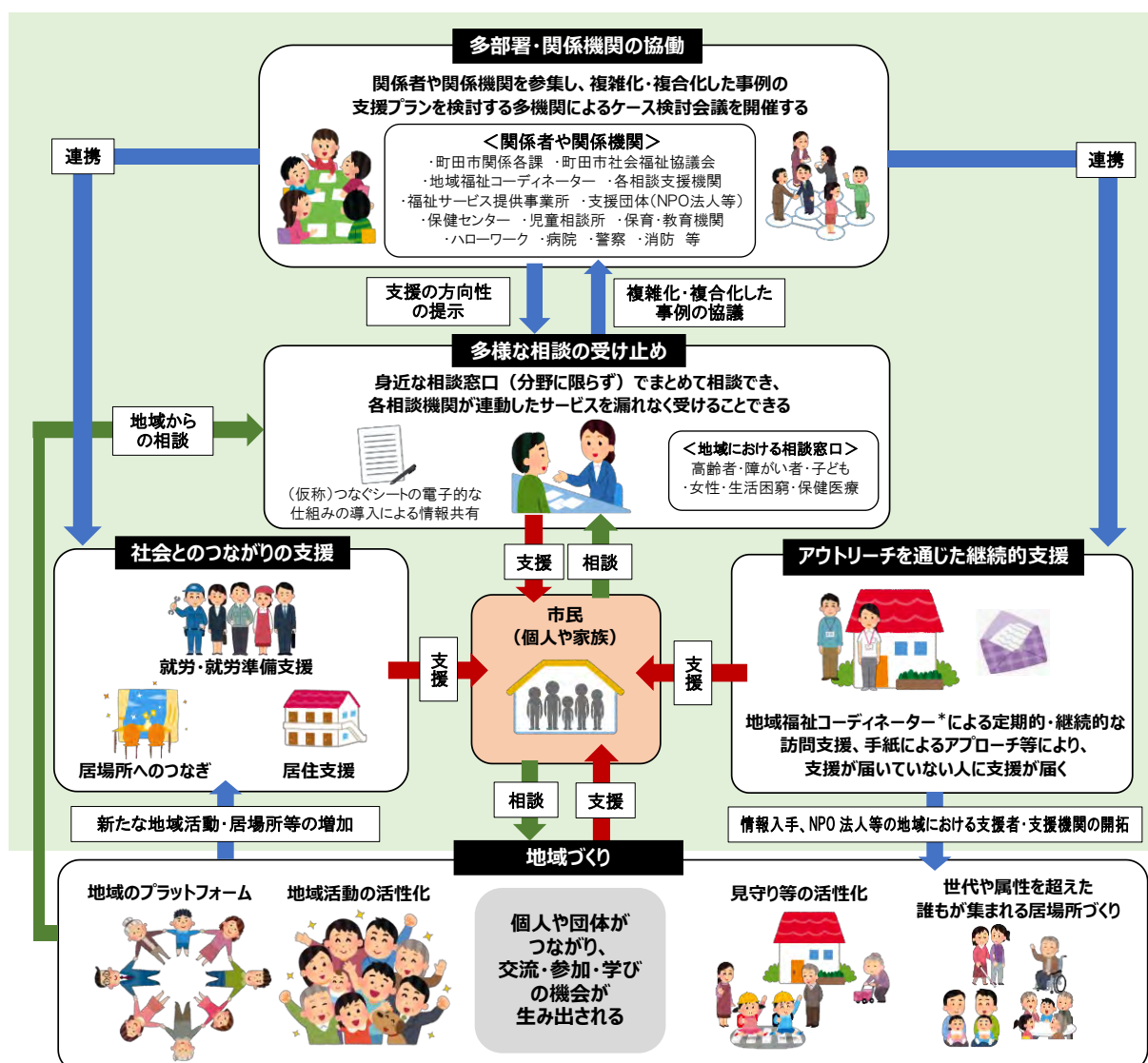
2 困りごとをなくそうプロジェクト

プロジェクトのねらい

高齢者、障がい者、子ども、保健・医療等の各分野では、これまで、それぞれの制度をベースとした専門性のもとに支援を行ってきました。しかし、複雑化・複合化した市民の困りごとに対して、迅速かつ効果的な支援を行うためには、地域における各分野の相談支援機関が培ってきた専門性を活かしつつ、これまで以上に連動し支援を行う必要があります。

本プロジェクトでは、各分野に関する相談を横断的に受け止めるとともに、各機関の連携を強化することに加え、市民、NPO法人等の地域活動団体、地域の事業者と連携しながら支援を行う等、包括的な相談支援体制の構築を目指します。

プロジェクトイメージ図



(注) プラットフォーム・・・個人や団体が、それぞれの知識や経験を活かし、課題解決に向けて話し合いや取組を行う場。

プロジェクトの推進方法

庁内関係各課、及び地域における相談支援機関によるプロジェクトチームを立ち上げ、包括的な相談支援体制について、具体的な検討を行います。

プロジェクト達成に関連する施策

1 身近な相談支援機関でまとめて相談後、各機関が連動した支援が受けられます

内容	身近な地域の相談支援機関で、属性・世代・内容を問わず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し迅速かつ確実に適切な支援機関に引き継ぐことができるよう「(仮称)つなぐシート」を導入します。また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、各機関の役割分担の整理が必要な場合には、各相談支援機関に加え、医療機関やNPO法人等と協働したケース検討会議を開催し、支援の方向性を定めます。更に、このような体制を構築することができるよう、普段から地域の相談支援機関間の顔の見える関係づくりに取り組みます。 これらにより、相談者は1カ所の機関でまとめて相談することができ、行政や事業者、NPO法人等が連動した、より効果的な支援を受けることができます。 分野をまたがる相談に対する(仮称)つなぐシートを用いた相談フローイメージ図 (例) 高齢者から、子の障がいとひきこもり、及び自身の介護に係る相談が、高齢者分野の支援機関に入った場合。 ① 相談する ② 他分野の内容は、(仮称)つなぐシートにより、確実に引き継ぐ ③ 引き継がれた内容をもとに電話・訪問等により支援を行う
関連取組	Ⅲ-1-(3)-① 身近な場所での相談体制の充実 Ⅲ-1-(3)-③ 多機関の協働による相談支援体制の構築 Ⅲ-3-(3)-① 庁内における包括的支援体制の充実 Ⅲ-3-(3)-② 地域における相談支援機関の連携・協働の推進

2 「寄り合い-The YORIAI-」の手法を取り入れて困りごとを解決します

内容	地域活動の担い手と地域活動団体の個々のマッチング機会を創出し、地域の支え合い活動の充実を図ります。また、従来の枠組みに捉われず、新しいアイデアや柔軟な発想による課題解決策を検討できるよう、地域・企業・行政等、多様な主体を交えた持続可能な地域のプラットフォームを構築します。そして、このプラットフォームに「寄り合い-The YORIAI-」の手法を取り入れて、自分ごととして課題解決に取り組む仲間を増やし、その多様性が生むイノベーションで、複雑化・複合化する市民の困りごとを解決していきます。(「寄り合い-The YORIAI-」の詳細な説明については、リーディングプロジェクト1 (P.47) に記載しています。)
関連取組	Ⅰ-2-(1)-① マッチングの促進 Ⅱ-1-(1)-① 地域・企業・行政による課題解決の仕組みの構築 Ⅱ-2-(1)-① 地域・企業・行政による課題解決プロジェクトの推進 Ⅲ-1-(2)-① 多様な人材の地域福祉活動への参加促進 Ⅲ-2-(1)-③ 地域の多様な主体と連携した参加支援

3 相談できる身近な居場所が充実します

内容	社会的な孤立は、介護や育児、生活困窮、ひきこもり等の様々な問題が絡み合い、深刻化し、頼る人や相談する人もいない場合に生じるため、個々の問題が深刻化する前に相談できる環境を整える必要があります。 そのため、地域における相談支援機関の相談体制の充実を図るだけでなく、困りごとを抱えた人が、何気ない市民同士の会話の中で互いに相談できるよう、身近な地域の居場所の充実を図ります。これまでの参集型の居場所に加え、外出ができない状況にある方でも参加できるよう、デジタルの居場所も活用したハイブリッドな居場所を創出します。
関連取組	I-1-(2)-① デジタルの場の活用 I-1-(2)-② 地域活動の場の活用

4 地域福祉コーディネーターが一人ひとりの状況に応じた支援につなげます

内容	複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているため、支援を必要としながらも声をあげられない人や自らが抱える問題を認識していない人等の潜在的な相談者を、必要な支援につなげることができるよう、地域福祉コーディネーターを導入します。 地域福祉コーディネーターは、相談を待つだけでなく、自ら各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況等に係る情報を幅広く収集し、支援が必要な潜在的な相談者を見つけます。また、本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つための訪問や手紙等、定期的・継続的なアプローチを行います。更に、支援を行うにあたって、既存の福祉サービスでは解決が図り切れない場合には、地域における様々なコーディネーターと連携し、新たな社会資源の開拓や既存の資源の拡充を図り、これらの資源とマッチングする等、一人ひとりの状況に応じた支援につなげます。 地域福祉コーディネーターの役割
関連取組	Ⅲ-1-(3)-② 地域のつながりを通じた潜在的な相談者の把握 Ⅲ-2-(1)-③ 地域の多様な主体と連携した参加支援

各主体の主な役割

市民・地域活動団体	・地域活動に参加する・協力する ・地域の困りごと等を解決するために話し合う・取り組む
事業者	・市民・地域活動団体等の活動を支援する ・市民の困りごと等を解決するために地域や関係機関・行政と連携する
行政・社会福祉協議会	・市民・地域活動団体等の活動を支援する ・包括的な相談支援体制の構築に向けた仕組みをつくる

関連する指標

- I-2 地域活動に参加したことがある市民の割合
- Ⅲ-1 地域福祉コーディネーターが地域のつながりから相談支援に結び付けた件数
- Ⅲ-1 困ったときに助けてもらえる人や相談支援機関があると感じる市民の割合
- Ⅲ-2 自分や周りの人が必要とする支援を受けられていると感じる市民の割合

コラム

地域福祉コーディネーターの活動事例

病気の母親への子育て支援

【相談内容】

闘病中の母親を支援しているご家族からの相談。在宅で生活しているが、放射線治療の通院などがあるため、子どもの幼稚園の送迎を手伝ってほしい。

【地域福祉コーディネーターの働きかけ】

子ども家庭支援センターが世帯の支援をしているため、地域福祉コーディネーターは公的支援ではない部分の支援につなぐことになり、地域のボランティアの方に事情を説明して、幼稚園の送迎を手伝ってもらうことになる。



同じ地域に住んでいる住民ということで、母親からの信頼は大きく心の拠り所になっている。このように、困りごとを抱える方の問題が複雑化する前に、地域の多様な主体と連携しながら、適切な支援につないでいく必要がある。

基本目標Ⅰ 今を生きる自分に合ったつながりをつくる

Ⅰ-1 地域への意識・関心が高まる



基本施策に係る主な現状と課題

- ◇ ライフスタイル、価値観の多様化や地域コミュニティの希薄化により、地域活動に携わる人や団体が固定化してきています。新たな担い手の創出が求められています。
- ◇ 市民協働フェスティバル「まちカフェ！」を開催し、NPO 法人等の活動紹介や団体間の交流を行っていますが、若年世代の活動への参加が少ない状況です。今後は、SNS やオンラインサロン等を活用し、若年世代を中心とした働きかけが必要です。
- ◇ 地域には、公共施設や事業所の空きスペース等のハード面での場、子育てサロンや地域活動団体のようなソフト面での場がある一方で、地域の居場所を希望する声が寄せられています。これからは困りごとや社会的孤立解消のために人々がつながれる居場所やデジタルを活用した新しい場が必要です。

施策の方向性

地域への関心が高まるように、地域活動に関する効果的なプロモーションを実施していきます。同じ関心事を持った人が集まると会話が生まれるように、デジタル空間*を含めた様々な場を活用し、コミュニケーションが生まれるきっかけをつくっていきます。

【施策の実現度を測る指標】

指標	現状値	目標値
地域活動への関心度	63.9%	75%
地域における人とのつながりが生んだ満足感	48.2%	60%

（１）地域活動に関する情報発信

① 多様な価値観、関心度に応じた地域活動に関する効果的な広報・プロモーション

No.	取組の方向性	担当部署
1	地域への関心や愛着を持ってもらうため、対象者に合わせた広報媒体を用い、訴求効果の高い情報を発信していきます。また、地域活動に関する情報等、身近な地域情報を発信し、在住者向けのシティプロモーションを実施します。	市民協働推進課

② 地域情報発信の支援

No.	取組の方向性	担当部署
1	地域が主体的に課題や魅力等の地域情報を発信していくため、市や関係機関が有する広報媒体を活用する等よりよい発信に向けた支援を行います。	市民協働推進課
2	子どもの意見が、地域課題や市の施策といった様々な場面に反映されるよう、子どもたちが意見を発信できる場や機会の提供、その仕組みづくりを行います。また、庁内各課その他関係者に対して、子どもの活動についての周知を行います。	児童青少年課

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 地域に目を向ける・興味を持つ
・	○ 地域の活動・イベントの情報を把握する
地域活動団体	○ 地域の活動・イベントに参加する・協力する
	○ 市民・活動団体等の活動をサポート、支援する
事 業 者	○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う
	○ 市民が交流する場づくりを行う
行 政	○ 市民、事業所・企業等に向けて情報発信・情報提供を行う
・	○ 市民、事業所・企業等に向けて意識啓発、働きかけを行う
社会福祉協議会	○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う

(2) コミュニケーションが生まれるきっかけづくり

① デジタルの場の活用

No.	取組の方向性	担当部署
1	地域活動の新たな担い手を増やすために、SNS やオンラインサロン等、既に形成されているオンラインコミュニティに働きかけ、若い世代を中心に地域活動への関心を高められるような広報活動を実施します。	市民協働推進課

② 地域活動の場の活用

No.	取組の方向性	担当部署
1	鶴川図書館のコミュニティ機能を強化するため、地域の方々との対話を通して、地域に必要な図書館の機能と地域が運営するコミュニティの機能を併せ持った市民協働型図書館づくりを推進します。	図書館
2	空家や空き家を除却した跡地を地域資源として利活用するため、公共的・公益的な活用を支援するマッチング制度等を推進します。また、住宅所有者への利活用の啓発として、自宅の将来について考えてもらえるような冊子の配布やセミナーでの講義等の取組を進めます。	住宅課
3	公園の清掃や除草等を行っている公益的活動団体について、若い世代等の新たな担い手創出のために、学校・事業者へのアプローチをしていきます。	公園緑地課
4	つながりたいと思ったときにつながることができるよう、地域の居場所となるコミュニティを創出します。コミュニティの創出にあたっては、商店やオフィス等を地域の居場所として活用できるよう、企業等への働きかけも行っていきます。	市民協働推進課
5	サロンの立ち上げを検討している方向けに、「ふれあいサロン*立ち上げ説明会」を定期的を開催します。また、安定したサロン運営に向けて、地区担当職員による訪問やサロンスタッフからの相談対応を行うとともに、ホームページ、フェイスブック、広報誌等の情報発信やセンターのスタッフが地域に出向いて登録説明をする等、周知活動を推進します。	福祉総務課 社会福祉協議会
6	地域の誰もが利用者にも担い手にもなることができ、多世代が集まれる居場所づくりを目指します。そのために担い手の発掘、立ち上げや運営の支援、活動者相互の情報交換の場づくりを行います。また、居場所の周知や担い手発掘のため、居場所の見える化にも取り組んでいきます。	福祉総務課 社会福祉協議会

No.	取組の方向性	担当部署
7	企業や社会福祉法人の保有する空きスペースを、地域活動団体等の活動場所として利用できるよう、地域にある資源の活用を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市	民	○ 地域に目を向ける・興味を持つ
	・	○ 地域の活動・イベントに参加する・協力する
地域活動団体		○ 地域の交流の場や施設を利用する
		○ 市民・活動団体等の活動をサポート、支援する
事業者		○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う
		○ 市民が交流する場づくりを行う
行政		○ 市民、事業所・企業等に向けて情報発信・働きかけを行う
	・	○ 市民が交流する場づくりを行う
社会福祉協議会		○ 市民（活動団体・事業所等の多様な主体含む）が協議する場づくりをする

I-2 「やりたいこと」と地域ニーズをマッチングする



基本施策に係る主な現状と課題

- ◇ AI や ICT 等のテクノロジーの急速な発展により、リモートワーク等の働き方の多様化等、日々の暮らしや仕事のあり方が今後大きく変化することが予想されます。これを地域課題の解決や魅力を高める機会と捉え、個人の「やりたいこと」や「できること」と、地域のニーズとをマッチングすることで、より多くのつながりを創出していくことが求められます。
- ◇ NPO 法人等の地域活動団体に対して、町田市地域活動サポートオフィスが活動支援を行っています。今後は地域の活性化のために、町田市地域活動サポートオフィスによる、団体間や団体と事業者等とのマッチングの実施が求められます。

施策の方向性

「やりたいこと」「できること」と地域ニーズを組み合わせるマッチング機会の創出と、地域で活動する機会の充実を図ります。地域活動がより活性化するよう支援を継続していくとともに、個人や企業、活動団体の持つ経験や能力と、地域のニーズをマッチングすることで、新規の活動の創出にもつなげていきます。

【施策の実現度を測る指標】

指標	現状値	目標値
地域活動に参加したことがある市民の割合	25.8%	40%
マッチング件数（累計）	10 件	140 件

(1)「やりたいこと」と地域ニーズのマッチング

① マッチングの促進

No.	取組の方向性	担当部署
1	地域においてより多くのつながりを創出するために、市民協働フェスティバル「まちカフェ!」を軸にマッチング機会を創出します。その際は、地域活動についての知見を有する町田市地域活動サポートオフィスによる取組を推進していきます。また、個人の「できること」を町内会・自治会やNPO 法人等のニーズとマッチングする取組も実施します。	市民協働推進課

② 地域で活動する機会の充実

No.	取組の方向性	担当部署
1	発災時、及び平時において、地域住民を牽引指導できる正しい防災知識を持った地域防災リーダー*を育成するため、「(仮称) まちだ防災力レッジ」において、幅広い視点から受講者を募ります。 「まなぶ」・「とりくむ」の二つをテーマに、「災害から〇〇を守る(〇〇は任意)」ことを目的として、産官学連携*で地域住民相互の防災力向上を目指します。	防災課
2	地域の防犯意識を高めるため、市内の町内会・自治会等で、防犯活動に関して主導的役割を果たす方に向けた防犯リーダー講習会*を実施し、犯罪に関する最新の情報を周知していきます。また、より多くの方に参加していただくために、実施する地域ごとの情報も盛り込みながら、開催場所や開催回数を工夫して実施していきます。	市民生活安全課
3	子どもたちが安全な環境の中で安心して学校生活が送れるよう、学校・地域・家庭や関係機関との連携を強化し、地域と一体になった地域協働による学校づくりを推進します。また、これまで以上に地域の人材活用を広げ、学習支援等のボランティア活動を充実することで、教員の負担減、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを実現します。	指導課
4	住み慣れた町で安心した生活を送るために、制度や現状を知る学びを提供し、年齢、職場や立場をこえた参加者同士の交流の機会としていきます。また、福祉、環境、自然、郷土史等の様々な市民による実践を知る中で、地域活動の担い手として取り組むような働きかけを行っていきます。	生涯学習センター

No.	取組の方向性	担当部署
5	地域における家庭ごみの減量推進等に取り組むリーダーとして活動をしていただく「ごみ減量サポーター*」の担い手を増やすため、広く周知活動を実施していきます。また、「ごみ減量サポーター」の活動支援のために、ごみ減量に関する研修会、施設見学会の開催や、情報紙の発行等を行っていきます。	3R 推進課
6	町内会・自治会の催しに市職員が参加して行う「資源とごみの出前講座」の開催数を増やし、ごみの減量に地域が自主的に取り組めるようにするため、各地域の実情に応じたごみの課題を把握し、その課題に合わせた講座メニューを仕掛けていきます。	3R 推進課
7	ボランティア登録者のより安定した確保のため、人材バンク化に取り組むとともに、多様なニーズに対応するため、ボランティア活動のあり方やプログラムについて検討しオンラインを活用していくことで、ボランティア活動を希望する方々の活動機会を増やします。	福祉総務課 社会福祉協議会

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 地域の活動・イベントの情報を把握する
・	○ 地域の活動団体等同士でつながる
地域活動団体	○ 講座・研修に参加する
	○ 市民・活動団体等の活動をサポート、支援する
事 業 者	○ 市民の困りごと等を解決するために関係機関や行政と連携する
	○ 多職種間で情報共有や顔の見える関係づくりを行う
行 政	○ 地域の人材（市民、事業所・企業等）を育成する
・	○ 市民（活動団体・事業所等の多様な主体含む）が協議する場づくりをする
社会福祉協議会	○ 市民（活動団体・事業所等の多様な主体含む）が連携するコーディネートを行う

(2) 地域活動の継続と新たな活動の創出に向けた支援

① 地域活動の活性化に向けた支援

No.	取組の方向性	担当部署
1	町内会・自治会や NPO 法人等の地域活動団体が活発に活動していくために、補助金交付等の財政面の支援を行うとともに、相談体制の充実等、よりソフト面でのアプローチを進めます。また、他団体や事業者等のマッチングの促進を図る取組も組み合わせ、個々の団体に対する総合的な支援を目指します。地域活動についての知見を有する町田市地域活動サポートオフィスも活用し、取組を推進していきます。	市民協働推進課
2	高齢化の進展や多様な生活支援へのニーズに対応していくため、生活支援コーディネーター*が中心となり、市内介護事業所やボランティア等と協働して、地域の担い手を創出していくとともに、多様な主体と連携した地域の支え合い活動を充実させていきます。	高齢者福祉課
3	多様化する地域の課題解決を図るため、「町田市住みよい街づくり条例*」に基づき、地域資源を活かした市民主体の街づくり活動（街を良くする活動）を支援します。あわせて、街づくり活動等からつくる地区のまちの将来像「まちビジョン*」により、地区の住民や活動団体等をつなぎ、新たな街づくり活動の創出へつなげていきます。	地区街づくり課
4	地域福祉活動の活性化のため、その財源となる会費や共同募金等の確保につながるよう従来の受付方法に加えオンライン寄付の仕組みづくりを進めていきます。いただいた会費や募金等がどのように地域福祉活動に活用されているかを市民に周知するため、社協だよりやホームページ、フェイスブック等を活用しながら情報発信を行います。	福祉総務課 社会福祉協議会
5	ボランティア団体が情報収集を行うにあたっての利便性の向上や活動内容の幅を広げるため、無線公衆 LAN の設置によりインターネット環境の整った社会福祉協議会の会議室を提供することで、団体活動の活性化につながるよう支援します。また、歳末たすけあい運動*で集められた募金を、ボランティア団体が実施するボランティア活動に配分することで、財政面でも支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 地域に目を向ける・興味を持つ
・	○ 地域の活動・イベントに参加する・協力する
地域活動団体	○ 地域の活動団体同士でつながる
	○ 市民・活動団体等の活動をサポート、支援する
事 業 者	○ 地域の人材を育成する
	○ 多職種連携の場に参加する
行 政	○ 市民、事業所・企業等に向けて情報発信・情報提供を行う
・	○ 市民の活動をサポート、支援する
社会福祉協議会	○ 市民の困りごと等を解決するための仕組みづくりを行う

基本目標Ⅱ つながりで地域の活力を生み出す

Ⅱ-1 多様な主体のつながりが活性化する



基本施策に係る主な現状と課題

- ◇ 地域の課題解決と魅力発信を行うネットワーク「地区協議会」が、市内全域に設置されています。各地区で地区交流イベント等、課題解決に向けた様々な取組を実施していますが、地区協議会に携わる人が広がらず、特定の人への負担が大きくなっています。新たな担い手を増やすとともに、地域課題について話し合い、解決策を検討する場を活性化することが求められています。
- ◇ 地域・企業・行政による課題解決の場づくりに向けた取組を行っています。より多様な主体が協働して地域課題を解決できるよう、地区協議会のネットワークに、企業をはじめとした新たな担い手をつなげる仕組みを築いていく必要があります。
- ◇ 第3次町田市地域福祉計画では、地域課題を解決するための方向性について、地区別懇談会で話し合いを行い、その内容について取りまとめた地区活動計画を、町内会・自治会連合会10地区で作成しています。今後は、多様化する地域課題を迅速に捉えるとともに、その解決に向けた話し合いを行うことができるよう、懇談テーマの設定を行う必要があります。また、これまで実施した地区別懇談会では、参加者に占める40歳未満の方の参加が少ないため、より多世代の参加が求められています。

施策の方向性

地域・企業・行政が参加し、地域課題解決に向けた取組を検討するため、「寄り合い-The YORIAI-」を開催します。検討の中で、一緒に取り組む人を増やしていく、活動の担い手を増やしていく仕組みを築きます。

【施策の実現度を測る指標】

指標	現状値	目標値
課題解決に向けた話し合いの場の参加しやすさ	8.2%	20%
地区協議会・地区別懇談会・「寄り合い-The YORIAI-」から生まれた課題解決プロジェクトの参加人数	1,716人/年	2,200人/年

(1) 持続可能なプラットフォームの構築

① 地域・企業・行政による課題解決の仕組みの構築

No.	取組の方向性	担当部署
1	従来の枠組みに捉われず、新しいアイデアや手法で解決策を検討できるようにするため、地域・企業・行政等の多様な主体を交え「寄り合い-The YORIAL-」を開催します。セッションを通して、自分ゴトとして一緒に地域課題に取り組む仲間を増やし、活動の輪を広げていきます。	市民協働推進課

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 地域に目を向ける・興味を持つ
・	○ 地域課題を特定する、資源を持ち寄る
地域活動団体	
事 業 者	○ 多職種連携の場に参加する
	○ 資源を活用し、課題解決のアイデアを出す
行 政	○ プラットフォームづくりを先導する
・	○ 内部の人材育成、仕組みづくりを行う
社会福祉協議会	

(2) 多様な主体がつながるネットワークの充実

① 地区協議会等の運営支援

No.	取組の方向性	担当部署
1	地区協議会が、地区の課題解決に取り組むネットワーク組織として、今後も地区の中核を担っていけるよう、地域おうえんコーディネーター*を中心に支援を進めていきます。また、地域が主体となって、目指すべき地域の未来を共有し、実現するための活動指針である「わたしの地区の未来ビジョン」の作成についての支援も実施していきます。	市民協働推進課

② 地区別の懇談機会の充実

No.	取組の方向性	担当部署
1	地区協議会を中心として、「わたしの地区の未来ビジョン」を実現するため、具体的な取組事項について話し合う地区別懇談会を開催します。開催にあたっては、広く意見を求められるよう、幅広い世代の多くの方に参加いただけるような仕組みを構築します。	市民協働推進課 福祉総務課 社会福祉協議会
2	地区別懇談会での話し合いをとおして見えてきた地区の中の小地域の課題を、我がごとと捉え解決に向けて意識できるよう小地域座談会*を開催し、顔の見えるつながりづくりの場を提供します。また、地域活動を行う団体や住民とのつながりをつくり、ネットワークづくりを支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 地域の活動団体等同士でつながる
・	○ 地域の困りごと等を把握する
地域活動団体	○ 地域の困りごと等を解決するために話し合う・取り組む
	○ 市民・活動団体等の活動をサポート、支援する
事 業 者	○ 市民の困りごと等を解決するために関係機関や行政と連携する
	○ 資源を活用し、課題解決のアイデアを出す
行 政	○ 市民、事業所・企業等に向けて情報発信・情報提供を行う
・	○ 市民の活動をサポート、支援する
社会福祉協議会	○ 市民（活動団体・事業所等の多様な主体含む）が協議する場づくりをする

Ⅱ-2 地域でイノベーションを起こす



基本施策に係る主な現状と課題

- ◇ 地域の課題解決と魅力発信を行うネットワーク「地区協議会」が、市内全域に設置されており、各地区で地区交流イベント等、課題解決に向けた様々な取組を実施しています。地区協議会に対しては、活動拠点の確保、情報交換の場づくり、1地区100万円を上限とする地域予算の交付、ホームページ等での活動紹介を行っています。活動に携わる人や団体が広がらないため、地域課題について話し合い、多様な解決策を検討する場を活性化することが求められています。
- ◇ 地区協議会のネットワークに、企業をはじめとした課題解決の新たな担い手をつなげる「まちだをつなげる30人*」から、課題解決に向けたアイデアやプロジェクトが生まれています。それらがより一層地域に根付き、新しい動きを作り出せるかが今後の課題です。
- ◇ 第3次町田市地域福祉計画では、第2部「地区活動計画」で地区の課題と方向を定めています。それを継承し発展させるため、地域のなりたいビジョンを描き、ビジョン実現のための取組を進めることが必要です。

施策の方向性

従来の枠組み、手法にとらわれず、地域課題を自分ごととして共感した人が話し合い、行動につなげる場を通して生まれた課題解決プロジェクトの推進を支援します。また、地域のなりたいビジョンの実現を支援します。

【施策の実現度を測る指標】

指標	現状値	目標値
地域に活気があると感じる市民の割合	32.0%	45%
地区協議会・地区別懇談会・「寄り合い-The YORIAI-」から生まれた課題解決プロジェクトの実施件数	10件/年	100件/年

(1) 新たなプラットフォームから生まれた取組の推進

① 地域・企業・行政による課題解決プロジェクトの推進

No.	取組の方向性	担当部署
1	従来の枠組みに捉われず、新しいアイデアや手法で解決策を検討できるようにするため、地域・企業・行政等の多様な主体を交え「寄り合い-The YORIAL-」を開催します。そこで検討されたプロジェクトが実行され課題解決につながるよう支援します。	市民協働推進課

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 地域に目を向ける・興味を持つ
・	○ 地域の活動・イベントで関係機関や行政と連携する
地域活動団体	
	○ 資源を活用し、課題解決のアイデアを出す
事 業 者	○ 市民・活動団体等の活動をサポート、支援する
	○ 多職種連携の場に参加する
行 政	○ 施策への反映を検討する
・	○ 内部の人材育成、仕組みづくりを行う
社会福祉協議会	

(2) 地域課題の解決や魅力向上に向けた取組の推進

① 地区協議会等の活動支援の充実

No.	取組の方向性	担当部署
1	地区協議会が、地区の課題解決に取り組むネットワーク組織として、今後も地区の中核を担っていけるよう、各地区協議会の活動について支援していきます。	市民協働推進課
2	市内4カ所の地区社会福祉協議会の運営支援を行い、地区ごとの福祉ネットワークづくり事業と連動し、小地域活動を行う住民からの相談受付等の支援を行います。	福祉総務課 社会福祉協議会

② 「わたしの地区の未来ビジョン」実現の支援

No.	取組の方向性	担当部署
1	地域が地域の課題を解決できるよう作成する「わたしの地区の未来ビジョン」の実現に向け、活動を行う地域活動団体等に対し、支援を行います。	市民協働推進課 福祉総務課

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 地域の活動団体等同士でつながる
・	○ 地域の困りごと等を解決するために話し合う・取り組む
地域活動団体	
	○ 資源を活用し、課題解決のアイデアを出す
事 業 者	○ 福祉サービスや支援・制度の情報発信・情報提供を行う
	○ 多職種連携の場に参加する
行 政	○ 市民の活動をサポート、支援する
・	○ 市民の困りごと等を解決するための仕組みづくりを行う
社会福祉協議会	

基本目標Ⅲ 必要な人に必要な支援が届く仕組みをつくる

Ⅲ-1 支援の輪につながる、つなげる



基本施策に係る主な現状と課題

- ◇ ソーシャルメディアの普及によって市民の情報収集行動が変化していく中で、困りごとを抱えている人やその家族が支援につながるよう、効果的な情報提供の方法を検討する必要があります。
- ◇ 2040年には高齢化率は36.5%まで上昇し、一人暮らし高齢者も増加する見込みです。地域で活動する様々な団体や個人、事業所等と協力し、地域で高齢者を見守る体制を強化する必要があります。
- ◇ 子育てひろば*の利用者 OG 等が、それぞれの特技を活かし子育て支援活動を行っています。高齢化や仕事復帰等でボランティア活動が困難になる方が毎年いるため、新たに地域の人材を発掘していく必要があります。
- ◇ 個人や家族の困りごとが複雑化・複合化しているため、身近な地域の相談支援機関において、まとめて相談することができる体制づくりが求められています。あわせて、このような相談は従来の支援体制では対応が難しい事例もあるため、課題のときほぐしや各機関間の役割分担を調整する体制づくりも求められています。
- ◇ 支援が必要な状況にあることを自覚できていない、ひきこもり等により必要な支援につながるできない潜在的な要支援者に対応するため、本人や周囲の人の気づきの促進や、アウトリーチを通じた継続的な支援が求められています。

施策の方向性

困りごとを抱える人を必要な支援につなげられるよう、高齢者、障がい者、子ども、保健・医療等の行政の各分野が、これまで培ってきた専門性を活かしつつ横断的に連携し、相談支援機能の強化を図ります。また、困りごとを抱える人を、市民にとって身近な地域で早期に発見することができるよう、8050問題やヤングケアラー*等の福祉課題の周知や、福祉サービスに関する情報提供を行うとともに、地域での見守り活動を促進します。これにより、当事者や家族を含めた地域の人の気づきを促し、当事者が自ら必要な支援につながるとともに、周囲の人が必要な支援につなげられるような取組を行います。

【施策の実現度を測る指標】

指標	現状値	目標値
福祉サービスに関する情報を入手しやすいと感じる市民の割合	43.8%	50%
困ったときに助けてもらえる人や相談支援機関があると感じる市民の割合	73.0%	80%
地域福祉コーディネーターが地域のつながりから相談支援に結び付けた件数	-	350件/年

(1) 当事者や家族等の気づきと周囲の人の理解の促進

① 福祉課題の理解の促進

No.	取組の方向性	担当部署
1	男女平等、性の多様性に関する理解促進を図るため、市民、及び市職員に向け、男女平等参画に関する情報発信やLGBT*研修等の意識啓発を実施します。	男女平等推進センター
2	外国の文化や外国人市民に対する理解が進むよう、町田国際交流センター*とともに、講演会や小・中学校における国際理解教育等を実施します。	文化振興課
3	基本的人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけられるよう、人権パネル展*等のイベント等を通して、人権尊重思想の普及・啓発を図ります。	福祉総務課
4	施設整備のバリアフリー（ハード）と、心のバリアフリー（ソフト）の一体的な取組を推進します。また、心のバリアフリーのさらなる普及のため、新たな啓発方法等を検討し、認知度の向上を図ります。	福祉総務課
5	障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的として、障がい者への合理的配慮の推進や不当な差別的取扱いの解消を図ります。	障がい福祉課
6	子どもの頃から福祉課題の理解を促進するため、市内小・中学生を対象とした人権教育を推進します。人権教育を広めていくにあたっては、東京都人権尊重教育推進校*を指定し、研究発表を実施します。また、市内外の研究発表等の内容についてまとめたリーフレットを作成・配布することにより、教員一人ひとりの人権教育に対する意識を啓発し、子どもの指導に活かしていきます。	指導課
7	8050問題等の多様化するひきこもりに関して、当事者や家族が問題を抱え込まずに、適切な時期に相談ができるよう、幅広く市民に周知を図ります。	保健予防課

No.	取組の方向性	担当部署
8	教育機関や町田市子育て支援ネットワーク連絡会*を通して、ヤングケアラーの啓発を進め、地域での子どもの見守り意識を高めます。	子ども家庭支援センター 指導課
9	終活*に関して、成年後見制度や住まいの終活等の啓発に取り組みます。また、相続・遺言書、墓じまいの方法等、行政書士等の専門家による無料相談を行うほか、高齢者支援センターに相談があった際には、内容に応じた案内を行います。	広聴課 福祉総務課 高齢者福祉課 住宅課
10	より多くの子どもたちが、思いやりの心やともに生きる力を育む機会をつくるため、福祉体験学習の手引きを活用しながら市内の小・中学校、及び高校へ周知を行うことで、福祉体験学習の実施校を増やします。	福祉総務課 社会福祉協議会
11	認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるよう、「認知症とともに生きるまち」を目指し、居場所づくりや認知症への正しい理解を目的とした普及啓発を行います。	高齢者福祉課
12	福祉課題の理解を促進するため、地域が抱えている課題や、解決に向けた地域の活動を収集し、広く市民や事業者等に周知を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会

② 福祉サービスに関する情報提供

No.	取組の方向性	担当部署
1	情報のユニバーサルデザインの実現に向けて、高齢者、障がい者をはじめとするすべての人が、簡単かつ効率的に情報を得られるよう、発信方法等を周知・啓発します。	福祉総務課
2	聴覚障がいがある人が手話通訳を必要とする場合には、各事業者到手話通訳者の設置を要請しています。これまで要請の対象としていた警察や裁判所、学校、病院等の人権や生命に関わる機関に加え、金融機関や商業施設等にも範囲を広げます。	障がい福祉課
3	市のサービスや制度、相談窓口等をまとめた冊子「高齢者のための暮らしのてびき」について、冊子の記事に二次元バーコードを掲載し、市のウェブサイトアクセスできるようにします。これにより、サービスの詳細な内容や最新の情報を知ることができたり、申請書等をダウンロードできるようにする等、市民の利便性の向上を図ります。	高齢者福祉課
4	市民の健康づくりや公衆衛生に関する意識の向上に寄与するため、「みんなの健康だより」の発行や、総合健康づくり月間*の開催等の普及啓発を行います。また、熱中症予防、薬物乱用防止、がん予防等の普及啓発を地域活動団体と協働して実施します。	健康推進課

No.	取組の方向性	担当部署
5	より多くの子育て世代に、子ども・子育てに関する情報に特化した「まちだ子育てサイト」へアクセスしていただくため、メールやLINEに加え、Twitterでの情報配信・周知を行います。	子ども総務課

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 福祉サービスや制度、福祉課題について理解を深める ○ 身近にいる困っている人・家族を把握し、手助けする
地域活動団体	○ 講座・研修に参加する ○ 福祉サービスや支援・制度の情報発信・情報提供を行う
事業者	○ 市民・活動団体等の活動をサポート、支援する ○ 市民の困りごと等を解決するために関係機関や行政と連携する
行政	○ 市民、事業所・企業等に向けて情報発信・意識啓発を行う ○ 市民、事業所・企業等に向けて講座・研修、イベント等を実施する
社会福祉協議会	○ 市民の困りごと等を解決するためにサービスを提供する

(2) 地域における見守り・支え合い活動の充実

① 多様な人材の地域福祉活動への参加促進

No.	取組の方向性	担当部署
1	地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の充足率を向上するため、現役委員により長く活躍いただけるよう、活動しやすい環境を整備するとともに、より多くの人材を登用できるよう、民生委員・児童委員制度等の効果的な周知に努めます。	福祉総務課
2	地域全体で子どもの育ちを見守る体制を整えるため、民生委員・児童委員、高齢者、子育てひろば利用者 OG 等、地域の人材を発掘し、活躍してもらえる場のコーディネートを行います。	子育て推進課
3	地域での介護予防活動を広げるため、住民ボランティアである「介護予防サポーター*」を養成します。養成にあたっては、介護予防や地域活動に関する講座を開催し、講座修了後は、サポーター間の情報交換会の開催等により、活動の充実化を図ります。	高齢者福祉課
4	ボランティア活動の裾野を広げるために、ボランティア入門講座やボランティア活動をするうえでのスキルやノウハウを身に付けるための講座を開催します。	福祉総務課 社会福祉協議会
5	地域のつながりやさりげない見守りから、困りごとを抱える人や家族を把握し、関係機関につなぐ役割を担う、市民の登録制度（仮称「ふくしあさん」）を設けます。	福祉総務課 社会福祉協議会

② 地域における見守り・支え合い活動の推進

No.	取組の方向性	担当部署
1	高齢者が認知症等の症状により行方不明となった場合に、防災行政無線による呼びかけや市民へのメール配信、搜索協力協定を締結している事業者への連絡を行い、早期発見につなげます。また、行方不明となる恐れのある高齢者の家族等にGPS機器を貸与することで、行方不明高齢者の安全を確保するとともに、家族等の負担の軽減を図ります。	高齢者福祉課
2	地域とつながり、いきいきと暮らし続けられるよう、身近な場所で介護予防に取り組める環境づくりを進めます。介護予防・健康づくりのための通いの場の充実や、社会活動等への参加を推進するため、「町トレ*」等の活動を自主的に行うグループを支援します。また、地域でのボランティア活動にポイントを交付し還元を行う「いきいきポイント制度*」等を実施します。	高齢者福祉課
3	高齢者の孤立を防ぎ、地域の中で安心して暮らすことができるよう、地域で活動する様々な団体や個人、事業者に対して、見守りの普及啓発や見守り活動を実施する際の支援を行います。また、一人暮らし高齢者等への戸別訪問を通じて、地域の高齢者の状況を把握し、支援が必要な高齢者については適切なサービスの調整等を行います。	高齢者福祉課
4	地域の支え合いによる日常生活支援を推進するため、住民が主体となって立ち上げる団体である「まちだ互近助クラブ*」や「生活支援団体*」に対し、研修の実施や情報共有の場の提供等を行います。	高齢者福祉課
5	市民の自発的な健康づくり活動の推進と地域づくりを目指すため、町内会・自治会の推薦による「健康づくり推進員*」の活動を支援します。健康づくり推進員に向けて、若い世代が参加しやすいイベントに関する情報を提供することで、若い世代向けのイベント企画・参加促進を図ります。	保健予防課
6	地域活動団体と連携し、健康寿命の延伸を阻む食や健康の問題に対して、市民が自主的に健康づくりに取り組めるように、地域ぐるみで推進を行います。	保健予防課
7	地域の中で子育てに関する相互援助ができるよう、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との連絡・調整を行います。また、その会員登録をできる場所について、事業者と連携し、様々なイベント時等に登録できるよう検討を行います。	子育て推進課

No.	取組の方向性	担当部署
8	保育所等の入所児童が地域と交流する活動を支援し、入所児童の社会性の向上を図ります。また、地域住民や地域活動団体との交流を通し、保育所、及び入所児童が地域とつながり、大切にされることにより、地域で子育てを支え合う環境をつくります。	保育・幼稚園課
9	児童が無料で安心して遊ぶことができるよう、放課後の校庭や空き教室を活用し、保護者や地域の方々をはじめとしたボランティアが、地域ぐるみで子どもの見守りを行う放課後子ども教室「まちとも*」を実施します。	児童青少年課
10	子どもたちが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことで、冒険・挑戦・体験を全身で体感できるよう、公園の一部を利用し、常駐するプレーリーダーが子どもの「やってみたい!」を後押しする冒険遊び場を実施します。	児童青少年課

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 地域の活動・イベントの情報を把握し、参加・協力する
・	○ 地域の活動団体等に参加・協力する
地域活動団体	○ 地域の困りごと等を解決するために話し合う・取り組む
	○ 身近にいる困っている人・家族を把握し、手助けする
事 業 者	○ 市民・活動団体等の活動をサポート、支援する
	○ 市民の困りごと等を解決するために関係機関や行政と連携する
行 政	○ 市民、事業所・企業等に向けて情報発信・意識啓発を行う
・	○ 地域の人材（市民、事業所・企業等）を育成する
社会福祉協議会	○ 市民の活動をサポート、支援する
	○ 市民の困りごと等を解決するための仕組みづくりを行う

（３）当事者や家族等が相談しやすい体制づくり

① 身近な場所での相談体制の充実

No.	取組の方向性	担当部署
1	複数の困りごとを抱える人が、身近な相談支援機関で属性・世代・内容にかかわらずまとめて相談できる体制を構築するため、相談を受けた機関が関係する機関に早期に情報共有を図る仕組みを導入します。これにあたっては、電子的な仕組みを含めて検討を行います。	福祉総務課

No.	取組の方向性	担当部署
2	地域の身近な相談相手として、福祉に関する様々な相談に応じ、関係機関へつなぐ「パイプ役」として活躍する民生委員・児童委員の活動を支援します。また、複雑化・複合化する地域の課題に対応するため、市民や地域活動団体と連携した支援を検討します。	福祉総務課
3	障がい者の生活に関する切れ目のない支援のため、市内5地域の障がい者支援センターと、民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に取り組み、相談支援体制の強化を図ります。	障がい福祉課
4	地域住民や関係機関の身近な相談窓口として地域に密着した業務を行うため、「高齢者支援センター」とその出先窓口の「あんしん相談室*」の運営を行います。また、市全体の在宅医療・介護連携の推進に向けて、高齢者支援センターの後方支援や、医療職・介護職からの相談対応等を行うため、「医療と介護の連携支援センター*」の運営を行います。これらのセンター、及び相談室の設置については、高齢者人口の増加に応じて体制の強化を行います。	高齢者福祉課
5	介護サービス利用者の疑問や不安の解消を図るため、相談員が介護保険施設等を訪問し、直接利用者の声を聴きます。また、施設担当者と情報共有を行うことで介護保険サービスの質の向上を目指します。	介護保険課
6	神経難病療養患者と家族の方が感じる、療養上の問題や介護の不安を軽減するため、保健師が家庭訪問や電話、面接により、相談を受け付けます。また、在宅での医療が必要な市民、及びその家族が、安心して医療を受けるため、在宅医療の情報収集と紹介を行います。	保健予防課
7	子どもセンターに、地域子育て相談センターを併設させ、子ども・子育て支援法に基づく「地域子育て支援拠点事業*」の機能も持つことで、乳幼児親子の居場所機能や相談機能をより一層充実させます。また、地域子育て相談センターの相談対象を18歳までに拡充し、切れ目のない子育て支援を行います。	子育て推進課
8	親子の孤立を防ぎ、子育てしやすいまちの実現に寄与するため、子育て中の親子の身近な保育園「マイ保育園*」が、いつでも気軽に子育て等に関する相談の場、交流の場の提供等を行います。	子育て推進課
9	ひきこもりに関する相談に対応するため、保健師等が電話や面接、訪問により相談を受け付けます。複数の課題が背景にあり、その支援は多岐にわたるため、相談にあたっては各関係機関と連携を図ります。	保健予防課

② 地域のつながりを通じた潜在的な相談者の把握

No.	取組の方向性	担当部署
1	支援を必要としながらも声をあげられない人や、自らが抱える問題を認識していない人等の潜在的な相談者を、必要な支援につなげることができるよう、市民や相談支援機関から地域の情報を収集し、適切な機関につなぐ地域福祉コーディネーターを導入します。	福祉総務課
2	課題を抱えていながら相談場所やサービスの利用方法が分からず、自ら支援を求められない孤立した状況に置かれた障がい者・家族の実態を把握し、地域で安心して暮らせるよう必要な相談支援を行い、様々な関係機関と連携した体制づくりを進めます。	障がい福祉課
3	地域の高齢者の状況を把握し、支援が必要な高齢者を適切なサービスにつなげられるよう、地域のネットワークを活用した見守りや一人暮らし高齢者等への戸別訪問を行います。	高齢者福祉課
4	妊娠届出をしたすべての妊婦の方を対象に、相談窓口を周知するとともに、支援が必要な方を早期に把握するため、保健師等の専門職による面接を実施します。また、面接により把握した内容をもとに、すべての方が安心して出産を迎え、楽しく子育てができるよう、関係機関と連携しながら支援を行います。	保健予防課
5	支援が必要な家庭を把握し、虐待予防や早期介入、早期支援につなげることができるよう、保健師等が生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境等の把握や、子育て支援に関する情報提供を行います。	保健予防課
6	これまで支援を必要としながらも相談機関につながっていなかった家庭への支援の充実を図るため、家庭訪問を実施し、子育てに関する相談や情報の提供等を行います。	子育て推進課
7	手作りのお弁当を配達することで、家事負担を軽減し、親子のコミュニケーションが増えるよう支援します。実施にあたっては、地域のボランティアの協力を得て、お弁当を配達することで、利用される家族の困りごとを把握し支援につなげます。また、経済的に困難を抱えたひとり親家庭等に利用していただけるよう、当事業の普及啓発を行い、利用者数を拡充していきます。	子ども家庭支援センター 社会福祉協議会
8	空家の増加を抑えるため、空家予備軍*への啓発活動の推進に取り組みます。市が把握しきれいない空家予備軍への地域のつながりを通じたアプローチ方法や自宅の終活、活用方法等の相談支援体制づくりを進めます。	住宅課
9	地域のつながりを通じた潜在的な相談者の把握と、地域で解決する仕組みづくりのため、社会福祉法人の連携を推進します。	福祉総務課 社会福祉協議会

No.	取組の方向性	担当部署
10	【再掲Ⅲ-1-(2)-①】地域のつながりやさりげない見守りから、困りごとを抱える人や家族を把握し、関係機関につなぐ役割を担う、市民の登録制度（仮称「ふくしあさん」）を設けます。	福祉総務課 社会福祉協議会

③ 多機関の協働による相談支援体制の構築

No.	取組の方向性	担当部署
1	各相談支援機関で受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した課題の整理や各機関の役割分担の調整を行うため、必要に応じて関係者・関係機関を参集した会議を開催し、支援プランの作成・モニタリング等を行います。これらの仕組みの構築にあたっては、電子的な仕組みを含めて検討を行います。	福祉総務課
2	精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者が定期的に連携できるネットワーク会議を設置します。会議においては、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を、計画的に実施していきます。	障がい福祉課
3	高齢者の個別の課題や地域に共通した課題の解決に有効なものとなるよう、「地域ケア会議*」を開催します。開催にあたっては、医療と介護の連携支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と会議内容を共有・確認することで、会議の有効性を高めます。また、その結果を地域に活かすため、参加者に対しアンケートを実施する等、会議内容を評価します。	高齢者福祉課
4	虐待等のおそれのある児童とその家族等への適切な保護や支援を図ることと、子どもの貧困対策事業の推進を目的とした、町田市子育て支援ネットワーク連絡会を開催します。行政機関、教育機関、医療機関、及び社会福祉施設等が連携し、対象者を適切な支援につなげます。	子ども家庭支援センター
5	ひきこもり支援を行う複数の関係機関が、互いに連携して支援できるよう、ひきこもりネットワーク会議*を開催します。開催にあたっては、就労や教育、福祉、保健・医療等の分野において、情報共有を図り顔の見える関係づくりを醸成します。	保健予防課

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 ・ 地域活動団体	○ 地域に目を向ける・興味を持つ
	○ 身近にいる困っている人・家族を把握し、関係機関や行政に相談する・つなげる
	○ 福祉サービスや制度について理解を深める
事 業 者	○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う
	○ 市民の困りごと等を解決するために関係機関や行政と連携する
	○ 多職種連携の場に参加し、情報共有や顔の見える関係づくりを行う
行 政 ・ 社会福祉協議会	○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う
	○ 市民の困りごと等を解決するための仕組みづくりを行う
	○ 困りごとを抱える人を、早期に必要な支援につなげる

Ⅲ-2 支援が必要な人に寄り添い、支える



基本施策に係る主な現状と課題

- ◇ 障がい者の一般就労者数は、障害者雇用促進法の改正等もあり大きく増加しましたが、職場環境や仕事内容等の要因で退職する人も多く、職場定着率に課題があります。
- ◇ ひきこもりは複数の課題が背景にあり、その支援は多岐にわたります。そのため、定期的な面接や訪問等を行う中で、社会参加、就労、医療等、所管を越えた連携を行い、様々な角度から切れ目のない支援につないでいく必要があります。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大等の社会経済状況の変化により、生活困窮者の増加が危惧されていることから、生活困窮者に対するさらなる自立支援等の取組の強化が求められています。
- ◇ 住宅確保要配慮者からの相談が多様化する中、住まいの相談に加え、生活の支援に関する相談にも対応するため、ニーズに合った支援体制の充実が求められています。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により若者の自殺者が増加しているため、若年層を中心とした、自殺対策に関する啓発や周知をしていく必要があります。
- ◇ 女性悩みごと相談件数は年々増加傾向にありますが、新規相談の割合が少ないため、更に多くの女性に悩みごと相談事業を認知してもらう必要があります。
- ◇ 認知症高齢者が増加傾向にあることなどから、認知症等により判断能力が低下した方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように権利擁護支援の推進をより一層図る必要があります。
- ◇ 犯罪や非行をした人が立ち直ろうとした際に、地域で孤立することがないように、住居や就労、福祉や教育等の様々な分野での支援が必要とされています。
- ◇ 過去の災害事例や想定される災害等には地域の特性があり、災害発生時の迅速な対応を図るため、各地域の防災力をより一層高めていくことが求められています。
- ◇ 改正災害対策基本法において、市町村長は避難行動要支援者の個別避難計画*作成に努めることが規定されました。多くの高齢者や障がい者が犠牲となっている近年の全国的な災害状況を踏まえ、避難行動要支援者に対するさらなる避難支援体制を構築する必要があります。



施策の方向性

社会情勢や市民ニーズの変化等に迅速かつ的確に対応し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供できるよう、既存の福祉サービスの内容の充実や新たなサービスの創出を図ります。また、8050問題やダブルケア、ひきこもりをはじめとする問題や、災害発生時における避難体制の構築等、行政だけでは十分に対応しきれない課題については、地域活動団体や福祉サービス事業者等の多様な主体と連携した支援体制の構築を図ります。

【施策の実現度を測る指標】

指標	現状値	目標値
自分や周りの人が必要とする支援を受けられていると感じる市民の割合	70.7%	75%
災害時の地域における協力体制があると感じる市民の割合	77.4%	80%

(1) 社会とのつながりに向けた支援

① ひきこもりの状態にある方への支援

No.	取組の方向性	担当部署
1	ひきこもった背景には様々な理由があり、何らかの生きづらさを抱えることも多いため、相談対応では保健師等が定期的に面接や訪問を行います。実施にあたっては、当事者に寄り添いながら、必要に応じて他者との交流や、外出、社会参加、就労等、関係機関と連携を図り適切な支援につないでいきます。	保健予防課
2	生活困窮者や生活保護受給者、将来的に困窮となる恐れのある方の就労・自立を目的として、これまでサポートの行き届かなかったひきこもり等の方に対し、日常生活や社会生活に関する段階を設けた支援を行います。	生活援護課
3	不登校の生徒への学習支援の充実を図るため、民間のノウハウを取り入れた小集団指導*を行います。今後実績を見ながら、指導教科や指導時間を拡大するよう検討します。	教育センター

② 就労に向けた支援

No.	取組の方向性	担当部署
1	生活保護受給者を対象に、「生活保護受給者等就労自立促進プログラム*」を適用し、就労サポートまちだ（ハローワーク町田）*と連携を密に就労支援を行います。	生活援護課
2	【再掲Ⅲ-2-(1)-①】生活困窮者や生活保護受給者、将来的に困窮となる恐れのある方の就労・自立を目的として、これまでサポートの行き届かなかったひきこもり等の方に対し、日常生活や社会生活に関する段階を設けた支援を行います。	生活援護課
3	障がい者の就労支援において、障がい者就労・生活支援センター*等の相談支援機関と、市内5地域の障がい者支援センターやハローワーク、障がい福祉サービス事業所等との連携を強化するため、各機関の活動状況を共有するためのあり方や切れ目のない支援につなげる方法の検討等を行います。	障がい福祉課
4	町田市シルバー人材センター*と共催するイベントを通じ、当センターの活動を周知することで、高齢者の就労機会の提供につなげます。	高齢者福祉課
5	障がいがある人の“生きる力・働く力の獲得”を目的とし、自治・生活づくり・文化の創造、3つの柱を軸に活動を行います。この活動を通して、障がいがある人と支援者がともに学ぶ場となるよう、学び合いの場づくりに取り組みます。	生涯学習センター

③ 地域の多様な主体と連携した参加支援

No.	取組の方向性	担当部署
1	既存のサービスでは解決が困難な複雑化・複合化した課題に対応するため、地域における新たな社会資源の開拓や、既存の資源の拡充を図り、本人や家族のニーズや状況に応じた支援メニューをつくる地域福祉コーディネーターを導入します。	福祉総務課
2	【再掲Ⅰ-2-(2)-①】高齢化の進展や多様な生活支援へのニーズに対応していくため、生活支援コーディネーターが中心となり、市内介護事業所やボランティア等と協働して、地域の担い手を創出していくとともに、多様な主体と連携した地域の支え合い活動を充実させていきます。	高齢者福祉課

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 地域の活動団体等の情報を把握し、参加・協力する
・	○ 身近にいる困っている人・家族を把握し、関係機関や行政に相談する・
地域活動団体	つなげる
事 業 者	○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う ○ 市民の困りごと等を解決するために関係機関や行政と連携する
行 政	○ 市民、事業所・企業等に向けて情報発信・情報提供を行う ○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う
社会福祉協議会	○ 市民の困りごと等を解決するための仕組みづくりを行う

(2) 生活困窮者等への支援

① 生活困窮者への支援

No.	取組の方向性	担当部署
1	生活困窮者の安定した生活の維持ができるよう、仕事や生活に困っている方を対象に、一人ひとりの状況に合わせたプランを作成し、解決に向けた支援を行う自立相談支援を実施します。また、家計管理が苦手な方を対象に、家計上の課題の発見や改善に結びつけるための家計相談支援を実施します。	生活援護課
2	市民や企業、地域活動団体から食品の寄附を募り、社会状況や災害によって食事に困難を抱えた人や、子ども食堂*、無料学習塾等に食品の提供を行います。また、地域公益活動推進協議会*が、余っている食べ物を必要としている場所へつなぐフードドライブ*を実施します。	福祉総務課 社会福祉協議会

② 子ども・子育て家庭への支援

No.	取組の方向性	担当部署
1	生活保護受給世帯・児童扶養手当全額受給世帯の小学4年生～中学3年生を対象とし、集合型の学習支援や生活支援等を実施します。	生活援護課
2	ひとり親家庭の就労を支援するため、一人ひとりのニーズに応じた就労支援のために個別計画書の作成や、就労を目的とした講座や訓練を受講するための支援を行います。また、就労・技能習得等の理由により一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合等に、ヘルパーを派遣します。	子ども家庭支援センター

No.	取組の方向性	担当部署
3	ひとり親家庭の子どもを対象に、基礎学力の定着や、学習習慣・生活習慣の改善を図るため、集合型の少人数学習、及びタブレット端末を活用したリモート学習を行う「まこちゃん教室*」を実施します。	子ども家庭支援センター
4	ヤングケアラーは、子どもの心身の発達に影響が大きいことが懸念されるため、その疑いがある場合は、教育、福祉、保健部門、民生委員・児童委員等の地域資源と連携し、適切な支援を行います。	福祉総務課 障がい福祉課 高齢者福祉課 保健予防課 子育て推進課 子ども家庭支援センター 指導課

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 身近にいる困っている人・家族を関係機関や行政に相談する・つなげる ・ ○ 講座・研修に参加する
地域活動団体	
事 業 者	○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う ○ 市民の困りごと等を解決するために関係機関や行政と連携する
行 政	○ 市民、事業所・企業等に向けて情報発信・情報提供を行う ・ ○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う
社会福祉協議会	○ 市民の困りごと等を解決するためにサービスを提供する

(3) 住宅確保要配慮者への支援

① 住宅確保要配慮者への居住支援

No.	取組の方向性	担当部署
1	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、居住支援協議会*の構成員である不動産関係団体や居住支援法人、行政の福祉部門等との連携を強化し、既存住宅を活用した住宅セーフティネット*の充実等の住宅の確保と生活支援の充実を図ります。また、相談窓口での事例をもとに、協議会の中で支援内容の評価、検討を行い、相談者のニーズに合った支援を行います。	住宅課

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 身近にいる困っている人・家族を把握し、関係機関や行政に相談する・つなげる
地域活動団体	
事業者	○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う ○ 市民の困りごと等を解決するために関係機関や行政と連携する
行政	○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う ○ 市民の困りごと等を解決するための仕組みづくりを行う
社会福祉協議会	

（４）自殺対策の推進

① 自殺防止に向けた取組の推進

No.	取組の方向性	担当部署
1	悩みを抱える人が、適切な相談を受けられる又は適切な機関につながるができるよう、総合相談会やメールによる相談事業を実施します。また、地域における自殺対策の取組の推進のため、地域活動団体等を対象に、身近な人の自殺のサインに気づき、必要に応じて専門の相談支援機関につなぐ役割が期待されるゲートキーパー*養成講座を開催します。加えて、自殺対策に関する普及啓発を、関連団体や民間事業者等と協働して実施します。	健康推進課

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 身近にいる困っている人・家族について関係機関や行政に相談する・つなげる
地域活動団体	○ 講座・研修に参加する
事業者	○ 市民の困りごと等を解決するためにサービスを提供する
行政	○ 市民、事業所・企業等に向けて意識啓発、働きかけを行う ○ 市民の困りごと等を解決するための仕組みづくりを行う
社会福祉協議会	○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う

(5) 暴力・虐待の防止

① DV 防止の推進

No.	取組の方向性	担当部署
1	DV 被害の増加や多様化に対応するため、相談窓口の広報を強化し、より一層の周知を図るとともに、オンラインや SNS 等を活用した啓発や情報発信を検討します。また、女性悩みごと相談では、DV 被害者の悩みや問題に寄り添い、必要に応じて他機関へつなぐ等、問題解決に向けたサポートを行います。	男女平等推進センター

② 虐待防止の推進

No.	取組の方向性	担当部署
1	高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会にて情報共有や事例検討等を行うことで、虐待に関するネットワークを構築します。また、民生委員・児童委員、医療機関や福祉事業者等との連携を図り、虐待の防止・早期発見・対応を行います。また、パンフレットの配布等により、虐待防止の啓発を行います。	障がい福祉課 高齢者福祉課
2	町田市子育て支援ネットワーク連絡会を活用し、定期的に情報交換をすることにより、虐待を受けている子ども等の支援が必要な子どもとその家族の早期発見や、適切な支援を図ります。また、連絡会構成員の虐待に関する能力向上のため、実践的内容の研修を行い、子どもを見守る体制を強化します。	子ども家庭支援センター

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民 ○ 身近にいる困っている人・家族を把握し、関係機関や行政に相談する・つなげる

地域活動団体

○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う

事 業 者 ○ 市民の困りごと等を解決するために関係機関や行政と連携する
○ 多職種間で情報共有や顔の見える関係づくりを行う

行 政 ○ 市民、事業所・企業等に向けて情報発信・意識啓発を行う
○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う

社会福祉協議会

(6) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度利用促進基本計画策定の背景・目的

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

このような中、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより判断能力が低下している方の増加に伴い、成年後見制度の利用ニーズは高まっています。そのため、必要な体制整備や関係機関との連携等の施策を進め、誰もが住み慣れた地域で地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、町田市成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

① 権利擁護支援の充実

No.	取組の方向性	担当部署
1	判断能力が不十分な人等を支援するため、制度に関する相談対応や福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を実施します。 また、福祉サービスに関する苦情や相談等について専門的見地から対応する委員会を運営します。 更に、地域において福祉サービスを安心して選択できるよう、市民に資料等を配布・周知し啓発を図るとともに、市内事業所を対象に研修を実施し、福祉サービスの質の向上に寄与します。	福祉総務課
2	成年後見制度の利用を含む権利擁護支援が必要な人を適切な支援につなげるため、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援の4つの機能を備えた権利擁護支援の地域連携ネットワーク*を、地域、企業等に協力を要請しながら構築し、協議会を立ち上げます。 また、これらの機能を高めるため、中核機関を運営します。	福祉総務課
3	広報機能、相談機能を強化し、早い段階から制度利用を必要としている人を把握するため、地域連携ネットワークによる広報・啓発、相談体制の輪を拡充していきます。 拡充にあたっては、制度に関するパンフレットの配布先を拡大するとともに、関係機関と連携した啓発や相談対応を行います。 また、相談者にアンケートを実施し、よりよい相談のあり方を検討します。	福祉総務課

No.	取組の方向性	担当部署
4	成年後見制度利用促進機能を強化し、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向け、支援の方向性や、制度の必要性、適切な候補者等を専門的な見地から検討するため、外部の専門職等を委員に含め、権利擁護支援検討委員会*を開催します。 申立*支援にあたっては、後見人候補者となる専門職団体が適当であるか、後見人候補者推薦団体*と協議を行います。	福祉総務課
5	後見人支援機能を強化し、本人の判断能力等の状況の変化に応じた後見開始後の柔軟な対応の検討や、モニタリングの実施等、本人を支援する関係者をバックアップするため、権利擁護支援検討委員会を開催します。 また、親族後見人に対して、受任後の支援内容について記載した資料を配布し、周知します。	福祉総務課

② 市民後見人*の育成

No.	取組の方向性	担当部署
1	認知症高齢者等の増加に対応するため、地域の担い手を増やす取組として、市民後見人の育成を推進します。育成にあたっては、市民後見人要件の緩和や、研修内容を充実するとともに、受任後の継続的支援体制を整備します。 また、市民後見人育成研修に参加した受講生を、成年後見サポーター*として登録し、地域での制度の啓発等、活動する場を増やします。	福祉総務課
2	市民後見人の精神的負担を軽減し、活動しやすい環境を作るため、複数人で受任する法人後見サポーター*の経験後に市民後見人として受任する等、市民後見人の受任のあり方について検討します。	福祉総務課

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 地域の困りごと等を解決するために関係機関や行政に相談・連携する
・	○ 身近にいる困っている人・家族を関係機関や行政に相談する・つなげる
地域活動団体	○ 講座・研修に参加する
	○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う
事 業 者	○ 市が実施する講座・研修に参加する
	○ 専門人材の育成・確保を行う
行 政	○ 市民、事業所・企業等に向けて意識啓発、働きかけを行う
・	○ 地域の人材（市民、事業所・企業等）を育成する
社会福祉協議会	○ 市民の困りごと等を解決するための仕組みづくりを行う

(7) 再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画）

再犯防止推進計画策定の背景・目的

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、再犯を防止するためには国、地方公共団体、民間団体が連携協力して、息の長い支援を実施する必要があるため、市町村において再犯の防止等に関する計画を定めるよう努めるものとされています。

犯罪をした者等が、社会復帰後、地域社会で孤立せずに安定した生活を送ることができるよう、行政、関係機関、地域等で一体的な施策推進に取り組む町田市再犯防止推進計画を策定します。

① 再犯防止に向けた支援

No.	取組の方向性	担当部署
1	支援が行き届きにくい方々へ就労・自立に向けた支援を実施するため、様々な機関と連携を取りながら、相談者の実情に沿った、柔軟な対応を推進します。また、住宅確保要配慮者に寄り添い、居住支援に係る様々な団体や機関との連携を強化します。	生活援護課 障がい福祉課 住宅課
2	必要に応じて適切な医療や保健、福祉サービス等を利用できるようにするため、多分野の関係機関が協力して対応し、課題解決を支援するとともに、切れ目のない支援を行い孤立化を防ぎます。	市民協働推進課 障がい福祉課 高齢者福祉課 保健予防課 子ども家庭支援センター
3	学校等と連携し、道徳的価値観の醸成につながる指導を行う等、適切な支援を行います。	指導課 教育センター
4	更生保護について普及啓発を推進するとともに、更生保護活動を推進している保護司会等の活動を支援します。	福祉総務課
5	犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、各団体がそれぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない地域社会を築いていくため、社会を明るくする運動を推進します。	福祉総務課
6	安心して暮らせる地域社会の形成に向け、市、市民、事業者、警察その他関係機関等が連携して、協働パトロール等を実施する等、犯罪が起きにくい環境づくりを推進します。	市民生活安全課

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 身近にいる困っている人・家族を把握する
・	○ 身近にいる困っている人・家族について関係機関や行政に相談する・つなげる
地域活動団体	○ 市民・活動団体等の活動をサポート、支援する
事 業 者	○ 市民の困りごと等を解決するためにサービスを提供する
	○ 市民の困りごと等を解決するために関係機関や行政と連携する
行 政	○ 市民、事業所・企業等に向けて情報発信・情報提供を行う
・	○ 市民、事業所・企業等に向けて意識啓発、働きかけを行う
社会福祉協議会	○ 市民の困りごと等を解決するために相談支援を行う

（８）災害時に備えた支援体制の構築

① 防災、避難施設等の情報提供

No.	取組の方向性	担当部署
1	災害に対する備えを広め、「自助」「共助」を実践できる人材を育成するため、消防署や消防団と連携し、総合防災訓練・総合水防訓練を開催するとともに、「（仮称）まちだ防災カレッジ」の受講者や地域の防災リーダーに対して、地域における防災講座、訓練等の情報の周知・共有を行います。 また、民間事業者や商業施設とも連携し、「自助」「共助」に関する認知度を一層高めていきます。	防災課
2	居住する地域の災害リスクや取るべき行動、適切な避難先を判断できるよう、防災マップ、洪水ハザードマップ、及び土砂災害ハザードマップをより分かりやすく作成し、広報や市ホームページ等の各種媒体を活用してより一層の周知を図っていきます。	防災課

② 災害時に備えた避難体制・医療救護体制の整備

No.	取組の方向性	担当部署
1	平常時から関係機関等と避難行動要支援者名簿を共有することで、災害時の避難行動要支援者の重層的な支援体制の構築に取り組みます。	防災課 福祉総務課 指導監査課 障がい福祉課 いきいき総務課 高齢者福祉課 介護保険課 保健予防課

No.	取組の方向性	担当部署
2	災害時における避難行動要支援者の避難支援等の実効性を高めるため、個別避難計画の作成に向けた取組を検討します。	防災課 福祉総務課 障がい福祉課 いきいき総務課 子ども発達支援課 保健予防課
3	災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確保を目的として、災害時マニュアルの作成や、訓練の実施等により、市医師会、歯科医師会等との連携を強化します。	保健総務課
4	通常の避難施設では避難生活が困難な要配慮者のための避難施設として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適している社会福祉施設等と協定を結び、二次避難施設*の確保に努めます。	防災課 障がい福祉課 いきいき総務課

③ 災害ボランティアセンター*の充実

No.	取組の方向性	担当部署
1	災害時に備えた連携のあり方を検証するため、防災に関する研修や災害ボランティアセンターの運営に必要な訓練等を、青年会議所や登録ボランティアと連携して実施します。 また、過去の災害の状況を鑑み、災害ボランティアセンターのサテライト設置について検討を行います。	防災課 市民協働推進課 福祉総務課 社会福祉協議会

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 講座・研修に参加する
・	○ 防災・防犯の情報を把握する・意識を高める
地域活動団体	○ 防災・防犯の活動に参加・協力する
事 業 者	○ 市民・活動団体等の活動をサポート、支援する ○ 市民の困りごと等を解決するために関係機関や行政と連携する ○ 多職種間で情報共有や顔の見える関係づくりを行う ○ 防災・防犯の活動に参加する・協力する
行 政	○ 市民、事業所・企業等に向けて情報発信・意識啓発を行う ○ 地域の人材（市民、事業所・企業等）を育成する
・	○ 市民の活動をサポート、支援する
社会福祉協議会	○ 災害時に備えた仕組みづくりを行う

(9) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

① 施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備

No.	取組の方向性	担当部署
1	高齢者、障がい者をはじめとするすべての人が安心して暮らし続けることができるよう、ユニバーサルデザインの施設整備を推進します。	福祉総務課
2	新たなまちづくり等の地域の変化に対応するため、駅を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区のバリアフリー化を推進する「バリアフリー基本構想*」の見直しを行います。	交通事業推進課

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 身近にいる困っている人・家族を把握する
・	○ 福祉サービスや制度について理解を深める
地域活動団体	○ 福祉課題について理解を深める
	○ 市民の困りごと等を解決するために関係機関や行政と連携する
事 業 者	○ 福祉のまちづくり総合推進条例に定める整備基準等を満たす施設整備に努める
行 政	○ 市民、事業所・企業等に向けて情報発信・意識啓発を行う
・	○ 市民が利用する施設等におけるユニバーサルデザインの整備を行う
社会福祉協議会	○ 計画、条例等を推進し、時機に応じて見直しをする

Ⅲ-3 支援の質を確保する



基本施策に係る主な現状と課題

- ◇ 福祉サービス事業者が第三者評価を積極的に受審するよう、事業者に対して制度の周知や受審勧奨を継続して行う必要があります。また、利用者に対して第三者評価の実施状況や結果を公表することを通じて福祉サービスの質の向上につなげる必要があります。
- ◇ 多種多様な福祉サービスの普及に伴い、社会福祉法人だけでなく、非営利団体、営利企業等、様々な法人がサービスを提供しています。市民が常に安心して質の高いサービスを利用し続けることができる環境を整備するため、福祉サービス事業者に対して適正な運営ができるよう指導や助言を行う必要があります。
- ◇ 地域において、少子高齢化や人口減少等を踏まえた福祉ニーズに対応するサービスの充実を図るため、地域の事業者による地域貢献活動を促進する必要があります。
- ◇ 高齢化の進展に伴い、医療と介護サービスの両方を必要とする高齢者は、ますます増加することが見込まれます。在宅療養を必要とする高齢者に対し、医療と介護サービスを切れ目なく一体的に提供するため、医療・介護連携の強化に向けた取組をより一層推進していく必要があります。
- ◇ 高齢化や人口構造の変化、社会ニーズの多様化に伴い、福祉現場における人材不足が課題となっているため、より一層の福祉専門人材確保に向けた取組が必要です。
- ◇ 多様化する市民ニーズを的確に捉え、施策に反映していくため、地域における相談支援機関のネットワークを構築する必要があります。

施策の方向性

支援を必要とする人が安心してサービスを利用できるよう、福祉サービス事業者等に対する第三者評価制度の利用を促進するとともに、福祉に携わる人材の確保や、事業者向けの研修等を行うことで、福祉サービスの質の向上を図ります。また、各分野を跨ぐ問題に対応するため、高齢者支援センター・障がい者支援センター・地域子育て相談センター・教育センターをはじめとする、地域における相談支援機関からの情報をもとにした、施策の検討体制の構築を図ります。

【施策の実現度を測る指標】

指標	現状値	目標値
福祉サービスの質に対する満足度	82.2%	85%
地域貢献活動を実施している福祉サービス事業所の割合	58.3%	85%

(1) 福祉サービスの質の向上

① 福祉サービス第三者評価の受審促進

No.	取組の方向性	担当部署
1	福祉サービス事業所に対し、「東京都福祉サービス評価推進機構認証評価機関*」による第三者評価の受審費用を助成し、サービスの質の向上を図ります。 また、福祉サービス事業所に対して福祉サービス第三者評価制度*の周知や受審勧奨を行うとともに、受審結果の公表を促すことで、町田市における福祉サービスの質の向上につなげます。	指導監査課 障がい福祉課 高齢者福祉課 保育・幼稚園課 子育て推進課 子ども発達支援課

② 福祉サービス事業者等への適正な運営支援

No.	取組の方向性	担当部署
1	社会福祉、障がい福祉、児童福祉、介護保険の各制度に基づき、社会福祉法人、及び福祉サービス事業者に対して適正な運営ができるよう指導・助言を行います。	指導監査課
2	地域密着型サービス*（認知症高齢者グループホーム*等）の適正な運営を確保するため、地域における保健・医療・福祉関係者等で構成する地域密着型サービス運営委員会を運営し、意見交換を行います。	いきいき総務課
3	施設入所者の要介護度を改善するため、要介護度が改善された特別養護老人ホーム*に対し、奨励金を交付します。また、その効果検証・制度活用促進のため、対象施設に対するアンケートや、前年度に申請がなかった施設を中心とする周知・協力依頼を行います。	介護保険課
4	子育て家庭等から保育サービスに関する相談、及び情報提供を行うため、保育コンシェルジュ*を導入しています。今後さらなる保育の質の確保・向上を図るため、新たに保育コンシェルジュが定期的に市内の教育・保育施設を訪問し助言等を行うとともに、施設職員からの現場での悩みに関する相談を受け付けます。	保育・幼稚園課

③ 福祉サービス事業者等が行う地域貢献活動の促進

No.	取組の方向性	担当部署
1	福祉サービス事業者等による、専門的な知識・技能を活かした地域貢献活動を促進するため、地区別懇談会等で把握した地域ニーズに関する情報提供を行います。	福祉総務課 障がい福祉課 いきいき総務課 保育・幼稚園課 子育て推進課
2	多様化する地域課題に対応するため、社会福祉法人で構成する地域公益活動推進協議会を設置し、地域貢献活動を促進します。	福祉総務課 社会福祉協議会

④ 苦情相談窓口の運営

No.	取組の方向性	担当部署
1	【再掲Ⅲ-2-(6)-①】判断能力が不十分な人等を支援するため、制度に関する相談対応や福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を実施します。また、福祉サービスに関する苦情や相談等について専門的見地から対応する委員会を運営します。 更に、地域において福祉サービスを安心して選択できるよう、市民に資料等を配布・周知し啓発を図るとともに、市内事業所を対象に研修を実施し、福祉サービスの質の向上に寄与します。	福祉総務課

⑤ 分野横断的な福祉サービス等の展開

No.	取組の方向性	担当部署
1	在宅療養の充実や、医療・介護連携における課題の解決を図るため、医療と介護の専門職団体が参画する「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト*推進協議会」を開催します。本協議会では、市民の在宅療養に関する理解の促進等を目的とした研修会の実施や、専門職同士が情報共有を円滑に行い、連携を強化するための仕組みづくり等を行います。	高齢者福祉課
2	農福連携*に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すとともに、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保、及び農地の保全につなげます。	農業振興課
3	【再掲Ⅰ-2-(2)-①】多様化する地域の課題解決を図るため、「町田市住みよい街づくり条例」に基づき、地域資源を活かした市民主体の街づくり活動（街を良くする活動）を支援します。あわせて、街づくり活動等からつくる地区のまちの将来像「まちビジョン」により、地区の住民や活動団体等をつなぎ、新たな街づくり活動の創出へつなげていきます。	地区街づくり課

No.	取組の方向性	担当部署
4	市域で一体的なフードドライブの取組を推進するため、市や民間団体がつなぎ役となり、食品が余っているところ（供給側）と生活困窮者をはじめとした、食品を必要としているところ（需要側）を結びつけるための仕組みを拡充します。また、廃棄される食品をできる限り有効活用することで、食品ロスの削減を図ります。	環境政策課 3R 推進課

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 身近にいる困っている人・家族を把握し、関係機関や行政に相談する・つなげる
・	
地域活動団体	○ 福祉サービスや制度について理解を深める ○ 地域をよくする活動や地域活動団体に、参加・協力する
事 業 者	○ 市民の困りごと等を解決するために関係機関や行政と連携する ○ 市が実施する講座・研修に参加する ○ 多職種間で情報共有や顔の見える関係づくりを行う ○ 市民・活動団体等の活動をサポート、支援する
行 政	○ 市民、事業所・企業等に向けて情報発信・意識啓発を行う ○ 市民の困りごと等を解決するための仕組みづくりを行う ○ 市民（活動団体・事業所等の多様な主体含む）が連携するコーディネーターを行う ○ 内部の人材育成、仕組みづくりを行う
・	
社会福祉協議会	

（２）福祉専門人材の育成・確保

① 福祉人材の開発

No.	取組の方向性	担当部署
1	市役所福祉部門（生活援護課・障がい福祉課・高齢者福祉課・子ども家庭支援センター）に配置している専任職について、各所属における専任職の業務や効果等を把握・検証し、今後の専任職としての事業のあり方を検討します。	職員課
2	障がい者支援人材の確保や質の高い支援を行うため、市や事業所、関係機関を交え、方策や事業内容の検討を行います。	障がい福祉課
3	団塊ジュニア世代*が高齢者となる2040年に向けて介護人材不足は更に深刻化すると見込まれています。そのため、介護人材バンク機能強化による多様な担い手の確保や、中核となる専門人材の育成・定着に取り組みます。	いきいき総務課

No.	取組の方向性	担当部署
4	保育士等の人材不足を解消するため、保育士養成校で、市内の保育所等で働くことに魅力を感じてもらえるような就職相談会を実施します。また、より人材確保につながる取組を検討していきます。	子育て推進課
5	福祉人材確保のため、誰でも参加できる「福祉のしごと相談・面接会*」を、関係機関と連携し実施します。	福祉総務課 社会福祉協議会

② 福祉サービス事業者向けの研修の充実

No.	取組の方向性	担当部署
1	介護職のスキルアップのために実施するテーマ別・職層別の研修等により、介護人材の育成・定着に取り組めます。研修等の実施にあたっては、参加者の利便性を考慮し、ICTの活用を推進します。	いきいき総務課 介護保険課
2	市内の認可保育園等を対象とした研修を実施し、職員の能力向上、及び保育の質の向上を図ります。	保育・幼稚園課 子育て推進課
3	育児支援ヘルパー事業*、及びひとり親家庭ホームヘルプサービス*を実施している事業所に対し、基本的な知識を講習により周知し、サービスの向上を図ります。	子ども家庭支援センター
4	市内の高齢、障がい、保育等の福祉施設職員を対象に、接遇・マナーやメンタルケア、リスクマネジメント等に関するスキルアップのための研修会を開催します。また、規模の大きい法人だけでなく、比較的小規模の事業所や施設職員が、身近なところで学習の機会を作ること、福祉人材の確保、育成、定着に取り組めます。	福祉総務課 社会福祉協議会

【取組施策における多様な立場の主な役割】

市 民	○ 地域に目を向ける・興味を持つ
・	○ 講座・研修に参加する
地域活動団体	○ 福祉サービスや制度について理解を深める
	○ 市が実施する講座・研修に参加する
事 業 者	○ 多職種間で情報共有や顔の見える関係づくりを行う
	○ 専門人材の育成・確保を行う
行 政	○ 市民、事業所・企業等に向けて情報発信・情報提供を行う
・	○ 市民、事業所・企業等に向けて講座・研修等を実施する
社会福祉協議会	○ 地域の人材（市民、事業所・企業等）を育成する
	○ 内部の人材育成、仕組みづくりを行う

(3) 地域福祉の包括的支援機能の構築

① 庁内における包括的支援体制の充実

No.	取組の方向性	担当部署
1	福祉関係部署において、各分野の連動した支援や施策等への反映を行うことができるよう、分野共通の課題や分野を跨ぐ相談事例等の情報共有を行います。	福祉総務課
2	相談を受けた機関が、関係する機関に早期に情報共有を図ることができるよう、電子的な仕組みの導入を検討します。また、支援プラン案の作成にあたっては、過去の相談支援の実績を蓄積し、それに基づいた支援プランの作成を電子的に行うことができるよう、相談窓口におけるICTを活用した仕組みの導入を検討します。	福祉総務課

② 地域における相談支援機関の連携・協働の推進

No.	取組の方向性	担当部署
1	市民からの相談を包括的に受け止め、分野横断的な支援を円滑に行うことができるよう、地域における相談支援機関がエリア単位で参加する連絡会を開催します。連絡会では、必要に応じて地域活動団体等の協力を得ながら、分野を跨ぐ相談事例等の情報共有や、顔の見える関係づくりを行います。	福祉総務課
2	【再掲Ⅲ-3-(1)-③】多様化する地域課題に対応するため、社会福祉法人で構成する地域公益活動推進協議会を設置し、地域貢献活動を促進します。	福祉総務課 社会福祉協議会

【取組施策における多様な立場の主な役割】

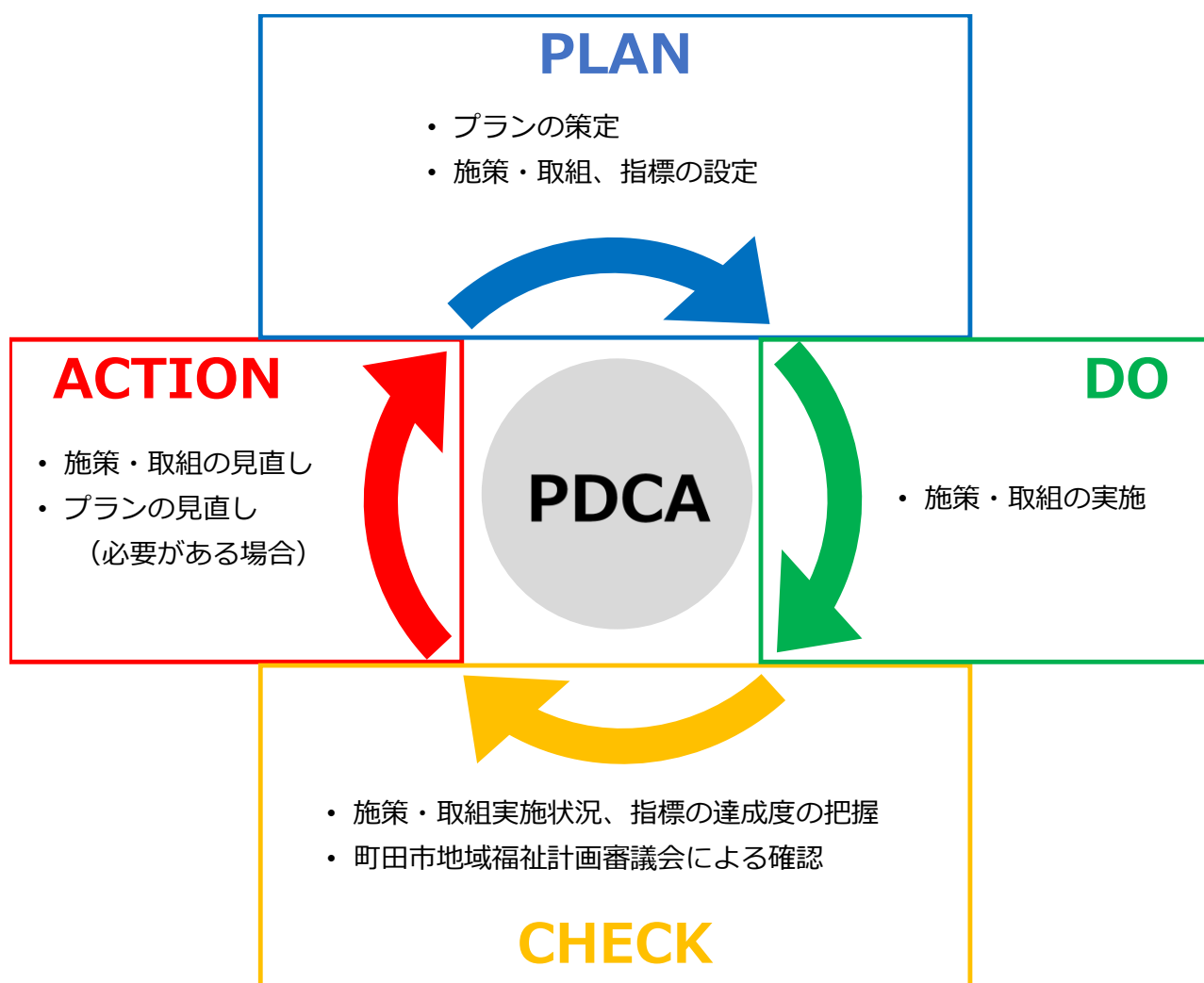
市 民	○ 地域の困りごと等を解決するために、関係機関や行政に相談する・つなげる
・	
地域活動団体	
事 業 者	○ 市民の困りごと等を解決するために関係機関や行政と連携する ○ 多職種間で情報共有や顔の見える関係づくりを行う
行 政	○ 市民の困りごと等を解決するための仕組みづくりを行う
・	○ 市民・地域活動団体・事業所等の多様な主体が協議する場づくりを行い、
社会福祉協議会	連携・調整する

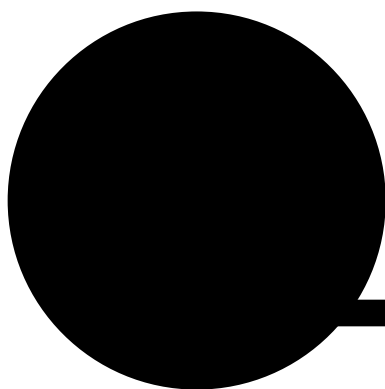
第6章 プランの推進に向けて

プラン策定後は、PDCAのサイクルにより、施策・取組やリーディングプロジェクトの実施状況等の確認を毎年度行い、その結果に基づき改善を図ります。

また、地域や福祉を取り巻く環境変化に対応するため、必要に応じて、5年後に計画の中間見直しを行います。なお、計画の見直しにあたっては、市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される町田市地域福祉計画審議会において審議を行うことで、適切な立案をします。

図表 PDCAサイクル*の図





資料編

1 検討体制

(1) 町田市地域福祉計画審議会 委員名簿

(敬称略)

氏名	所属
◎宮城 孝	法政大学現代福祉学部教授
○佐藤 繭美	法政大学現代福祉学部教授
安達 廣美	町田市町内会・自治会連合会
新井 邦夫	町田市青少年健全育成地区委員会連絡協議会
岡田 栄	まちだ NPO 法人連合会
鯨岡 健人	町田市薬剤師会
陶山 慎治	町田市介護サービスネットワーク
長崎 敏宏	町田市歯科医師会
中村 伊佐夫	町田市公立中学校校長会
馬場 昭乃	町田市社会福祉協議会
増子 達也	町田市医師会
町野 眞里子	町田市民生委員児童委員協議会
村田 隆行	町田市法人立保育園協会
森 公男	町田市社会福祉法人施設等連絡会

◎は会長、○は職務代理

(2) 庁内策定検討委員会 委員一覧

委員長	政策経営部担当副市長
副委員長	委員長以外の副市長
委員	政策経営部長 経営改革室長 総務部長 財務部長 防災安全部長 市民部長 市民協働推進担当部長 文化スポーツ振興部長 地域福祉部長 いきいき生活部長 保健所長 子ども生活部長 経済観光部長 環境資源部長 道路部長 都市づくり部長 都市整備担当部長 下水道部長 学校教育部長 生涯学習部長

※庁内策定検討委員会：正式名称は、(仮称)まちだ未来づくりビジョン2040等策定検討委員会といい、まちだ未来づくりビジョン2040の策定や、その他市長が必要と認める事項について検討をする委員会です。市長が必要と認める事項として、第7回から本プランの検討を行っています。

(3) 庁内策定専門部会 部会員一覧

部会長	地域福祉部長
副部会長	市民協働推進担当部長
部会員	企画政策課未来づくり担当課長（2021年3月31日まで） 企画政策課担当課長（同年4月1日から） 広報課まちだ〇ごと大作戦担当課長 防災課長 市民協働推進課長 福祉総務課長 いきいき生活部次長兼いきいき総務課長 保健総務課長 子ども総務課長 住宅課長 教育総務課長 生涯学習センター長

(4) 庁内策定作業部会 部会員一覧

① 協働検討作業部会

部会長	市民協働推進課長
部会員	企画政策課政策研究担当係長 広報課まちだ〇ごと大作戦担当係長 福祉総務課総務係長 産業政策課総務担当係長 地区街づくり課街づくり景観係長 生涯学習センター事業係担当係長

② 包括的支援検討作業部会

部会長	福祉総務課長
部会員	生活援護課相談係 障がい福祉課支援係長 高齢者福祉課高齢者サービス係長 高齢者福祉課地域支援係担当係長 介護保険課給付係長 保健予防課鶴川地域保健係長 子育て推進課町田 地域子育て相談センター所長 子ども家庭支援センターひとり親相談担 当係長 子ども発達支援課推進係長 教育センター教育相談担当係長

2 検討経緯

(1) 町田市地域福祉計画審議会

日付	会議事項
第1回 2020年 8月18日（火）	1 諮問 2 議題 （1）市民アンケート調査の報告について （2）計画策定の方向性について （3）今後のスケジュールについて
第2回 2020年 12月15日（火） リモート開催	1 協議・検討事項 （1）基本理念・基本目標について 2 報告事項 （1）庁内の窓口対応状況等調査の結果について
第3回 2021年 3月26日（金） リモート開催	1 報告事項 （1）新たな相談支援体制について 2 協議・検討事項 （1）計画体系（案）について
第4回 2021年 5月28日（金） 書面開催	1 協議・検討事項 （1）計画体系案の修正について （2）基本施策に係る現状、課題、施策の方向性及び指標について 2 報告事項 （1）計画体系に紐づく取組内容調査結果について （2）計画フォーマット案について
第5回 2021年 7月6日（火） リモート開催	1 報告事項 （1）計画体系案の修正について （2）指標の修正について 2 協議・検討事項 （1）取組内容について （2）リーディングプロジェクトについて
第6回 2021年 8月11日（水） リモート開催	1 協議・検討事項 （1）計画素案について 2 報告事項 （1）パブリックコメントの実施について
第7回 2021年 11月22日（月） リモート開催	1 報告事項 （1）パブリックコメント実施時における素案の修正点について （2）「わたしの地区の未来ビジョン」の進捗状況について 2 協議・検討事項 （1）パブリックコメントの結果について
第8回 2022年 1月18日（火） リモート開催	1 報告事項 （1）「わたしの地区の未来ビジョン」の進捗状況について 2 協議・検討事項 （1）答申案について
2022年 1月24日（月）	「町田市地域ホッとプラン」答申

(2) 庁内策定検討委員会

日付	会議事項
第7回 2020年 4月10日（金） 書面開催	議題 （1）計画策定体制（案）について
第9回 2020年 8月6日（木） リモート開催	議題 （1）策定スケジュールについて （2）（仮称）町田市地域ホッとプランの策定の方向性について （3）作業部会での主な検討事項及び体制について
第11回 2020年 11月16日（月） リモート開催	議題 （1）基本理念・基本目標について
第12回 2021年 2月4日（木） リモート開催	議題 （1）基本理念・基本目標について （2）個人や家族の困りごとに対する相談支援のイメージ図について
第13回 2021年 3月25日（木） リモート開催	議題 （1）再犯防止推進計画策定の方向性について （2）計画体系案について （3）個人や家族の困りごとに対する相談支援のイメージ図について （4）（仮称）地区未来ビジョン及び地区別懇談会について
第14回 2021年 5月24日（月） リモート開催	議題 （1）計画体系案について （2）計画体系に紐づく取組内容一覧について （3）計画フォーマット案について
第15回 2021年 7月19日（月） リモート開催	議題 （1）計画体系案の修正について （2）計画素案について （3）成年後見制度利用促進基本計画策定の方向性について
第16回 2021年 11月15日（月） リモート開催	議題 （1）パブリックコメントの結果について
第17回 2022年 2月16日（水） リモート開催	議題 （1）答申案について （2）「わたしの地区の未来ビジョン」の進捗状況について

※本プランの検討は第7回から行っており、第8回及び第10回では本プランの検討を行っていません。

(3) 庁内策定専門部会

日付	会議事項
第1回 2020年 10月12日（月）	1 報告事項 （1）（仮称）町田市地域ホッとプランの策定の方向性について 2 協議・検討事項 （1）作業部会の設置について
第2回 2020年 11月6日（金）	1 協議・検討事項 （1）基本理念・基本目標について 2 報告事項 （1）庁内調査の結果について
第3回 2021年 3月12日（金）	1 報告事項 （1）作業部会の進捗状況について ①協働検討作業部会について ②包括的支援検討作業部会について （2）再犯防止推進計画について 2 協議・検討事項 （1）計画体系案について
第4回 2021年 5月19日（水）	1 協議・検討事項 （1）計画体系案の修正について 2 報告事項 （1）計画体系に紐づく取組内容調査結果について （2）計画フォーマット案について
第5回 2021年 6月28日（月）	1 報告事項 （1）計画体系案の修正について 2 協議・検討事項 （1）指標及び取組内容について （2）リーディングプロジェクトについて
第6回 2021年 7月14日（水）	1 報告事項 （1）計画体系案の修正について 2 協議・検討事項 （1）計画素案について （2）成年後見制度利用促進基本計画について
第7回 2021年 11月9日（火）	1 協議・検討事項 （1）パブリックコメントの結果について

(4) 庁内策定作業部会

① 協働検討作業部会

日付	会議事項
第1回 2020年 12月22日（火）	1 報告事項 （1）（仮称）町田市地域ホッとプランの概要について 2 協議・検討事項 （1）ご自身の部署における地域（市民団体・市民・企業）との関わり の現状について （2）上記に係る課題について
第2回 2021年 1月13日（水）	1 協議・検討事項 （1）基本目標Ⅰに係るテーマを実現するために必要な要素について の意見交換 テーマ：「誰かとつながりたい人であられるまちになるためには 何が必要ですか？」 （2）基本目標Ⅱに係るテーマ設定検討
第3回 2021年 2月2日（火）	1 協議・検討事項 （1）基本目標Ⅱに係るテーマを実現するために必要な要素について の意見交換 テーマ：「多様なステークホルダーが集まり、地域でイノベーションを 起こすにはどのようなことが必要ですか？」 （2）（1）のテーマを掘り下げる再度のテーマ設定と意見交換
第4回 2021年 2月22日（月）	1 協議・検討事項 （1）オープンセッション準備 （2）オープンセッションテーマ設定 ※オープンセッション：ステークホルダーを招き、テーマについて 一緒に考え、多種多様なアイデアを生み出す場のこと。
オープンセッション 2021年 3月3日（水） リモート開催	1 協議・検討事項 （1）「（仮称）町田市地域ホッとプラン」オープンセッション ①誰かとつながりたい人であられるまちになるには何が必要で ですか？ ②多様な主体が集まり、地域でイノベーションを起こすには、 どのようなことが必要ですか？
第5回 2021年 3月23日（火）	1 協議・検討事項 （1）3月3日に実施したオープンセッションについて振り返りと、 それを踏まえての計画体系案についての意見交換
第6回 2021年 5月12日（水）	1 協議・検討事項 （1）「（仮称）町田市地域ホッとプラン」基本目標Ⅰ及びⅡに関わる 想定事業についての意見交換

② 包括的支援検討作業部会

日付	会議事項
第1回 2020年 11月18日（水）	1 報告事項 （1）（仮称）町田市地域ホッとプランの策定の方向性について （2）基本理念・基本目標について 2 協議・検討事項 （1）庁内の窓口対応状況等調査の結果について （2）（仮称）町田市地域ホッとプラン推進事業（重層的支援体制整備事業）の概要と今後の検討について （3）先進市の事例紹介
第2回 2020年 12月15日（火）	1 報告事項 （1）相談支援体制検討シートの結果について 2 協議・検討事項 （1）包括的に相談を受け止める体制づくりの検討 （2）支援機関の連携体制づくりの検討
第3回 2020年 12月25日（金）	1 報告事項 （1）岡山市の事例紹介 2 協議・検討事項 （1）包括的に相談を受け止める体制づくりの検討
第4回 2021年 1月19日（火）	1 報告事項 （1）多機関協働体制検討シートの結果について 2 協議・検討事項 （1）多部署・関係機関が協働する体制づくりの検討
第5回 2021年 2月3日（水）	1 報告事項 （1）アウトリーチ・参加支援事業等検討シートの結果について 2 協議・検討事項 （1）アウトリーチを通じた継続的支援体制づくりの検討
第6回 2021年 2月17日（水）	1 報告事項 （1）参加支援事業検討シートの結果について 2 協議・検討事項 （1）参加支援事業について ①居住支援について ②就労支援について （2）計画体系について
第7回 2021年 3月4日（木）	1 報告事項 （1）包括的支援検討作業部会の進捗状況報告内容の確認について 2 協議・検討事項 （1）計画における「地域」の考え方について
第8回 2021年 3月19日（金）	1 厚生労働省による説明 （1）重層的支援体制整備事業に係る国の動向及び自治体に求められることについて ①厚生労働省御担当者様からの御説明 ②質疑応答 2 岡山市オンライン視察 （1）岡山市の総合相談支援体制づくりについて ①岡山市及び岡山市社会福祉協議会各御担当者様からの御説明 ②質疑応答

3 用語集

ア 行

●アウトリーチ 【P35, P51, P53 など】

必要な人に必要なサービスと情報を届けること。また、行政や支援機関が積極的に支援を届けること。

●空家予備軍 【P78】

一戸建て住宅を所有し居住している高齢者世帯のこと。

●あんしん相談室 【P77】

地域の高齢者の総合相談窓口で、町田市が委託している高齢者支援センターの一部として、介護保険や介護予防、高齢者虐待、ご近所の高齢者の方についての相談を受け付け、必要に応じ高齢者支援センター本体につなぐ機能をもっているもの。

●いきいきポイント制度 【P75】

市内の介護保険施設でのレクリエーションの補助や話し相手、保育園での子どもの遊び相手など、地域の高齢者の様々な活動にポイントを与えて、還元する制度のこと。

●育児支援ヘルパー事業 【P98】

出産後育児、家事等の援助を必要とする母親に対してヘルパーを派遣し、育児の身体的及び精神的負担の軽減を図る事業のこと。

●医療と介護の連携支援センター 【P77, P79】

市全体の在宅医療・介護連携のさらなる推進に向けて、2020年4月に開設した「在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター」の通称。

●オンラインサロン 【P36, P49, P56 など】

インターネットや SNS 上で行われる会員制コミュニティのこと。主宰者と会員だけが参加できる非公開性を有し、方向性や目標が似通った人が集まるため、積極的なコミュニケーションが生まれやすく、特定の分野の知識や理解を深めやすいという特徴がある。

カ 行

●介護予防サポーター 【P74】

自らの介護予防の知識を深めるとともに、地域で介護予防の普及啓発や地域活動を行うことができる人。

●課題解決プロジェクト 【P48, P49, P50 など】

地域課題の解決に向けた取組。

●居住支援協議会 【P85】

低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）に対する民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、有識者を含めて町田市の現状や今後の運営方針等を協議する組織のこと。

●クラウドファンディング 【P32】

目的を達成するために、インターネットや SNS を用いて資金を集める方法。

●ゲートキーパー 【P86】

地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、声をかけ、その人の話を受け止め、必要に応じて専門の相談機関につなぐ等の役割が期待される人。

●健康づくり推進員 【P75】

市職員と協力しながら地域の健康づくり推進のために活動する市民のこと。

●権利擁護支援検討委員会 【P89】

個別の事例に関し、専門職の委員が助言を行い適切な利用者支援を行うもの。

●公益事業コミュニティサイト CANPAN 【P25】

NPO 法人等の公益活動を実施する団体や助成制度等を紹介するウェブサイト。

●後見人候補者推薦団体 【P89】

成年後見人等の候補になる人を推薦する団体。

●洪水ハザードマップ 【P35, P91】

大雨時に危険な場所（浸水の予想される区域）や危険の程度（想定される浸水深）、避難場所、避難経路等の災害対応のための情報等が示された地図のこと。

●子育てひろば 【P71, P74】

保育園や認定こども園で、園庭・室内開放により行っているあそびの会や育児講座等の事業のこと。

●子ども食堂 【P84】

地域の団体等が子どもに対し、栄養のある食事や地域の方々との交流の場を提供する活動のこと。

●個別避難計画 【P81, P92】

災害が発生、又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難及び避難生活の支援を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難するのかを定めた個別の支援計画のこと。

力
行

●ごみ減量サポーター 【P62】

地域に密着し、ごみの減量と資源化への取組を推進していく「ごみ減量の市民リーダー」のこと。

サ
行

●災害ボランティアセンター 【P92】

災害発生時に市からの要請に基づいて社会福祉協議会が開設する、被災者の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動を行う組織のこと。

●歳末たすけあい運動 【P63】

共同募金運動の一環として、地域住民やボランティア・NPO 法人、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て展開する多様な福祉活動のこと。

●産官学連携 【P61】

企業（産）と大学等（学）と政府や地方公共団体等（官）が連携して、新しい技術の研究開発や新しい事業の創出、新しい製品の開発等を行うこと。

●市民後見人 【P89】

市区町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた人の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選出された人。

●社会福祉法人 【P53, P59, P78 など】

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人のこと。

●終活 【P73, P78】

人生の最期に向けて準備をすること。

●住宅確保要配慮者 【P44, P81, P85 など】

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

●住宅セーフティネット 【P85】

住宅の確保に配慮を要する方々の住まいを確保できるような様々な取組。

●就労サポートまちだ（ハローワーク町田） 【P83】

ハローワーク町田と共同で市庁舎 1 階に開設している就労支援窓口のこと。

●障がい者就労・生活支援センター 【P83】

就労全般に関する相談や面接同行等の就労支援を行っている相談支援機関のこと。就職後は、職場定着支援を行い就職先の定着を図っている。

●小集団指導 【P82】

学習の習熟度が近い児童同士で、教科書等を用いてグループ学習を行うこと。

●小地域座談会 【P67】

地区別懇談会から見えてきた各地区の小地域の課題を、我がごとと捉え、解決に向けて意識を持てるような交流の場や、話し合いができる仕組みづくりのこと。

●人権パネル展 【P72】

人権尊重思想の普及啓発を図ることを目的とし、人権に関する取組について展示を行うイベント。

●生活支援コーディネーター 【P63, P83】

生活支援・介護予防サービスの充実と強化を図るために高齢者支援センターに配置された職員のこと。生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、社会資源・地域ニーズの把握を行うとともに、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘等、社会資源の開発を行う。

●生活支援団体 【P75】

市民を対象とする生活支援を実施している団体のこと。

●生活保護受給者等就労自立促進プログラム 【P83】

生活保護受給者等に対し、ハローワークと福祉事務所等地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を行うことにより、就労による自立を促進するためのプログラム。

●制度の狭間の問題 【P42】

様々な問題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない問題。

●成年後見制度 【P13, P20, P24 など】

判断能力が低下した高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の方の財産管理や契約を補助したり代理する人を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

●成年後見サポーター 【P89】

成年後見制度に関する周知等の活動をする人。

●総合健康づくり月間 【P73】

町田市保健所では、11月を「町田市総合健康づくり月間」と位置付け、オンラインや各施設、冊子等を通じて、体験・講習・クイズ等の様々な健康づくりに関するコンテンツを紹介している。

●ダブルケア 【P9, P10, P41 など】

子育てと親の介護を同時に抱えている状態。晩婚化、高齢出産の増加、核家族化等により、近年問題が顕在化している。

●団塊ジュニア世代 【P97】

1971 年～1975 年までの第二次ベビーブーム期に生まれた人を指し、人口比率の高い世代。

●地域おうえんコーディネーター 【P66】

主に地区協議会の運営や活動を支援している、市民協働推進課の地区担当職員。行政と地区協議会のパイプ役を担い、地域に関する相談対応等、様々な場面で地域と連携している。

●地域ケア会議 【P79】

医療・介護・福祉の専門職や地域関係者、警察・消防等の多職種にわたる関係者が協働し、個別ケースの支援内容の検討を通じて地域課題の把握・抽出・検討を行い、地域づくりや資源開発・政策形成等につなげるための会議。

●地域公益活動推進協議会 【P84, P96, P99】

社会福祉法人の使命に基づき、地域における福祉課題の解決に向け、社会福祉法人が連携して地域公益活動に取り組むことを目的とした協議会のこと。

●地域子育て支援拠点事業（子育て広場事業） 【P77】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のこと。

●地域福祉コーディネーター 【P51, P53, P54 など】

各区市町村において、地域住民間や住民と関係者をつなぐネットワークづくり、地域の福祉課題を解決するための資源の開発等を担う人材。

●地域防災リーダー 【P61】

地域で率先して防災活動を実践する人材のこと。

●地域密着型サービス 【P95】

住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、2006 年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。

認知症対応型デイサービス、（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等がある。

●地域連携ネットワーク 【P88】

権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。

●地区協議会 【P9, P11, P12 など】

地区の特性と資源を活かして、地区の課題を自ら解決し、更に魅力発信や向上に主体性を持って取り組む団体同士のネットワーク。市内全 10 地区に設置されている。

●地区社会福祉協議会 【P31, P34, P53 など】

福祉問題の解決に向け地域ごとに協議・活動していく、地域で組織された任意団体。

●地区別懇談会 【P4, P11, P16 など】

各地区で活動する住民や団体自らが、地域の課題の解決に向けた方策を考え、また、団体同士の連携を図るきっかけづくりのため、市内 10 地区で実施される住民懇談会のこと。

●町内会・自治会 【P5, P10, P16 など】

地域の課題を解決し、地域住民相互の親睦を図るために組織された、自主的・民主的な任意団体。

●東京都人権尊重教育推進校 【P72】

区市町村立学校及び都立学校の中で、人権教育を一層充実させるために設置された学校のこと。設置期間は2年間で、50 校程度設置されている。

●東京都福祉サービス評価推進機構認証評価機関 【P95】

特別養護老人ホーム等の介護サービス事業所のほか、障がい福祉サービス事業所や保育所等の福祉サービス全般を提供している事業所を専門的かつ客観的に評価する機関のこと。

●東京ボランティア市民活動センター掲示板 【P25】

様々な分野のボランティア活動や NPO 法人等の紹介を行うウェブ掲示板。

●特別養護老人ホーム 【P95】

介護保険施設のひとつ。日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方が対象の施設で、施設サービス計画に基づいて、食事、入浴等の日常生活の介護や健康管理を行う。

●土砂災害ハザードマップ 【P35, P91】

都道府県による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を受け、区市町村が作成するマップで、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の位置や避難場所、避難経路等に関する情報が記載されているもの。

タ行

●デジタル空間 【P56】

インターネットなどのデジタル技術を使って作られた空間のこと。実際にはそこに存在していないものも、存在しているかのように感じることができる。

ナ行

●ニート 【P24】

15～34 歳の非労働力（仕事をしていない、また失業者として求職活動をしていない者）のうち、主に家事も通学もしていない独身者を指す。

●二次避難施設 【P92】

一般的に言う福祉避難所のことで、災害時に避難施設で避難生活を送ることが困難な要配慮者（高齢者、障がい者等）等を受け入れるための施設のこと。

●認知症高齢者グループホーム 【P95】

地域密着型サービスのひとつ。認知症の方が少人数で共同生活を送りながら、食事、入浴等の介護や支援、機能訓練等のサービスを受けることのできる施設。

●農福連携 【P96】

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。

ハ行

●8050 問題 【P9, P10, P41 など】

高齢の親と同居する 50 歳以上の子どもの組み合わせによる生活問題。例えば、ひきこもりの長期化により高齢の親に生活を依存せざるを得ない、親の介護のために子どもが離職し生活に困窮する等、様々な問題があげられる。

●バックカスティング 【P45】

叶えたい未来像を目標点として、それを実現するために今から何ができるか考える手法。

●バリアフリー基本構想 【P93】

公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する構想のこと。

●ひきこもり 【P10, P24, P52】

様々な要因の結果として社会的参加（就業、就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的に6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしても該当する）を指す。

●ひきこもりネットワーク会議 【P79】

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を構築していくために開催している会議。

●ひとり親家庭ホームヘルプサービス 【P98】

就労・技能習得等のため一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合や、ひとり親となり生活環境の激変のため日常生活を営むことに支障が生じている場合等にヘルパーを派遣する事業のこと。

●避難行動要支援者 【P35, P38, P81 など】

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、そのために特に支援が必要な人。

●フードドライブ 【P84, P97】

家庭等で余っている食べ物を学校や職場に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動のこと。

●福祉サービス第三者評価制度 【P95】

福祉サービス事業所が利用者に提供するサービスの質について、事業者や利用者以外の公正、中立な立場である第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービス事業所を評価するシステム。

●福祉のしごと相談・面接会 【P98】

新たな福祉の担い手と福祉の仕事を希望する方の掘り起こし、福祉と仕事に興味を持つ方が事業所との個別面談を通じて、疑問、不安を解消し、身近な地域にある事業所で働く機会を増やす事業のこと。

●プラットフォーム 【P38, P40, P44 など】

個人や団体が、それぞれの知識や経験を活かし、課題解決に向けて話し合いや取組を行う場。

●ふれあいサロン 【P58】

地域の中で仲間づくりや異世代交流を行い、人と人を結ぶふれあいの場として、地域住民が運営する交流の場。地域の集会所や個人宅で開催される。

●プロボノワーカー 【P37】

職業人として培ったスキルやノウハウを提供して、社会に貢献するボランティア活動を行う人（Probono Publico worker の略）。

八
行

●保育コンシェルジュ 【P95】

就学前までの子どもの保護者を対象に、個々のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の案内や、子育て支援事業等の情報提供、相談・助言を行う専門の相談員のこと。

●防災マップ 【P31, P35, P91】

災害の危険性のある区域や防災施設等を周知する地図のこと。

●法人後見サポーター 【P89】

法人が受任している後見業務のサポートを行う人。

●防犯リーダー講習会 【P61】

地域での防犯活動の担い手となる自主防犯パトロール隊の活動を活発にするために行われる、最新の犯罪手口や、犯罪への対処法、効果的な防犯活動を伝える講習会。

●保護司 【P53, P90】

社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することをその使命とする者のこと。

マ
チ

●マイ保育園 【P77】

「子育ての楽しさをみんなで分かち合うために」「子育ての悩みをみんなで解決するために」「子育ての難しさをみんなで支え合うために」をテーマに、家庭で子育てをしている保護者が、市内の保育園や認定こども園に登録し「かかりつけ窓口」として、気軽に子育てに関する相談ができる事業のこと。

●まこちゃん教室 【P85】

ひとり親家庭等の子どもを対象にした無料の学習支援教室のこと。

●まちカフェ！ 【P25, P32, P56 など】

市内で活動する NPO 法人や市民活動団体、地域活動団体（町内会・自治会）等が一堂に集い、活動発表等を通じて団体同士の交流を深めるとともに、来場者に PR するためのイベント。

●町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト 【P96】

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、市内の高齢者の在宅療養を支え、医療と介護をはじめとした多職種の連携の促進を図るための取組のこと。

●まちだ互近助クラブ 【P75】

地域の助け合いの関係を基盤として住民が主体となって立ち上げ、参加者の心身機能が低下した場合でも、長く活動できることを目指したクラブのこと。

●町田国際交流センター 【P72】

地域に居住する日本人と外国人市民との友好親善の絆を深め、文化の薫り高く国際感覚豊かなまちづくりを推進する業務を行っているセンターのこと。

●町田市子育て支援ネットワーク連絡会 【P73 P79, P87】

要保護児童等に対する関係者間の情報の交換と協議を行う機関である「要保護児童対策地域協議会」として発足した会議体。

●町田市シルバー人材センター 【P83】

町田市に居住する、60 歳以上の働く意欲を持った健康な方を構成員とし、一般家庭、事業所、官公庁等からの仕事を請け負い、会員の希望と能力に応じた仕事を提供することにより高齢者自身の生きがいと健康づくりをすすめ、活力ある地域社会をつくりだすことを目的とした公益社団法人のこと。

●町田市住みよい街づくり条例 【P63, P96】

身近な街の魅力の発見等を大切にし、市民が主役の街づくりを進めていくために、市民・事業者・市の役割や取組の方法等を定めた条例のこと。

●町田市地域活動サポートオフィス 【P16, P33, P36 など】

NPO 法人等の市内で活動する団体の支援を行う、2020 年に町田市が設立した一般財団法人。団体と地域住民、企業等をつなぐコーディネート、人材育成や組織運営に関する講座、団体活動の紹介等を行い、人づくり、組織づくり、情報の集約と拡散に特化した新たな中間支援組織としての役割を担う。

●まちだをつなげる 30 人 【P68】

背景の異なる多様な人々が集まり、つながりを深めながら周囲の関係者を招き入れ、約半年間かけて地域課題解決に取り組むまちづくりプロジェクト。30 人同士がつながり合うだけでなく、一緒に取り組みたい関係者を招いて議論を深める対話の場を開催し、自分ごととして楽しみながら課題を解決していく。

●まちとも 【P76】

学校や地域の関係者を主体とした運営協議会により、校庭での活動のほか余裕教室等も活用し、学習活動や体験活動等を行う放課後子ども教室のこと。

●町トレ 【P75】

誰もが身近な地域で定期的、継続的に介護予防に取り組むことができるよう、市内の理学療法士や健康運動指導士が中心となって作成した町田市オリジナルの体操。

マ行

●まちビジョン 【P63, P96】

地区の住民、地区内で活動する団体等が集まり、地区でやりたいこと、やり続けたいこと等を整理しながら、実現したい将来のまちの姿として取りまとめたもの。

●まちだ〇ごと大作戦 18-20 【P34, P49】

市制 60 年の 2018 年から実施している周年事業。市民や地域団体、事業者が新しい人のつながりで「やってみたい夢」に挑戦し、その実現をオール町田のまちだ〇ごと大作戦実行委員会で支えている。

●見守り活動 【P11, P37, P71 など】

高齢者や子ども等の異変に早期に気づき、必要な支援につなげるため、地域で互いに気かけ合う活動のこと。

●民生委員・児童委員 【P53, P74, P77 など】

民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、担当地域において住民の社会福祉に関する相談や支援、生活支援活動等を住民性、継続性、包括・総合性の3つの原則に沿って活動する。また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねることになっている。

●申立 【P89】

必要書類等を集めて家庭裁判所に後見や保佐・補助開始の申込みをすること。

ヤ行

●ヤングケアラー 【P71, P73, P85】

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。

●ユニバーサルデザイン 【P44, P73, P93】

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、すべての人が円滑に利用できるように建物や生活環境、製品等を作り上げるという考え方のこと。

●要配慮者 【P35, P92】

高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮が必要な人のこと。

ラ行

●老人クラブ 【P19】

実りある老後を送るため、地域の高齢者（おおむね 60 歳以上の方）が自主的につくり、運営する団体のこと。

●Dカフェ 【P32】

町田市の認知症カフェの総称。“D”は認知症を意味するDementia の頭文字。認知症当事者、その家族と地域のつながる場。

●DV 【P10, P87】

配偶者、内縁の夫や妻、婚約者等の親密な間柄にある人から、一方的に受ける暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）という。

●ICT 【P37, P60, P98 など】

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略語。情報処理や通信に関連する技術・産業・設備・サービス等の総称。

●LGBT 【P72】

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーという言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることがある。

●NPO 法人 【P12, P16, P25 など】

NPO（Non-Profit Organization）とは民間非営利組織といわれるもので、営利を目的としない社会的な活動を行う民間組織を指す。1998年に施行された特定非営利活動促進法に基づき設立された法人をNPO法人という。

●PDCA サイクル 【P100】

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）を繰り返すことによって、継続的な改善を図る手法のこと。

●SNS 【P25, P37, P49 など】

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

町田市地域ホッとプラン

発行年月 2022年3月

発行 町田市
〒194-8520 町田市森野 2-2-22
電話 042-722-3111（代表）

編集 福祉総務課・市民協働推進課・市民生活安全課

刊行物番号 21 - 75

印刷 庁内印刷

